



法と経済学研究

Law and Economics Review

May 2017 12 卷 1 号

法と経済学会

Japan Law and Economics Association

目 次

◆法と経済学会・第 14 回全国大会講演報告

□パネルセッション (校正作業中)

『 諫早湾干拓訴訟の課題とその解決に向けて 』

モデレーター 細江 守紀 (熊本学園大学)

パネリスト 馬奈木 昭雄 (弁護士)

梶澤 秀木 (佐賀大学)

川嶋 四郎 (同志社大学)

福井 秀夫 (政策研究大学院大学)

□パネルセッション 1

『 リーガル・プロフェッション養成への社会科学アプローチ 』

モデレーター 太田 勝造 (東京大学)

パネリスト 渡辺 絵美 (熊本大学、弁護士)

福井 秀夫 (政策研究大学院大学)

遠藤 直哉 (弁護士)

齋藤 隆夫 (元司法書士・桜美林大学)

□特別セッション 20

『 熊本大学「熊本復興支援プロジェクト」と震災復興のパネルディスカッション 』

モデレーター 金子 宏直 (東京工業大学)

パネリスト 安部 美和 (熊本大学)

金子 由芳 (神戸大学)

岡本 正 (弁護士、慶応大学)

□会長講演 32

『 巨大損害の賠償ルール、安全投資、および、レントシーキング 』

細江 守紀 (熊本学園大学)

□パネルセッション

4 1

『「定型約款」規定の民法への導入を考える：法と経済学からの問題提起』

モデレーター 広瀬 久和（青山学院大学）

パネリスト 田中 亘（東京大学）

清水 剛（東京大学）

《投稿論文》

交通取締り、交通事故関係刑罰等、法執行による

交通事故抑止効果についての経済分析 6 6

土屋 知省

上限金利規制の引き下げが貸金市場に及ぼす影響について

9 2

三好 祐輔（香川大学）

都築 治彦（佐賀大学）

◆法と経済学会・第14回全国大会 講演報告◆

□パネルセッション

『リーガル・プロフェッション養成への社会科学アプローチ』

日時：2016年11月5日（月）16:00～17:30

場所：熊本大学（黒髪北地区）

（文法学部本館A1教室）

モデレーター 太田 勝造（東京大学）

パネリスト 渡辺 絵美（熊本大学、弁護士）

福井 秀夫（政策研究大学院大学）

遠藤 直哉（弁護士）

齋藤 隆夫（元司法書士・桜美林大学）

【太田】： こんにちは。では、シンポジウム「リーガル・プロフェッション養成への社会科学アプローチ」を開催させていただきます。法曹に限らず、司法書士、社労士、税理士、行政書士、弁理士等、広い意味で法律に関連したプロフェッションの養成制度を総合的に考えてみたいと思います。このテーマの背景としては、法科大学院がどんどん撤退をし、将来的に20の台になるかもしれないというような時代状況があります。司法試験合格者数については、内閣府に法曹人口問題調査室ができ、その報告書が去年2015年6月30日に出て、「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」るべきこととされました。これを、文言どおり読めば、当時の1,800人台について肯定的に評価し、減ったとしても1,500人を切ってはならないという意見が出たのだと思います。この意見の根拠として、さまざまな社会調査データの収集・分析が行われたことはご存じの方も多と思います。しかし、今年2016年の新司法試験合格者数は1,580人台まで落ち込みまして、法曹養成制度はこれからどうなるのかという状況です。さらには、適正試験の任意化という方向が公にされました。任意化されると、多分、設営団体としても資金的に現状維持は不可能だろうと言われて

おります。

そういう法曹養成制度がガタガタの中で、ビジネス・チャンスとばかり隣接法律専門職は活気づいています。司法書士の簡裁代理権が認められ、そのための研修制度も充実をしております。現在、その見直ししないし拡充への議論が進んでおります。行政書士の行政不服審査での権限の拡張など、隣接法律関連職の職域拡充が進んでいます。今後、法律関連専門職である弁護士と司法書士と行政書士と税理士と弁理士等の間ですみ分けをどうするのか、市場原理でうまく最適な均衡に至るのかが問題となると思います。市場原理がうまく機能するためには、能力とスキルと知識を十分に備えたリーガル・サービス・プロバイダーとしての法律関連職の養成問題が大きな焦点となってくると思います。

ということでこのシンポジウムを構成しましたが、経済分析にあまりこだわり過ぎない形で、むしろ問題の提起と事実の摘示を学際的視点から、つまり社会科学としての議論を進めたいと思います。

順番としては、まず渡辺絵美先生に口火を切っていただきます。渡辺先生は検察官として活躍した後、現在、熊本大学法科大学院で教鞭をとっておられます。その次に齋藤隆夫先生にお願いしま

す。齋藤先生は司法書士として長期に渡って活躍されて立派な事務所をつくった後、現在は桜美林大学の教授をされています。実は、私と齋藤先生はもう30年ぐらいの付き合いがありまして、その関係で日本司法書士会連合会の司法書士養成問題検討部会のメンバーもさせていただきました。3番目に遠藤直哉先生にお願いしております。ご存じの方も多いと思いますが、法社会学研究もたくさんされており、私もよく内外の学会等で一緒させて頂いております。弁護士という以上に研究者でもられる先生です。そしてこのミニ・シンプの最後に、タフでエネルギッシュな福井秀夫先生にチャレンジングな議論をお願いしております。福井先生は、司法アクセス学会のシンポジウムで大変多くの人に感銘を与えたご報告を、法曹養成問題についてされています。そこで、福井先生にパネリストからの報告の締めくくりをしていただこうというのが私の構想です。

では、渡辺先生、よろしく申し上げます。

【渡辺】： ご紹介いただきました弁護士の渡辺です。私は平成14年から6年間ほど検察官をしております。その後、平成21年から熊本で弁護士をするとともに、熊本大学の法曹養成研究科で教えております。

私の実務家としての経験と、法曹養成研究科、つまり法科大学院で教えてきた経験をもとに、私なりの思うところを話そうと思います。遠藤先生が法科大学院の立ち上げのときから関与されていたということで、おそらく私の話には、ご異議も多々おありかもしれませんが、後ほど先生の方から突っ込んでいただければと思います。

まず最初に、法曹としてどういう能力が必要だというふうに私自身が考えるかということ、あとは法科大学院という制度ができたきっかけとなった旧司法試験について。その批判から法科大学院ができたところもあると思うので、旧司法試験について振り返ってみて、それから法科大学院の内部から見た長所や短所ですとか、今後の課

題、それから法曹に対してどういうことを求めるのかということについてお話をさせていただければと思っています。

まず、法曹として必要だと私が考える能力についてです。人が複数いるといろんなトラブルが発生してくるので、ルールが必要になってくることが法律の存在理由だと思います。紛争を解決するために法律を規定しておかないといけない。実際、私がいろんな法律問題を扱っていて、一見同じように見える事件でもそれぞれ背景事情も違えば、事実関係も異なっていることに直面します。このように千差万別な問題を解決するには、法律がある程度抽象的な文言になるのはやむを得ないと思います。本当だったら、それぞれの問題にぴたっと当てはまる法律があればいいのですが、千差万別な問題があるので、それではとんでもない数になります。

となると、法律の文言は抽象的で、それを使って法曹は人々の千差万別な問題を解決しなければならない。それにはどういう能力が必要か、です。いろんな事実関係の中から、法律の要件を当てはめるために、法的に重要な意味を持つ事実を、その事実関係の中から引き抜く。そして、その引き抜いた事実関係を法律の要件にきちんと当てはめて、最終的な結論を出す能力が非常に重要だと思います。

実際、依頼者の方たちは、ブワッと自分が思っていることを話すわけです。そのとき、一体その事実が法的に何に該当するかは考えていないわけです。そういう話を聞く中で、法的に意味がある事実を抽出していかなければならない。これが非常に重要な能力ではないかと思っています。

私がロースクールでする教育では、かなり細かい設定の事例問題を与え、その中のどの事実関係が法的に評価できるものかを引き抜かせるところから学習を始めます。この法的に意味があることを見極めるのが、学生にとってかなり難しく、書いてあるのに読み飛ばしたり、似た判例があったら、その判例のことばかり書いたりとかします。

でも、判例を暗記して判例どおりの結論を書くのは全く意味がなく、異なった事実関係で問題が起こっていたら、当然同じ結論にはならないわけですから、目の前にある事例の中で、重要な事実を引き抜くのが非常に大事だと教えます。

そういう能力こそ、昔から法的思考力と言われてきたものです。法的思考力の核となるのはそういう能力だと私は思います。依頼者がいろいろなことを話す中から重要な事実を引き抜かなければならないことから、コミュニケーションをとっていく中で重要なことを聞き出していくコミュニケーション能力も法曹として重要だと思います。

あと、常識的なバランス感覚も必要です。よく言われるのが、検事として優秀だったら弁護士としても優秀だとか、原告側として優秀な人は被告側でも優秀だということです。結局、どの立場に立ってもきちんとしたバランス感覚を持って重要なものを見極めていく能力が大事だと思います。これができず一点に凝り固まってしまうようでは、法曹として多様な事象や問題を解決していくとしても、ちょっとうまくゆかないだろうと思います。

さらに、これは私の希望的なものですが、様々なバックグラウンドを持った人に法曹になってもらいたいと思います。若いころからずっと成績1番で来て、とにかくもう無駄のないエリートで、それで司法試験に一発合格して、という人ばかりではなく、他の仕事についたけれど、別の仕事がいいなと法律家になった人とか、そういういろいろな人がいる方が、多様な法律問題を解決するとうときにいいのではないかと思います。

あと、文章で裁判所なり相手方なりに伝えるので、ある程度は文章をきちんと書いて相手に意図を伝える能力も必要だと思います。

従来の司法試験制度には問題があるということで法科大学院制度ができたのだと思いますが、そこでよく批判されていたのは、合格率が3%で合格まで8年かかるとか、暗記に頼っていて、予備校での詰め込み型の教育でないと受からない

とかです。法曹志望者の中に人生を長く無駄にしている人もいるとかも批判されていました。ただ、私自身としては、論文試験が全て暗記に頼るだけだったとは思わないし、口述試験であれば、その場で臨機応変な対応ができるかも試されていたという気がします。

それに、それだけ難しい試験を頑張って合格したというのは、ある程度自分の自信になって、法曹として実務に就いたときに、難しい問題に直面したり、人と人の争い事の中で精神的にきついことがあっても、まだ乗り越えられるというような心の糧というか、自分の支えになる部分もあります。なので、難しすぎる試験だったということが一概に悪いとは言えないと私自身は思っています。

また、利点として、誰でも、コネも金もなくとも目指せた試験だということころは大きいと思います。

今では法科大学院ができました。その長所はどこかです。確かに旧司法試験では、事実関係がたくさんある中で、どれが法的に重要な事実かを引き出すところはあまり問われてなかったですね。具体的な事実は引き抜いてあって、あとは当てはめを考えるだけの試験だったわけです。法科大学院では事実関係がばあつとある中から法的にどれが大事かを引き抜く部分の教育からきちんとするようになっていきます。これは法曹としての実務の中で、とても重要な能力なので、この部分をきちんと法科大学院でやるようにしたのは、とても大きな意味があると思います。

コミュニケーション能力に関しては、ソクラテス・メソッド、議論をしていく中で授業をやっていくことが取り入れられたりして、法曹に必要な能力をきちんと教育するという意味では、法科大学院制度は良く考えられたものだと思います。

ただ、私が法科大学院で教えるようになってずっと疑問だったことですが、当初、過去問をやるなどか、要は司法試験予備校のような制度にはなるなということで、司法試験の勉強、司法試験対策はやるなといわれていました。答案の添削は

やっではいけないみたいな雰囲気がありました。

ただ、今の司法試験は法曹として必要な能力が試せるような問題になっているのです。バーンと起きた事象が書いてあって、その中から法的にどれが重要かを引き出すところから始まる問題なので、丸暗記の教育で対応できるわけではないのです。法曹としてふさわしい人を選ぶために試験があるわけだから、法曹としての能力としてこういうものが欲しいということで問題があるはず。ならば、そのような問題を見て、それに向けて勉強しなければいけないはず。過去問を見ないのは、いわば、ゴールを見ないで勉強しているようなものです。そういう意味で、過去問をやっではいけないとかいうところに、非常に私は違和感がありました。

そして、司法試験の勉強をやっではいけないとまで言われていました。だから、答案を添削してはいけないみたいなことがありました。で、答案を書いて、自分が言いたいことを相手に伝える能力も、きちんと勉強して、練習してやっではないと身に付かないことです。これもきちんと法科大学院の教育の中に取り入れるべきことだと私は思っていました。結局、法科大学院を設置しすぎただけかもしれないのに、合格率などに照らして補助金がカットされたりとか、司法試験の勉強をさせるなどか言って、合格率が補助金に関係するというのはどういうことなのかという憤りを感じました。

熊大はご存じのとおり、募集停止が決まったのですけれども、私は多彩な人たちを法曹にし、地方において法曹を養成していくという意味では、熊大の法科大学院は非常に重要な位置にあったと思うので、募集停止が決まってしまったことは、いまだに残念で、何とか逆転で復活したいと考えている者です。

旧司法試験の場合は、ロースクール卒業という受験資格はなかったのです。ロースクールができてからは予備試験という一部の近道はあっても、基本はロースクールを卒業しないと司法試験の受験資格がないとなりました。しかも5年間しか

試験が受けられない。そうすると、5年間受けたけど駄目だった人がもう一回ロースクールに入って、二度目の卒業をして受験資格を得るということが実際に起こっているんですね。これでは、むしろ逆に余計時間が長くかかっていることになるじゃないかと、問題に思っています。

全般的に言えば、法科大学院教育は、法曹として必要な能力を身に付けさせるカリキュラムとして非常にいいものだと思います。ただ、やっぱり7~8割合格させると言いながら、設立された法科大学院の定員に対して合格者の人数を考えると、どうしてもそんな率にはならないという、当初の制度設計の部分がどうだったのかなと私は思っています。

今後、法科大学院が一部の裕福な人だけに開かれる道になってはいけないと強く思っています。司法修習生も貸与制からまた給費制に復活するかもしれないのですが、普通の人には大学でも奨学金とか借りて借金があつて、法科大学院でもまた借金ができてと、どんどん借金が膨らんでいくというのでは、裕福でない法科大学院にいかせん。私は金もコネもなくともなれるというところが魅力で司法試験を受けたクチなので、そういう制度が今後できていけばいいなと思っています。

若手の法曹に期待する能力です。やはり、法的な思考力とか、常識的なバランス感覚ですね。それから、コミュニケーション能力。あと、人に対する好奇心ですね。人と人との紛争の中に飛び込んでいくのが法曹で、これは人に対する好奇心とか、人間っていいなと思う気持ちがないとなかなかできないと思うので、そういう気持ちを持ってほしいなと思っています。

あと、若手法曹に欠けていることとしてちょっと気になるのは、自分から問題を見つけようというところがちょっと薄いような気がしています。もしかすると、カリキュラムとして法科大学院でこうこうしなさいと与えられて受け身で勉強するくせがついてしまったのかなと思っています。

以上で私の報告は終わります。

【太田】： ありがとうございます。では、続きまして、齋藤先生、お願いいたします。

【齋藤】： 先ほどご紹介いただきました桜美林大学の齋藤と申します。ご紹介にありましたように、10年ぐらい前までは司法書士をしておりました。

本日は、リーガル・プロフェッションの養成という文脈の中で、現在、司法書士会と司法書士が抱えている問題点を中心に若干お時間をいただきたいと思います。

実は、私がこれから発表する問題提起は、司法書士の養成を社会的な観点で考え直して行こうというものです。これ自体は今から15年ぐらい前、ロースクールができる前のさまざまなシンポジウムで私が、司法書士会連合会の役員として、いろいろと提案や発表をさせていただいた内容で、当時は、ほとんど無視されてしまったものです。ロースクール問題が再燃しましたので、リベンジということで、もう一度ご紹介を申し上げようと思います。

前置きが長くなりますけれども、ちょっと不手際がありまして、資料のプリントがございません。興味のある方は、後ほど言ういただければ、メールでお届けいたします。

最初に、司法書士の若干の紹介です。全国で約2万2,000人おります。制度として見たら、弁護士制度と同じ明治の初期に発足しました。その意味で老舗中の老舗ではあります。当初は、訴訟手続の書類作成を主な業務としていましたが、わずか3年で法制度が変わり、不動産登記が当時は裁判所の管轄だったこととこちらのほうがお金になるので、職域がこちらにシフトしたようです。これに商業登記が加わり現在まで続いています。男女比では、女性が約17%です。

登記業務は、法的な問題ではございますが、どちらかというと生活上の生理現象から出てきますので、これを主要業務としている関係で、地域偏差が弁護士と比べて非常に少ないというところ

ろが一つの特徴です。全国にまんべんなくいるところから、後でご説明しますけれども、社会の多様化でさまざまな法律問題がありますと、身近なところで相談に来てもらえます。ところで、高度成長期以降、司法書士が登記専業でいわゆる代書屋と言われたところから変質してきて、現在ではサラ金問題や高齢者問題などにも幅広く対応するようになりました。これが本日発表する養成問題を考える上での伏線の一つであります。

現在の主要な業務は、不動産登記と商業登記、つまり会社の登記手続で、この代理をしております。それから、裁判所提出書類の作成は、司法書士制度がスタートしたときから持っている業務です。司法制度改革のときの議論で、弁護士が地方に少なく、簡易裁判所等の事件はほとんど扱わないことと、一方で司法書士がもともと書類作成をとおして本人訴訟の支援活動をしていましたので、それを受けて簡易裁判所に限って訴訟代理権を与えるということになり、現在ではこれも職域の一つになっております。

それから、近年は高齢化社会で、取扱事件として最近どんどん増えてきましたのが成年後見です。これは成年後見制度発足のときから司法書士会が非常に頑張って受け皿をつくってきまして、かなり社会的な評価も高く、利用者の数字から言いますと、現在トップを走っております。

本日は法と経済学会ですから、経済的な観点も若干紹介いたします。日本の不動産登記は、極めて安定的な運用をされているということが大きな特徴です。これはぜひとも知っていただきたいことです。安定的な手続の運用は、結局、実務家である司法書士が担保しており、ゆえに非常にうまく動いているのです。正確な数字は手元にありませんが、司法書士が扱うような権利に関する不動産登記は年間約800万件以上ございます。この800万件以上の権利の登記のほとんどを司法書士が扱っていて、事故は極めて少ないです。これは、手続自体が非常に定型化しているという、日本の不動産登記制度が基本的にうまく作られているということにもよりますけれども、司法書士が当

事者の支援や本人確認の業務等を一生懸命やっており、不実登記が防止されていることも大きく貢献していると思います。

日本の不動産登記制度は大変うまく運用されていますが、実は、日本のようにっていない社会もあります。不動産をめぐる権利関係の真実性の担保が全然出来上がっていない国を見るとよく分かります。私がたまたま20年近く前から法整備支援で関わっているモンゴル国の登記制度がその例でしょう。

写真をお示ししているのが2003年から始まった土地私有化法による混乱の様相です。この法では、国民が当初1家族について700平方メートルの土地の私有化ができるというところから始まったのです。しかし、写真をご覧のようにばらばらです。これは要するに現地を「せーのっ！」で先に囲い込んだ早い者勝ち、というアメリカの西部開拓時代みたいな状況となりました。しかも、土地の私有許可を出す市長の不正がすさまじくて、私が見た中で2,500平方メートルを明らかに超えているものに私有化の許可が出され、その権利書を見ると700平方メートルと書いてありました。このように不動産登記が明らかな不正の上に成り立っているのです。国民が誰も信用しないのです。その結果、登記法自体はあるけれども、登記制度も不正の温床になっていまして、土地や登記に関連する役人にも「袖の下」、賄賂が横行しているようで。「何を持ってこい、かにを持ってこい」と小遣い稼ぎをする、という話をよく聞きました。

そんなわけで、モンゴル社会自体は登記の信頼性を担保する仕組みを持っていないといえます。それがどういう影響を与えているかという、不動産取引に現れます。まず、不動産の取引をするときには当事者自身が、日本と違い、自分たちで現場の面積を測ったりしなければいけない。それで、余分な時間と労力を要しています。それから、何よりも約定担保の機能不全があります。日本での民事執行や抵当権の実行であれば目的不動産の登記記録があれば手続きは問題なく進むのですが、モンゴルではそうは行きません。規定上は

ちゃんとした条文がありますが、現実には裁判所が登記を全く信用していないので、一時、抵当権の実行に、一般債権の執行と同じような確定判決が必要であるとの判決が出たこともあります。ということは、約定担保は全く役に立っていないのですね。これが困るという話題が、銀行に調査に行くたびに出てきます。

登記や執行法がそういうわけですから、不動産取引のシステムが未熟です。不動産を商品化するときには、商品としての大きさ等を決めるのは日本で言えば圧倒的に登記の記録なわけですけど、これが信用できません。これだけが理由ではないのですが、モンゴルで不動産の仲介業はビジネスとしてほとんど成立していないのです。不動産市場は未発達で、土地の流動性というのはほとんどないといえます。

このことから、銀行は土地を担保とする融資をまず行わないのです。土地の有効利用も、日本と比べれば大きく遅れています。要するに、資産価値として利用しているのではなくて、建物の敷地のような単に物理的な利用ですね。用益的な部分でしか利用がなされていないというのがモンゴル社会です。

さて、モンゴル社会と比べると、日本は不動産登記がしっかりしています。それで、日本人がマンションとかを買うとき、別にそのマンションの商品性というのは全然疑わないで登記の記録をほぼ100%信じて、決済の現場で司法書士が代金決済をどうぞと一言で言えばそれでポンと売買が終わってしまう。取引費用が小さくてすみます。結局、不動産市場の効率性の背景に司法書士の努力があるわけです。

登記業務を背景に司法書士は全国に展開しています。社会が複雑化してきますと、さまざまな問題が起こります。私自身、人口約3万人程度の経済圏で司法書士をしていました。25年やっていましたけれども、いろんな問題が出てきます。家族関係はもとより、消費者関係であれ、それから高齢者の介護の問題だとか、国際結婚の問題とかです。司法書士は身近にいるのでそれらの問題を

持ち込まれてしまいます。その場合、頼りにされているのに「いや、私には分からない」「私の仕事じゃない」とは簡単には言えませんので、勉強してそれなりに答えていく。場合によっては弁護士さんのところで相談しなさいと、言ったりします。

時代を背景にそのようなことが全国の司法書士に起きたので、司法書士のリーガル・サービスへのニーズがどんどん高まりそれに応え、最終的には簡裁代理権が与えられたところまで行ったのでしょ。

問題は、10年前に法制度が変わり簡裁代理ができるようになったのですが、現実にはこれが余り使われていないというところにあります。その理由は、おそらく養成制度がしっかりしてないというところにあるのです。司法書士の養成制度というものは、形式的には存在しません。司法書士試験に合格して登録すれば仕事ができます。これは長い歴史の中で、主な業務の登記の申請手続は極めて形式的なものですから、座学でもある程度は対応できていたところにあるようです。

ところが、現在の登記は司法書士が取引決済つまり契約関係のところに関与していきますので、座学だけで実務をこなすのは難しいです。このために、相当前から司法書士会連合会及び各单位司法書士会が、新しく司法書士になった人たちに研修をしています。しかし、法の裏付けがないので強制できませんし、時間数も少なく、極めて脆弱な研修制度です。

現状の研修制度が不十分な理由は、なによりも経済的な負担です。実は研修はすべて司法書士の会費負担で行っています。新人司法書士個人には良いかもしれませんが、司法書士会や個々の司法書士には大きな負担となっています。これには人的な問題が関係しています。おそらく30年、40年前までであれば、先輩が後輩を教えていくというギルド的なもので済んでいたのでしょうけれども、今は社会の動きが激しくて、法改正も頻繁です。そうすると、先輩でも、新人の後輩を研修で教えることが簡単にはできなくなります。そうす

ると、専門の大学の先生等をお願いすることになり、費用がどんどん嵩んできて、現在、制度維持が経済的には限界のようです。

次に、簡易裁判所の訴訟代理権が使われていない原因は、一つは座学中心のわずか100時間の研修が考えられます。100時間研修の制度の原案作成は私自身でして、当時、司法書士会連合会で制度設計担当部門の事務局長をしていました。簡易裁判所の訴訟代理権が付与され、研修制度の早期確立が至上命題となっていたので、緊急避難的に構築して実施しなければという状況でつくりました。その際、この設計は、応急のものなので可及的速やかに改革することが念頭にありましたが、その後全然変わらないで、現在でも相変わらず100時間の研修をしています。

しかも、この100時間研修で足りるという前提は対象が実務経験のある司法書士で、彼らに簡裁代理を教えるという仕組みになっています。ところが、簡裁代理権の付与はもう10年以上経ち、研修の受講者で実務経験のある人はほとんどいないようです。つまり今の受講者は試験合格直後の新人ばかりです。新人研修として100時間ではとてもじゃないけど足りません。これが、簡易裁判所の訴訟代理権を司法書士が使っていない大きな原因の一つではないかと考えています。

では、どのように養成制度を改革したらいいかということで、太田先生にもお付き合いいただいて、ヨーロッパを視察してきました。実践的トレーニングを徹底的にするのがヨーロッパの姿だと思います。これは日本でも取り入れるべきです。今はほとんど座学です。司法書士も実践的研修をやりませんと、たとえ簡易裁判所とはいえ、十分な訴訟代理はできないでしょう。

それで、ここから先が私の提案です。現状の短期集中型の研修制度は脆弱ですから、結局のところは国民のニーズに応えられないのです。応えるためには、ある程度ボリュームを持ったものをつくらなければいけない。そのためには、試験制度も変えなければいけない。この両方をセットで変えませんか、新しい司法書士を養成することは無

理だろうと考えています。

では、試験をどうするかというと、現在の司法書士試験は、とんでもない暗記型で、実務でほとんど例のないようなクイズのような出題をします。これだと、法的思考力はあるとしても、たまたま一つの古い登記先例を知らなくて落ちるというような現状があり、受験生が気の毒です。これを大きく変えて、基本的な法律知識を問うところだけでやればいいでしょう。登記手続きについては、基礎知識だけ試験で問えば合格後の研修でも実務は何とかなるのではないかと思います。

もう一つ、試験科目はある程度論述式を入れるべきであると提案します。理由は、今の試験は記憶中心で、選択肢から選ぶだけです。これではものを考える能力は不要です。このために、訴訟の手続きになりますと、準備書面が書けないというのが司法書士の実情です。利用者によりよいサービスを提供するためには、この辺を根本的に変えなければいけないのではないのでしょうか。

また、これからの司法書士には基本的な法的資質が重要ですが、現在の司法書士試験は多様な人材を吸収するという意味で、受験資格要件は全くありません。このことは、確かに出自を問わないということで良いことですが、だからといって法的な素養が全くなくてもいいかというと、これは違うと思います。登記だけではなくて、司法書士はさまざまな法律問題に対応しますので、民事法の考え方の習得は必要で、法学部等で憲法、民法、それから商法、会社法等の基本的な科目の単位を取ってきたことを受験の要件とするべきだと私は思っています。

更に、司法書士養成の実施機関としては、できれば法科大学院や既存の高等教育機関にぜひ協力していただきたい。訴訟や登記の手続きについては、司法書士会が中心になって、弁護士会にも協力していただいて、現場のトレーニングをしたらいいいのではないかと考えています。

研修では、ある程度の期間、司法書士試験合格者がトレーニングを受けますから、その間の生活費の問題があります。奨学金のようなものを作っ

たらいいのではないのでしょうか。

最後になりましたが、利用者の利便性から考えますと、後ほど遠藤先生がおっしゃる法律専門職の単一化、一元化をしてしまうほうが良いと、私も以前から考えていました。現場で見ていると、利用者は複雑な職域は分かりません。ただし、長期的にはそれを目指すべきではありますが、当面は今ある資格制度をどう活用するかということで考えていかざるを得ません。弁護士も司法試験合格者が1,500人になってしまいましたので、さまざまなリーガル・サービスの受け皿としては、現実問題として司法書士を今後とも活用する必要があります。そのためには、クオリティを上げる必要があります。そのことによって、弁護士との競争も促進されますから、利用者に良質で低廉なリーガル・サービスが提供できるのではないかと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

【太田】： 齋藤先生、どうもありがとうございました。では、遠藤直哉先生、お願いいたします。

【遠藤】： 遠藤でございます。

まず、私は、この熊本大学へは、実は12～13年前に法科大学院の設立に当たりまして呼ばれました。熊大の教授の先生と水俣病事件の中心だった弁護士さんとでセミナーをやったことを大変鮮明に覚えております。そのときに、何のために法科大学院を創るのかについての答えとして、私は被害者救済であると論じました。日本の民事裁判が機能不全なので、それを改革するために日本の裁判制度を変える必要があるということで、当時から私は弁護士の増員に賛成していましたが、法科大学院創設の主たる目的は被害者救済なのだということを論じ、この熊大で水俣弁護団を激励しました。

今日、渡辺先生のお話で、熊本大学の法科大学院をぜひ継続されて、今から私が今日申し上げることを実行すれば、必ず大丈夫です。日本には法律関連の隣接士業が合計19万人おりますので、隣

接士業の方々は大変なご活躍、歴史的な功績を残されました。しかし、各分野には非常に大きな問題も起こりつつあります。特に税理士の分野です。日本の税法は悪法に満ち満ちております。私から見たらいくらでも改革すべきところがある。しかし、税理士さんご自身ら、ご本人にやる気があっても税法改正はできない。制度上悪法でもその実施をするしかない。それから、行政書士の分野に至っては、日本には難民の問題から、多種多様な外国人問題が山積みです。しかし、昔は免許証か何かをつくっていたわけですから、法の改善・改革はなかなかできないじゃないですか。弁理士の分野もそうです。弁理士は極めて優秀です。だけど、海外との戦いを考えると、今の日本の弁理士では中国やアメリカと戦えるかということ、それは無理でしょう。

そこで私が主唱しているのは、この隣接士業の分野に日本の弁護士がどんどん参入していくべきだということです。これは、司法制度改革審議会の報告書の中にも明確には書かれていないのですが、よく読めば軽く書かれていることに気づきます。いずれ毎年法曹資格を取る3,000人のうち半数の1,500人は隣接士業の業務分野に行けばよいのだということです。隣接士業の業務分野は、実は登記などは、会社の登記もそうですけど、もっと簡易にできる制度を作れるのですよ。今、コンピュータもネットワークもできましたから、本人が自分できるように制度と手続きをどんどん簡略化していけば、隣接士業の業務には金がかからなくていい。それでもって、その分野で重要なところは弁護士がやっていくということです。

ですから、私は将来的には、司法試験合格者の中の成績が悪い方の半分の1,500人を自動的に労務弁護士とか行政弁護士という名前をつけて業務範囲を限定し、その分野では法廷訴訟もできるという制度を提唱しています。今年の3月に発表したら、差別するのとか、ものすごく評判が悪かったです。私の真意は、差別するのではなく、自動的に弁護士がどんどん多様な業務分野に入るべきだということです。だから、うちの事務所

では16人ぐらいのメンバーに増やしまして、税理士会や弁理士会に入会させ、名刺に資格名をつけさせてやっています。社会保険労務士の試験も受けたという弁護士もいます。そういう業際的な業務をどんどんやっつけていこうということです。

それでは、隣接士業と弁護士はどこが違うのかと質問を受けるかもしれません。この点は、弁護士法72条の解釈として、弁護士は紛争性がある事案、正確には事件性というのですが、事件性がある事案は弁護士で、事件性のないものが隣接士業の業務というのが法務省などの見解です。弁護士会の見解「条解弁護士法」では、広く、法律事務のすべてが弁護士と独占主張されています。だけど法務省の解釈も弁護士会の解釈も補充が必要です。何が隣接士業と弁護士を分けるかということ、形式的合法性とって、現在ある法律を守らせること、実質的合法性とって、あるべき法律へと制度改革に努力することです。前者は法令順守、秩序維持といわれるものです。隣接士業はこの役割しか与えられていません。

実質的合法性というのは、憲法の価値の実現を持ち出して革命を起こそうというような意味ではありません。憲法をいきなり出しても、法律の現場の世界では駄目です。ラジカルな変革は法律の現場では困難です。だから、裁判所が憲法なんか持ち出すことはまずないんですよ。むしろ現状からちょっとずつ改革してゆくしか進まない。実質的合法性の原理というのは、ちょっとずつ一歩ずつ進むということです。創造的な解釈論です。この一歩ずつ進むためには、法社会学的あるいは法と経済学的に社会の実態を見ないとできないのです。だから、社会の実態と実務の現場を持ち出して、少しずつクリエイティブの解釈していくということです。このように漸進的に実質的合法性を考えなければいけないわけです。それで、欧米の裁判官、弁護士などの法曹はこの実質合理性について教育を受けて、実践しているはずですが、しかし、形式的合法性と実質的合法性は連続していて切り離せないものです。日本では形式的合法性の追求のみを完全に切り離してしまっている

のです。

つまり、日本の法曹もほとんど実質的合法性を進展させる努力をやっていない。先ほど渡辺先生がご紹介したのは主に形式的合法性の適用をいかにうまくやるか、です。司法研修所ではこればかり訓練するから法曹の頭が固定化してしまうわけです。形式的合法性からどうやって実質的合法性に一步進み出すか、そのためには、漸進性というか社会の動態を見なければいけないわけです。

そうすると、私が法科大学院をつくろうと叫んだのは、隣接士業を含めて全ての法律専門職がもう少し実質的合法性に取り組まねばならないということに基づいています。現在の日本の法曹の活動では、形式的合法性と実質的合法性の割合は、裁判官は9対1、弁護士でも良心的な人は5対5でしょう。隣接士業はほぼ10対0です。つまり、弁護士の役割は、公害、消費者被害、すべて資本主義社会の矛盾を少しでも解決しようとすることにあります。暴力ではなくて法律でやるのです。裁判官も9:1ぐらいでは困ります。同じ5対5になってももらわないといけない。私が言っているのは、隣接士業の業務分野にとりあえずは弁護士が入って行って、実質的合法性の実現に努力しようということです。形式的合法性のみを切り離し隣接士業に依存するのは、法の固定化に繋がり、法の支配の進展の阻害要因になるからです。30年かけて将来的には士業を弁護士に統合しようという主張です。

私の提唱するモデルは配布資料にあります。結局、弁護士は行政のところまで入り込まなければいけないということです。つまり、今までの弁護士は行政の方まで入っていない。しかし、実質的合法性を修得した弁護士が行政にも入っていく、官僚にも弁護士を増やすべきであるということです。官僚自体も民間に入れ替わるとかそういう柔軟なことをしないと、今の官僚国家というのは改善できない。

そこで、私のモデルのもう一つは最後の自主規制のところ。ここは、行政のさらに下です。

ここでのソフトローというのは行政の通達とか団体のガイドラインとかも入ってくる広い意味の社会規範です。このソフトローの分野がいまや隣接士業の分野として重要です。ソフトローは社会の広範な領域で大量に作用しています。この量が多いところに弁護士が入っていかない限りは、改革できない。したがって、弁護士はもっと法廷外のソフトローの業務をやる必要があり、訴訟だけでは駄目だということですね。

しかし、法廷外業務とは何なのか。そこにどういう問題があるのかについてはあまり分析されていないのです。ここで、ソフトローに目を向けると、行政や自主規制の問題という極めて重要な問題に弁護士が入り込めるのです。入り込まなければいけない。つまり、単に法廷外業務をやらなければいけないというのではなく、あくまでも、重要なのはソフトローです。

なぜソフトローが重要かという、これが社会の裾野に広がって広いのです。上の方は法律ですから、形式的合法性を中心にした法律というのは、量的にはわずかです。これを社会で運用するのは、全部ソフトローです。よって、漸進性、柔軟性、多様性は、まさに法律家が扱う分野でなければいけないし、実質的合法性というのは、むしろソフトローの分野のほうが大きいのです。日々ここを変えていこうとしなければなりません。

では、判例ないし裁判例について、皆さんどう思いますか。判例はハードローかソフトローか。判例はハードローとされていますが、これは僕は間違いだと言っています。判例はソフトローです。なぜかという、議会で作るものではないし、政府が作るものでもない。個別性があります。個別性がある、判例は変えられるでしょう。常に変えていかなければならない。判例はソフトローだというのは日本で私だけです。

それから、ソフトローの活用というのは、やはり現場で弁護士が中心になって、皆さんを指導して、団体を指導してゆく形を考えています。それで不満や対立が生じれば弁護士に依頼して裁判をして判例を作ってゆくのです。団体の部分社会

の法理とか、談合的で外部不経済が生じそうなものは抑制して、むしろそれを弁護士がチェックして、うまく実質的合法性を豊かにしていくということです。形式的合法性から実質的合法性へ、ロースクールで勉強して、動的な法形成の方法を修得して社会を改善してゆく。そこで一番重要なのは、先ほど言った漸進性、柔軟性、多様性ということです。弁護士が数多くこういうところで活躍しない限りは、暴力ざたになるわけです。ですから、暴力ざたを避けるためには必ず法律家が入っていかなくてはならない。

しかし、そこにおいては、世の中はちょっとずつしか変えられないです。むしろ、弁護士の価値は何かといえば、社会をちょっとずつ変えていけるようなアイデアを出せるのが弁護士です。さまざまな法律を知っていますから、その総合的な判断で人々の合意をうまく形成できるのが法律家です。

ということで、最後に、弁護士の役割は被害者救済と格差社会を是正するという、法と経済学でいうと、市場の失敗の是正や外部性の内部化ではないかと私は思います。弁護士の歴史は、本当にそういうところで経済社会の不正を是正してきたといえると思います。ですが、弁護士の数が増えれば、実質的合法性による社会の漸進的改革が自動的に実現するわけではもちろんなくて、そういう目的と方法論を修得した弁護士を育てないといけないのです。

ルール・オブ・ローというのはルール・オブ・ローヤーだというのは、これは世界の常識です。アメリカン・モデルでは1900年代以降、非弁活動は一切禁止です。それをヨーロッパに輸出し、中国に輸出し、いまや全世界はアメリカン・モデルです。ですから、日本はいつまでもアメリカン・モデルを無視するわけにはいかない。それによって、日本の法社会を、そして絶望の裁判所を明るい裁判所にしなくてはならないということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【太田】： 遠藤先生、どうもありがとうございました。では、最後の報告者であります福井秀夫教授からお願いいたします。

【福井】： では、お話をしたいと思います。今日のテーマは法曹の養成のための教育とか、あるいは能力涵養というようなご趣旨だと思いますので、資格制度との関わりでそういうお話をしてみたいと思います。

まず、資格制度の意味は、ほとんどは「情報の非対称」への対処だと思います。これは通常、市場の失敗と呼ばれるものの一つで、財貨やサービスの品質に関して、提供者と消費者とが持っている情報に格差がある場合に市場の失敗が起きるわけです。どういう失敗かという、欠陥住宅とか、欠陥中古車などのように悪いものが一定確率で混ざっているのは売り主はよく分かっているけれども、買い主はよく分からない。そうすると、買い主がそのリスクを見越して安い付け値をつけると、ちゃんとした品質のものを提供できる人はそういった安い付け値では提供する気がなくて、市場から退出をしてしまう。そうして下手をすると市場がなくなってしまうという問題がこの「情報の非対称」であります。弁護士とか司法書士などの資格がなぜあるかというのも、経済学的な論拠はこれではないかと思われまます。

実は、この「情報の非対称」という観点を突き詰めると、資格試験でその資格を持っていない人には業務をやらせないというのは、実は全く合理性がないことがわかります。要するに、非常にむちゃくちゃな指南しかできないような法律専門家を「ちゃんとした法律専門家だ」と偽ってはいけないというだけのことで、どの程度の情報を持った、あるいはどの程度の品質の法律専門家なのかということが依頼する人に分かってさえいけば、法的業務は別に誰がやったって構わないというのがこの議論の本質です。

そうすると、法律専門家の品質情報や経歴情報が容易に廉価にかつ完全に依頼者にとって把握できていて、それに対して依頼者が納得している

のであれば、そもそも資格という外形標準なんか要らないということになるわけです。

次に、現行の法曹資格制度の弊害を説明します。ここでは、特に業務独占を批判しております。今の法曹資格付与は、資格試験時点での過去の知識を問うだけのものです。しかも、暗記放出型に限定された知識の確認をするだけです。将来、業務をしてうまくできるかどうかは実は全く測ることはできていないという意味で、大変貧相な「情報の非対称」対策です。しかも、その試験に通った人にその業務を独占させるという業務独占に理由があるかという、法曹資格者以外の業務を禁じたからといって、いわば欺く法曹資格者とか出来の悪い法曹資格者の質が上がるわけではありませぬ。また、法曹資格者の質を依頼者が見抜きやすくなるわけでもないのです。よって、実質的外れな制度が業務独占になります。ブラックジャックに納得して手術してほしいという人を、医師の医療業務独占のために見殺しにする必要はないのではないかということです。これと同じ議論だと思います。

業務独占は、さらに供給制限、カルテルの元凶にもなるのです。既得権者の利益を守るのが独占です。こういう議論に対して、悪徳や能無しを放置していいのかという議論がありますが、これは業務独占や資格制度とは関係ない話であります。供給制限、業務独占をしたからといって、悪徳や無能が減るわけではないし、むしろいっぱいいらっしやる。競争制限は超過利潤を生んで、結局、技能向上を妨げ、むしろ悪徳・無能な法律専門家、自称法律専門家がはびこる温床になっていると考えるのがむしろ合理的な推論だと思います。

悪徳弁護士対策には詐欺や脅迫などの民刑事法の対処がありますし、無能な人には能力情報の開示を義務づければいいだけのことということになりそうです。

業務独占の議論の混沌の、特に象徴的なのが弁護士法の72条なのです。これも今ほど遠藤先生から整理がありましたとおり、標準的な解釈は、弁護士会解釈とは違い、72条は法律事件に関する法

律事務に関して報酬を得る目的で弁護士以外が業としてやってはいかんということです。よって、法律事件性がない相談・助言などは、ほかの資格者のみならず一般人が誰でもお金をもらってやっても構わないというのが、これ以外に読みようがないという普通の解釈であります。

英国の事務弁護士は名称独占ですし、90年法というのがあって、バリスタのみならずソリシタにもこれが開放されている。裁判所の弁論権も開放されているということで、実は日本の業務独占というのは、かなり独自のものだと考えていいと思います。

専門職能についての資格は、むしろ検定でいいのではないかと考えます。例えば、TOEFLとかTOEICとかミシュランとか食べログと全く同じでいいのではないかと、私などは考えています。

国家の管理が全くないという意味では、米国のハーバード大学やイエール大学、MITなども直接的な国家管理は日本ほどは全くないですが、それが二流以下かという、むしろ世界トップです。

そうすると、暗記知識についての無能対策は、結局民間の資格者団体などがきちんと検定・認証をやればそれで足りるという考え方がむしろ合理的ではないかと思うわけです。

国家のあり得る役割というのは、虚偽表示を処罰したり、サンクションを加えることであり、これにとどまるべきであるように思われます。

実質的な依頼者の情報格差解消のためには、むしろ専門分野や経験や過去の勝訴歴、敗訴歴などを開示させるといいでしょう。あるいは処分歴を開示する。こういうことでよろしいように思うわけです。

次が、法律専門家養成学校、あるいは法律専門家養成教育の問題です。これに国の関与が必須であるというのが、よくある議論で、また、司法修習生の給費制なども同じような議論ですけれども、これらはいずれも全く合理性がないと思います。そんなことを言い出せば、大工養成学校、美容師さん養成学校、八百屋さん養成学校、みんな国がお金を出して養成しろということになり、言

い出したらきりがありません。専門家になる・ならないは基本的に本人が決めるものと考えればいいわけであります。知識、技能は誰が決めるか。それは社会が決めればいい。本人が納得して専門家になって、まさに社会ニーズに合致する知識・技能を団体の方々が自主的に決めればいいというふうに思います。国家に任せる必要は乏しいでしょう。

大学教育と専門家養成が、必ずしも対応していないといけないというわけでもないと思います。建築なんかですと、一定の自然科学的な知識の体系と建築士が対応しているというのはまだ分かるのですが、法律の場合は、現にある法科大学院制度がまさにそうであるように、法学部や法科大学院を出た人のほとんどは法曹にならない、あるいはなれないわけです。それなのに法科大学院が排他的な法律専門家養成学校として存在している必要があるのかどうかは、効果的見地からはかなり疑問と言っても過言ではないと思います。そういう意味で、専門家養成学校でも別に国が関与する必要はないのではないかとこの考え方もあり得ると思います。

法科大学院が迷走していますのも、もともとの制度設計が間違っていたということがやっと分かったというだけのことでありまして、別に驚くべきことでも何でもないと考える余地はあると思います。

実は、法科大学院の真の罪というのは別にあります。今のところ日本の雇用システムは新卒優先ですので、要するに新卒の段階での就職市場が、法曹になるなら別として、一般企業や官庁に行く場合には一番有利になるわけです。そうしますと、無駄にかつ無理に齢を重ねさせる資格者養成学校を経たからでないと資格を与えないという制度では、失敗した人の行く先がものすごく不利になってしまい、つまり雇用市場で極端な不利益を強いられているわけです。これは社会的にも損失だと思います。

法律教育制度としては、韓国がそうなんです、法科大学院をつくらなかった大学は法学部を廃止して

おり、これはこれで一貫した考え方です。他方、日本はどちらも残っているので、アメリカとも韓国とも違うということです。別に大学でやる必要はなく、私塾でやってもそんなに変わりはないでしょう。さらに言えば、高等教育で法律をやる必要は私はないという考えでいます。

紛争処理専門家に必要な資質ということでは、法律は大事だけれども、別に法学教育を大学でやる必要はないという意味でございませう。法律の大事な資質は、論点の丸暗記というよりは、科学的・論理的な論理操作能力や、コミュニケーション能力ではないかと思ひます。渡辺先生もおっしゃったようなことだと思ひます。

さらに、解釈論の限界がどこまで、どこから立法論の領域かということは、実は区分がつかない法律家が非常に多いわけだ。立法論か解釈論か区分がつかないような議論が非常に多いわけだ。ここの境目が大事でしょう。しかも、立法論をやるときには、解釈論の教育体系というのは全く役に立たないわけでありませうので、そこから先は経済学や社会科学、自然科学の知見を借りてこない、今ある法律の不合理をどう組み換えればいいのかは出てこない。そうすると、ますます試験では測りにくいということになって、現在の試験は対応していない。養成システムでも対応していないということになると思ひます。

いずれにしても、法解釈論の必要領域は立法で減少させたほうが社会的には望ましいのではないかとこの感じが私にございませう。むしろ、どう法律をつくるのかという社会科学的知見があった上で解釈を勉強すれば、もっと解釈も深まるという発想でございませう。

あと、皆さんのお話の中にも随所にありませうが、細分化された法資格の統合は取引費用を低減させませうので、みんな一緒にしてしまえばいいというふうに考えています。さらに、全体に数は増やして、3,000人というよりも、私は年間1万人ぐらいでもいいと思ひます。弁護士も司法書士も行政書士も全部統合したような法律資格にしてはどうでしょうかというのがここでのご提案です。

いずれにせよ、資格試験は不要ですし、資格試験が残存するとすれば間口をうんと広げて、資格者の最低限の専門知識を確認するに留めるべきでしょう。それから、資質向上のまさにプロセスに重きを置くということが必要です。そこでも国の関与というよりは、民間資格者団体等が自主的にやっていただくというのが望ましいということを主張したいです。

さらに、法律専門家には、やはり立法スキルにももうちょっと習熟していただきたい。

あと、大変懸念を感じますのは、公務員の法解釈能力や立法技術というのは大変お粗末であります。公務員は、事務職・技術職を問わず、かなり行政法規の運用で権力作用に携わるわけですが、法律と行政指導の区分がつかない自治体の職員が全国に随分たくさんいます。国の職員でも結構います。これは、むしろ民間で活躍する法的資格所有者以上に国民に対する影響が大きいので、さらなる資質向上の必要性が高いと思いますが、こここのところが実は野放しで、自治体などの不当な行政指導で苦しむ民間の企業などは全国に随所にいるというのが実態になっています。行政訴訟も機能していないだろう、ということがあると思います。

どっちにしても、よい人材を作ろうという目的で法科大学院は始まったわけですが、作ろうと思って作れるのがよい人材ではないと思います。むしろ、公正な競争と自己研鑽によって良い人材になるものだと思います。切磋琢磨でなっていくものだというのが、より実態真実に近いのではないだろうかと考えています。

以上です。

【太田】： どうもありがとうございました。大変多様な、かつラジカルなご意見がたくさん出ておりますが、フロアの方々のコメントや質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【梅本】： 専修大学の梅本です。はじめに渡辺先生にお尋ねいたします。先ほど、ご報告の中で、

旧司法試験の良さを達意簡明、的確にご指摘になったと拝聴いたしました。私も全く同感です。

それでは、法科大学院の今の惨状の要因はどこにあるのかと申しますと、国立・私立ともトップ大学は別といたしまして、多くの大学は法科大学院が設置されたことによって、法学部教育が本来果すべき使命を投げ出してしまい、法学部教育が著しく質的低下をもたらしたことだと思えます。その要因は、主として実体法教育にあります。私は民事訴訟法専攻の研究者ですが、民訴学会での学会報告を見ておりましたが、近年、研究報告のレベルが著しく低下しております。

現実問題として、どこに当面の解決を求めるかといえば、いかに法学部教育を充実させるかです。そうしなければ、法科大学院のカリキュラムをどう手直ししようと、動くものではありません。

また、法科大学院も実体法専攻の研究者教員のレベルが極めて低いです。司法研修所の教官に匹敵するだけの者が果たして何人いるだろうか。これは期待すべくもありません。したがって、正直申し上げて、私も学生には予備試験を受けると、これを勧めてまいりました。ご批判があるかもしれないけれども、現実にもう言ってみよう。その点で、極めて深刻だけれども、まだ現実的な改良の余地はあるのではないかと思います。

もっと深刻なのは、法科大学院出身の裁判官、弁護士の質的低下です。これが一番問題です。法曹として私より実務家の先生の方がよくご存じでしょうけれども、この方が深刻です。研修制度をどんなに充実しても、それで補えるものではありません。弁護士会にも研修制度はあります。私も弁護士登録しておりますので、研修制度、あるいは研究会を活用しておりますけれども、能力のない本来参加すべき者が参加せず、参加しなくてもいい能力のある者が参加するというのが研修制度であり、研究会制度の実態です。この点について、先生がどうお考えになるか伺いたいと思います。

それからもう一点。齋藤先生にお尋ねいたします。先ほど、ご報告の中で言及されましたように、

司法書士の今後のあり方をめぐっては、採用試験制度を根本的に変える方向で、かなり詳細なご指摘がありましたけれどもその通りです。その手直しなしに、いたずらに職域拡大だけを望むというのは、本来のあるべき司法書士のあり方から遠く乖離していると思います。その点で、ぜひ司法書士試験の拡充という点で、今後の発展的な、かつ根本的な見直しを期待いたします。

以上、2点をお尋ねいたします。

【太田】： どうもありがとうございます。では、渡辺先生から。

【渡辺】： では、先に私のほうからお答えします。実体法分野の力が落ちたのかということや法科大学院ができたことと実体法分野の力が落ちたこととの関連性は、私自身はよく分からないところがあります。

ただ、熊大に関して思うのは、法学部と法科大学院とで教員も組織もばらばらな部分がありました。そこに関してもっと連携性というか一体性が保てていればと思っていました。法学部も法科大学院も一体として、そういう形でやっていけばよかったのではないかと思います。結局、両方とも役割分担的なものがはっきりしないという問題点があるのではないかと感じています。

あとは、研修制度に関しては、先ほど先生がおっしゃったとおり、受けてほしい人が来ないという現状をどうするのかというので、弁護士会でも義務づけるのか、ただ義務づけるとするとどういう義務なのかというのをいろいろ話し合ったりはしています。

あと、法曹全体の能力が落ちたということに関しては、おそらく上のほうの一部の人の質というのはそれほど下がっていないのではないかと思います。ただ、法曹への入り口の間口がものすごく狭くなっています。昔だったら誰でもやる気があれば司法試験を受験できたけれども、今では法科大学院に通う時間的・経済的余裕がある人しか法曹を志望しにくいという意味で間口が狭くな

っていて、かつ、合格者の人数がそれなりに増えているので、必然的に下位の方で合格した人たちの質は、もちろん下がってきていると思います。だから、その問題をどうにか改善するような司法試験制度にしていかないといけないと思います。さもないと、どんどん法曹の魅力もなくなっていくし、法曹としての人材も集まらなくなっていくしという危機感を非常に感じています。

【太田】： では、齋藤先生お願いします。

【齋藤】： ご意見、ご質問ありがとうございます。結論的には、これは法改正の問題につながってしまうんでしょうけれども、法務省が考えている司法書士像、そしてその入り口の試験と、現状の司法書士がどういうニーズを担っているかというところの間の乖離が大きいのではないかと思います。では、現状のニーズをどういうふうに表示に出すかというところで、実は、先ほどから各先生方のご発表にもありますように、弁護士法72条をどう解釈するかというところで壁に突き当たります。つまり、弁護士会の職域問題、業際問題がそこに出てきてしまうので、おそらく法務省もなかなか手を出しづらいのではないかと思います。

今後、試験制度を改革していくということは、今申し上げたように、社会のニーズをもっと前に出して、それで弁護士と司法書士と他のいわゆる隣接法律士業もそうですけれども、どう棲み分けしていくかというところの議論をまずして、それで新たな司法書士像というのを定立して行って、それに対応した養成を考えていくことが必要でしょう。これが望ましい制度改革のプロセスになるのではないかと思います。これにつきましては、やはり司法書士団体の方が主体的にどんどん現状認識をして、関わっていくしか方法はないのかなと私自身は思っております。

以上です。

【太田】： 時間の立つのはあっという間で、残

すところあと数分でございますが、もし質問がございましたら一つ二つに限定してお受けしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【木本】： 弁護士の木本と申します。福井先生にお聞きしたいと思います。私は、消費者事件とか一般的な民事事件を比較的多くやっています。消費者事件とかを見ていると、弁護士の広告が解禁されて、大手の事務所というか、テレビ広告とかをする事務所が増えてきました。結局、そういった人たちに依頼をする人たちを、そういった広告する法律事務所ところがいっぱいかき集めて、規模の経済が働いて、たくさんいろんな事件をやって、それで優れた裁判例とかをとっていくと期待していたのです。法と経済学の発想でした。ですけれども、現実は何かあまりそうになっていないのではないかなというところが、10年ぐらいやってきたところの率直な感想です。

先生のお話だと、市場経済に委ねていけばいずれ悪いところは駆逐されていくということだと思いますけれども、もともと弁護士業務というか、資格業務全体がそうだと思うのですが、基本的には情報の非対称性が本質的にあるからお客さんは弁護士に頼まざるを得ない。法曹の法的専門的知識を生かしてもらえるために法律事務を依頼することになる気がします。しかも、そのサーヴィスに対する評価についても、依頼者の方は、正しく評価できるかというところ、そこがあまりできないのではないかなと思うのです。

依頼者の満足感は、法律事務の水準だけではなくて、お客さんに対する対応とかそういったところもあって、あるいは単純にテレビに出ている、有名な弁護士に頼んでいるから自分は満足だという方も中にはいらっしゃるようです。最初のころはそうやって弁護士とその業務を消費者みんなが知っていけば、間もなく市場が失敗を是正して効率性が実現する。現状は、ある意味、そこに至るまでの過渡的な状況なのかなと思っていたのですけれども、結局、何年たってみても、依頼者をいっぱい集めているところが、少なくとも弁

護士から見て良い事務所かというところ、結局必ずしもそうになっていないような状況があります。そのところは福井先生は、どう評価されるのでしょうか。なかなか評価が難しいというのが弁護士業務の実態としてあるのではないかなと思います。

そういう意味で言うと、間口を広げて、数をとにかく増やして、自由競争に委ねれば予定調和するというよりは、教育と修習をもっと充実することも必要ではないかと感じ始めています。むしろ何らかの水準で、実体法の解釈能力だけではなくて、例えば交通事故であれば物理学や医学とかも知っておくべきでしょうし、そういう意味では、六法以外の学問領域について司法試験の選択科目にするのかはともかくとして、習得させる制度を考案する方が、法曹の質を上げていくという意味では、私は近道なのではないかなと思います。これは意見です。

弁護士がここ数年増えているので、特に広告が解禁されたことによって、その結果が出てきているのか、あるいは低質な法曹の淘汰がなされているのかということについて、何らかの実証研究みたいなものがされているのかどうかお聞きしたいです。

例えば、最近では少なくなっていますが、過払いとかで全国で裁判が起きていて、最高裁判例も多数出ていますし、それが出る前には下級審裁判例もかなり出ています。そういった領域で、それら判例を勝ち取った弁護士と、その弁護士が受けている事件の数、あるいは大手の事務所とかで何件受けていて、それに対してどういう成果が出ているのかとか、そういったところの研究というのはできるのかなという気もするのですが、そういった研究はなされているのでしょうか。あるいは、海外でも結構なんですけれども、法曹の質を自由化することによって、消費者の利益保護をどういうふうに担保しているのかについて、何かご存じであれば教えていただければと思います。

【太田】： ありがとうございます。福井先生お願いします。

【福井】： 基本的には、今の資格制度の下で、試験が難しいからといって、例えば依頼者の金を横領するとか、あるいは間違った法律の助言をして損害を与えるという人だっているわけですから、それは人数とか試験の難しさとは私はほとんど相関がないと思います。多分、実感としても、試験を難しくしたり科目を追加したから優秀な資格者が生まれるとは、常識的な世間の人とはほとんど思っていないというのが私の少なくとも推論です。

もう一つは、いいか悪いかということについて、依頼者は無知だから国家が資格で守るんだという考え方自体が私はかなり歪んでいると思います。基本的に、無知な依頼者、あるいは法律の専門知識が全く欠如した依頼者の場合が問題となるでしょう。これは医師との関係でいえば、医学知識についての患者と医者との関係でも同じです。まさに専門領域の人たちは、全く前提予備知識を持たない国民にどういう場合にどういうことが起こるのか、リスクとベネフィットを責任を持って分かりやすく説明する義務があるわけがあります。そこにもし隠れているものがあるとしたら、それを改善するのが情報の非対称対策であり、これは国家の責務だと位置づけるべきか疑問です。というのは、国家が資格試験を難しくすれば解決に近づける問題ではなくて、どういう来歴で、どういう事件を扱い、どういうふうに助言をし、問題を起こしたことがあるのかないのかといったようなサービスの質の情報が利用者に低廉で迅速で容易に分かるような広告宣伝を義務づけるとかの方が重要ですね。あるいはそういうことを弁護士会が弁護士のデータベースとして誰でもアクセスできるように提供する。こういうのが本質的な役割ではないかと思います。

それと、ニーズ増大と品質との関係ですけれども、ニーズが増大すれば、当たり前のことですけれども、より学力の低い人が弁護士という看板を、あるいは司法書士という看板を名乗れるようになるわけですから、それは能力の低い人とか業務

遂行知識に乏しい人が入ってくるというのは当然だと思います。ただ、同じ能力の人にとってみれば、品質情報の開示義務さえあれば、能力で競争することができます。あるいは健全な品質向上努力は、それ以前の世界でよりは働くようになるはずですので、同等の能力の人についていえば品質は上がるはずだし、もともと試験に通っていたであろう人について言えば、競争によってもっともって質が上がるというのは自明だと言ってもよろしいかと思います。

【太田】： どうもありがとうございました。ハーバード・ロースクールのラムザイヤー教授が、日本に法科大学院ができて、法曹人口が増えたことで返って法曹の質のレベルが上がったという実証研究と、それが成立する社会的条件とを論文に書かれています。法曹の質については、実は私もいろいろと実証研究をしております。若ければ若いほど民事実務能力は高いという結果です。「昔は良かった」とか「今の若いものは…」というような印象論は、当の発言者が数十年前にそう言われていただけの話であるということになりかねないので、理論と実証の社会科学によるエビデンス・ベース(evidence-based)の議論が是非必要で、今日のシンポジウムがその方向で議論が進む契機となればと期待しております。

時間が過ぎてしまいましたが、もしどうしてもということであればお受けします。はい、どうぞ。細江守紀先生。

【細江】： 熊本学院大学経済学部の細江です。元々はこのセッションのパネリストだったのに渡辺先生に交代していただいたことを、この場を借りておわびいたします。

さて、いろんな各士業については、団体というのがございますね。団体があって、その団体の結束力というのか、それが非常に強いところと弱いところが、全部は知りませんが、あったりして、弁護士会の場合だったら強制加入になっています。ということで、団体のあり方というのか、これ

は多分、垣根を低くしたり、業務を競争的にしていけばなくなるのかもしれませんが、現在、特に弁護士会というのは相当なオピニオン・リーダーでやっておりますね。そういうのがマイナスなのかどうか分かりませんが、若手の弁護士の人たちは結構高額の会費を払わされていますよね。それだけのサービスを受けているのかという問題もあります。その辺の士業の団体のあり方というものを、もし、弁護士の関与といいますか、遠藤先生からお願いします。

【太田】： 遠藤先生、お願いいたします。

【遠藤】： これは実は非常に難しい問題ですよ。弁護士会の会費は高いです。それで、今、会内で増員派と抑制派で対立があります。

ですから、法科大学院をつくる際も、法曹三者と学者と協力して制度設計をしたわけです。弁護士会は公益的な団体である以上、現状を放置しようとしているわけではないんですけど、日弁連執行部自体が状況を見ながら蛇行しているのです。蛇行しつつ、しかしちゃんと研究もしない。これは弁護士会のあり方としては無責任極まりないと私は思っています。もともと弁護士会というのは権力なり裁判所と戦うと言ったら変なんですけど、裁判所をよくするためにやっているわけなので、その原点に戻って、依頼者のためというよりも、国民のためにやっぱり司法制度をきちんと維持するための原点に弁護士会は戻らないと駄目です。

それは、士業の団体も同じです。士業の団体も、国民のための士業の団体なので国民を犠牲にして士業の私的利益を追求する団体ではないのです。だから、自分たちのためにあんな政治運動をやって、金を使って、私から言わせればとんでもない話ですよ。それは国民のために、自分たちで行政手続きを簡素化して、国民に簡素化ができたと言って士業を減らしていかないと駄目ですよ。ね。弁護士だって同じですよ。弁護士だって少ないほうがいいに決まっています。

だから、ここで福井先生に若干の疑問があるのは、立法をする場合も、現場でできたものを持っていかないといい立法というのはできないんですよ。今、過払い金というのは、我々が苦勞して、ただ同然でやった仕事で出来上がったものを、みんな悪い弁護士がああやって宣伝して取っているわけですよ。とんでもないです。あんなもの、立法して辞めさせればいいじゃないですか。すぐ立法すればできるんですから。弁護士会は言いませんよ。あるいは、自分で行って、サラ金に返してくれって言えばいいんだから、それができるように法改正するべきです。だから、そういう意味では、弁護士なんていうのは少ないほうがいいですよ。隣接士業だってみんな少ないほうがいいですよ。基本的なシステムがうまくいけば要らないわけです。

ところが、アメリカ型というのは、事後規制型といわれて、弁護士がやらないといけない社会で、それがいいことだと15年前に盛んに言われたから、私もそうなんだろうなとちょっと思い込んだんです。

ところが、私は犯罪社会学会というところへ行ったんです、4~5年前。そしたらブレイスウェイトというオーストラリアの有名な学者がいて、犯罪社会学者だから、実体法の先生はほとんど知らないんです。でも世界的に有名な先生です。法システムについて大著を書き、日本でも翻訳があります。それを読んで、やっぱり当時の法科大学院制度創設のときに弁護士を増やして行けば何かバラ色になると思ったのは、やっぱり間違っている、新しい法曹像を作らねばならないと再確認しました。

法科大学院制度の基本設計はよかったと私は思っているんですよ。ところが、実施設計ができてなかった。だから、欠陥品で、今、グラグラになってきているから、そこを補強すればいいだけです。

【福井】： 今、コメントがありましたので補足しておきますと、私が立法重視と言っているのは、

できるだけ紛争を減らすような立法をするというのがまず大前提です。でも、実際に紛争があるときに法曹や法律専門家が少なくてもいいということにはならないので、現に今のような状況ではまだまだ泣き寝入りをしている人もいますから、もっと増やしたほうがいいという趣旨であります。

それから、過払い金で、今、遠藤先生から禁止せよとの趣旨の発言がありました。でも、それは私はやってはいけないことだと思います。やるべき正しい対策は、まさに自分でできますよ、弁護士や司法書士なんかには頼む必要のない程度のやさしいことですよ、ということ国民に分らせるべきなのに、それをちっとも弁護士会も司法書士会も宣伝すら、情報提供すらしないというのが問題です。自分たちの仕事が減るからでしょう。そのいかがわしさが問題であって、立法で禁止しなくても、それは国が、あるいは業界団体としての資格者団体が本当はそういうことをちゃんとPRしてあげれば、そんなばかばかしい訴訟は増えないということだと思います。

【遠藤】： 立法で訴訟や代理を禁止するのではなくて、立法で素人が行っても取れるような制度ができるべきだと、そういう意味です。

【福井】： そこは賛成でございます。

【太田】： 若干、場内乱闘が始まりましたが、きつとこの後の懇親会でもっと盛んにバトルロワイヤルになるのではないかと思います。シンポジウムのほうは時間を過ぎてしまいましたので、ここでお開きとさせていただきたいと思います。どうぞ、パネリストの方にもう一度拍手をお願いいたします。

◆法と経済学会・第14回全国大会 講演報告◆

□特別セッション

『「熊本大学「熊本復興支援プロジェクト」と
震災復興のパネルディスカッション」』

日時：2016年11月6日（日）11:00～12:20

場所：熊本大学（黒髭地区）

（文法学部本館A1教室）

モデレーター 金子 宏直（東京工業大学）

パネリスト 安部 美和（熊本大学）

金子 由芳（神戸大学）

岡本 正（弁護士、慶応大学）

【金子（宏）】：司会を務めます、東京工業大学の金子宏直です。

このセッションでは、熊本大学における「熊本復興支援プロジェクト」の取り組みと、これまで法律系の学会での震災復興に関するさまざまな取り組みとをコラボレーションするパネルディスカッションという新しい試みになります。

熊本では4月14日、16日に熊本震災で非常に大きな被害が出ています。上空から見ると、至るところにブルーシートが掛かっており、非常に広い範囲の被害に及んでいることが分かります。益城町では東京では報道されないような形で被害状況がみられ、まだ倒壊した家屋の片付けもすまないところが各所に残っている状況です。

東日本大震災の半年後の被害地域の写真でも、やはり震災の復興というのは非常に時間がかかることが分かります。阪神淡路大震災から何年経っても社会的に変わらないところが大きな問題かと考えます。

今回のセッションでは、各報告者から20分程度の報告とディスカッションを行う予定です。安部美和先生には、「熊本震災復興プロジェクト」におけるボランティア活動の重要性について、神戸大学の金子先生には、震災復興の変質、兵庫枠組みから仙台枠組みへの変化等について、岡本正先

生には、災害復興法学という新しい法領域の提言の報告して頂きます。

「絆」という言葉は東日本大震災の直後から非常に広く言われており、精神的なつながりや心の支えが人間として非常に重要なことですが、同時に制度の設計等に携わることができる立場の者は、実際に迅速に必要な人に、被災者に対して対応できる支援をつなぐ、そうした制度をどのように組み立てかを議論することが、学会の役割でもあると考えセッションを進めたいと思います。

【安部】： 熊本大学地域創生推進室の安部美和です。

私のバックグラウンドは環境学で、復興政策や集団移転した人々が、環境の変化に伴い、どのように集落をつくり直していくのかを研究しています。もともとは消防士で、7年ほど、北九州市で救急隊などの業務をしていました。3年前に熊本大学に赴任して、4月から地域創生推進室でCOE（文部科学省「地（知）の拠点整備事業」）の担当となり、そのすぐ後、4月14日に前震、その後の本震の4月16日で私も被災しました。

多分、今日、学生さんも多くいらっしゃるみたいですが、みなさん被災して、体育館に行ったり、友達に連絡したりというのがあの日だっ

たと思います。自宅マンションの1階の部分のピロティは天井が抜けて、いろいろな車に天井の材料が突き刺さっていたのが、16日でした。直後は停電し、走って外に逃げるにも、信号も止まる中、車は通るし、自分が避難する公園まですごく苦労しながら行ったという状況でした。

これからお見せするスライド等は、熊本大学の避難所の黒髪体育館、このキャンパスの中にある体育館で避難所運営を学生の皆さんと一緒に運営しました。多分、この中にも一緒に運営してくれた学生さんがいるのかもしれませんが。そこから継続して、現在は熊本大学の学生さんボランティアを束ねることをしています。そうした経緯を少し紹介したいと思います。

熊本大学は、学部生や大学院生を合わせると学生数約1万人。留学生も約500名います。附属の特別支援学校や、小中学校の生徒さんを含めるともう少し増え、教職員2,000名を超えます。人的な被害の点では、幸いなことに死者は出ませんでした。学生や教職員の負傷者は100名近くになりました。ライフラインは、しばらくは水道も使えない、電気の関係は20分、30分ぐらいで戻ったかと思いますが、ガスの関係は4月末ぐらい止まっていたと思います。施設関係は、現在でも立ち入り禁止の建物が5棟あり現在も授業が全くできない、研究室も使えない建物があります。

4月16日は、体育館に500名を収容しました。当時は、地域の方も含めて1,000名の方が避難してきました。体育館に入れたのが500人ぐらいで、学生の多くは校舎内の机が並んでいる教室で避難生活をしてもらいました。

体育館には4つの空間がありますが、避難者全員が入りきらなかった状況です。学生だけではなく地域の方がかなり来られたという特徴があります。もう一つの特徴としては、留学生が家族を連れて避難してきていたことです。1,000人近い避難者のうち、185名は外国人の方たちでした。

総合大学の強みとして避難所運営がうまくいったところがありました。被災者として来た学生たちが120名ほどボランティアに参加してくれて

います。

教員の専門性も生かされ、教育学部の先生方が音楽を鳴らしに来てくれたり、画材を子どもさんたちのレクリエーションに使ってくださいと来てくれたり、スポーツ福祉学科の学生が、毎日1日2回のラジオ体操に来てくれるとか、いろいろな方に支えられて避難所運営ができました。

大学生協から14日に食料を結構出してしまい、16日には足りなくなるのではとの不安もありましたが、九州大学などから大量の食料を届けてもらいました。熊本大学でも300人が2日ほど避難生活できる食料はストックしていましたが、1,000人近くの避難所になり当初は足りなかったという状況です。

ありがたかったのがもう一つ、地下水です。避難所の体育館が地下水利用の施設のため、トイレ等の衛生面で困ることがありませんでした。

学生たちとの避難所運営では、4月16日に避難所で本部、救護、物資管理などそれぞれのブースを立ち上げました。救護ブースには、本学の看護の学生、教育学部で養護教員を目指す学生が主体に活動しました。ただ、学生主体の運営は18日正午には解散し、教職員や地域の方との運営に切り替えました。その後は避難所にこられた方にどんどんバトンパスをして、自分たちで運営できる避難所にしていくようにしました。

学生たちは黄色や青、赤といった色の異なった服装でまとまりました。それぞれのサークルや学科でまとまって活動していたため、学生たちが自分たちの団体のジャンパーやパーカーを身につけていたので色が違うのです。学生を取りまとめるリーダーたちは、朝と夜に全体会議を行いました。4月16日の夜は地震だけでなく、大雨洪水警報が熊本市内に出たため、大学のすぐ隣にある白川が氾濫する状況になったら、どこの出口から避難させるのか等、寝る前に確認していました。

運営に当たっては、様々な工夫をしました。1日2回おこなうラジオ体操は、留学生と留学生のお子さんにとっても人気で、皆さんに楽しんで参加してもらえました。力を入れたのは、食事を配る

ときです。食事をお渡しするときには、右側通行や一列になってもらうなど学生たちが交通整理をしてくれました。右側通行でお願いしますとか、4つの空間がありますので、次はどこ空間の方が食事を取りに行ってくださいよ。明日はこの順番で食事を配りますよ、というのを事前にアナウンスしていました。

留学生を含む学生ボランティアが子供たちを集めて、お絵かき教室や本の読み聞かせをしてくれました。子供たちは、国籍に関係なく一緒にレクリエーションに参加してくれました。日本語での読み聞かせでも、みんなで集まって、わあわあ言っているような時間を作ってくれました。外国人対応のブースを作り、館内でのアナウンスや掲示物はすべて日英2カ国語で対応しました。言葉がわからないから情報が得られない、という環境にならないようにみんなで工夫をして運営したのです。ごみも分別しました。1,000人分のごみは大量で、業者が取りに来るときにはどうしても生ごみ優先で回収されます。外国人避難者の方も含めて、毎日細かく分別していたので優先順位をつけるのはたやすくできました。

いずれ避難所は閉めるため、避難所の閉鎖に向けた戦略を早いうちから立てました。学生と相談し居心地が良過ぎる空間にはしないということを確認しました。声掛けは徹底し、あいさつは朝も昼も夕方も元気良く「行ってらっしゃい」、「お帰りなさい」という関係を心がけました。顔見知りになり、信頼関係を築かないと、うまく運営はできないのではないかと考えたからです。避難所生活が1週間もすると、水さえあれば家に帰れる方がでてきました。そこで、学生たちが水さえあれば変えることのできる方の自宅にポリタンクで水を運んでくれました。家に帰れる方は「帰りたい」と思っているときに家に帰れるように支援しました。

防災教育では、自助と共助、特に共助が、日頃から大切だと言われています。しかし、県外からの入学生が多い大学周辺では、日頃から近所の方々と共助関係がでているわけではありません。避

難所での生活というきっかけで、今回顔見知りになり、コンビニとか、通学途中に〇〇さんに会いましたという学生がいます。そんな共助の始まりがあってもいいのではないかと考えています。

避難所では、学生たちが「具合が悪いところはないですか」「ごみを出してください」と声を掛けて回るだけではなく、食事の配給を地域のお母さんが手伝ってくれるなどたくさんの協力がありました。明日避難所を出るというお母さんは、「せめてここを磨かせてください」と洗面台を磨いて帰ってくれたり、地域の中学生が、4月16日から避難所閉鎖の4月30日まで、毎朝「ボランティアはありませんか」「お手伝いできることはありませんか」と来てくれました。避難所運営は、次第に大学生だけではなく、こうした地域の方々と一緒に運営する避難所になっていきました。避難所の閉鎖後は、こうした学生たちと「416（よんいちろく）」を立ち上げ、来年以降入ってくる後輩のために、避難所運営での経験を定期的に振り返り記録に残す作業を行っています。

避難所が終わってから、学生たちから「もうちょっとボランティアをしたい」という声が聞かれ始めたときに、ちょうど学内で復興プロジェクトが立ち上がりました。復興プロジェクトには7つの活動があります。その一つが復興ボランティア活動支援プロジェクトです。プロジェクトには、断層がどこにあったのかを解明するとか、熊本城の復興、地下水の研究をするグループなど他分野の先生方が携わります。社会的な支援をするグループは、私たちのボランティアの他に復興デザインプロジェクトがあり、益城町にラボをつくって、毎週土曜日になると地域の人たちが集える場所をつくっています。

ボランティアの内容は多岐にわたり、小学校の子どもたちの運動支援、被災地の子どもたちの心のケアなど、いろいろなニーズがあります。こうしたボランティア情報はウェブサイトを活用して情報発信をし、学生たちは日程や活動時間、作業内容が分かる募集欄を見て自分が行ってみたいと思うボランティアに参加ができるようにな

っています。その中で当初から考えていたのは、大学主導の団体はつくりたくないということです。責任を感じて参加したり、友達がやっているから参加しなければと思ったり、最後までやりとおさなくてはと思ったりする関わり方ではなく、やりたい活動に誰でも参加できる募集の仕方をしたくなりました。ボランティアに参加する中で、仲間をみつけ団体をつくりたいときには支援するというやり方で現在に至っています。もともと熊本大学の中には工学部認定の災害支援のボランティア団体がありますので、災害対応に特化した活動を希望する学生にはそちらも紹介しています。現在、活動中のボランティアもホームページ上で発信をしており、大学のバスを8月まで動かしていただいて農業ボランティアにも参加しました。いろいろな活動に参加していく中で、2つのボランティア団体が立ち上がりました。新しく立ち上がった「Kumarism (くまりずむ)」という団体は、風評被害に苦しんでいた天草、人吉、高森等の観光地を取材して、自分たちのホームページから情報を発信しています。海外のお客さんにも戻ってきてほしいので、日・英・中の3か国語で情報発信を試みています。

最近、高齢者の方が避難先から帰宅するにあたり、半年ほったらかしの家の中を何とか片付けたいけれど時間が経っているので熊本市内のボランティアセンターにはお願いがしにくいという声を聞いたりします。地域の方から連絡を頂いて、ボランティアの学生を募集することもあります。

熊本地震の一つの特徴は、地震の災害だけではなくその後立て続けに起こった水害も大きな爪痕を残しています。特に、南阿蘇では地震後のがれき撤去だけではなく、床下の泥かきなど水害に対するボランティアの要請もありました。

避難所運営からその後のボランティア活動までご紹介してきましたが、私が学生たちと一緒にボランティア活動をする中で、「私は東日本でこんなことをやったのです。だから、私の言うことを聞いてください」「こうするべきです」という

方が結構来ました。こうした人たちとどう付き合っていけばいいのか、現場での判断は非常に難しかったです。あふれる救援物資もこうしたボランティアも、被災地としては断りにくい。いま一度、支援やボランティアというものを考え直す必要があると思っています。

【金子（由）】：神戸大学の金子由芳です。本日は熊本大学の学園祭との共催という貴重な報告の機会をありがとうございます。

神戸大学は阪神淡路大震災の被災大学ですから、震災直後に都市安全研究センターという文理融合で災害、震災復興の問題を考える組織を設立しました。私も所属しています。文理融合といっても何かスタンダードな方法論はなく、とにかく関心を持つ者が、それぞれの専門を持ち合って問題の回答を引き出そうというような、どぶ板的な方法論でやっております。

東日本大震災後、40回近く現地に行っています。連携している工学系の人たちのビヘイビアとして、とにかく現場に行つてなんぼのものということで、引きずられるようにして現地に通いつけてきています。

熊本の震災後も工学系に声を掛けられて、4月末に熊本に来ました。安倍先生のお話にもありましたが、直後は本当に混乱しているはずですから、ご迷惑だと思ったのですけれども、留学生の避難について教えてもらうお願いをして、工学部の方とも交流を続けさせていただいております。そうした文理融合のというか、幾つかの成果を図書として公表しております。

本日は法と経済学会に引きつけた形での問題提供をしたいと思っております。

今日のメインテーマを一言で言うと、国家か市場かになるのかもしれませんが。安倍先生が触れられた、自助、共助、公助ということがよくいわれます。災害における法制度のつくり込みとして、そのどこにフォーカスを当てていくのか長く議論されているテーマです。法と経済学の父と目されているリチャード・ポズナーは、自助を中心に

制度を設計しないと、モラル・ハザードを起こして、公助にもたれかかる形で、かえって災害対応が阻害されるという議論をしています。

しかし、それで公助が後退してしまうと、やはり自助で補いきれない。そこを補っていく共助を強調するエリノア・オストロムのような立場からの議論も多くございます。しかし、ニューコモンズというようなコモンズ論の混合した新自由主義的な議論も絡み、非常に錯綜した問題状況になっていると思います。

日本の現在の制度は、戦後、公助を中心に制度構築をしてきていたはずなのに、いつしか変質している。今日はその変質、特に災害復興と長期化するプロセスの中での日本の制度がどのように揺れ動いているのかというあたりから、阪神淡路、東日本、そして熊本へのメッセージを引き出せたらと思っています。

年表的に振り返りますと、日本の災害法制は、江戸時代には公助中心であった。明治初期、明治政府が発足して直後から被災者支援の法制度が登場している。しかし、民法典を初めとする法典の成立、そして、第1回国会の開催された1890年代以降、そういった公助中心の制度から自助中心に展開します。第1回国会で被災窮民救済規則の法案が廃案になって、そこから自助中心、民間保険制度等の自助中心のシステムに展開していく。片や、インフラ、防災まちづくりといった領域で、あまたの法律が形成され国家の関心が集中していく流れが今日に至っている。東日本大震災の後には2013年に大規模災害復興法ができて、熊本地震にも影響を与えるという一連の流れがあります。

しかし、戦後1947年に災害救助法ができています。被災者支援における日本の憲法のような存在の法律です。ここで改めて公助の重要性が復活したと考えられています。しかし、公助の在り方が盤石として強化され続けている防災インフラ整備の法制度との間で、公法と私法の確執を抱えている中で、どうやって被災者の生活を中心に据えた復興が可能なかが一つの大きなテーマにな

っている。

また、公助のシステム自体も、罹災法、罹災都市借地借家臨時処理法が東日本大震災の後に廃止されました。この事例に見るように、公助のシステム自体も後退しつつある流れも否定できない。

私のアプローチは学生ボランティアに加わって、東日本大震災の1ヵ月後から通い続け、学生さんを前面に立てて、被災者の方々とお友達になって、リピーターになって、心を開いてもらい、事実を語ってもらうというようなアプローチです。

その延長で、岩手大学を中心に、被災地の大学同士の連携で、ずっといろいろな活動を一緒にやっています。その一環としてアンケート調査とか、被災者等のワークショップをやっている、さらに岩手大学の先生方等を引っ張り回して、私はもともとアジア諸国の法制度が本来のフィールドなので、何か学べるものを引き出すようなことをやっています。

その中のアンケート調査について話します。復興5年で、復興の評価が必要になっているはずですが、しかし、復興庁の評価は、実は防災インフラ、まちづくり事業がどのくらい進捗したかというデータしか出してきていません。進捗率が9割といわれております。しかし、被災者の目線から見たらどうなのだろうかについて岩手大学、東北大学との文理連携チームでやってみました。今なお仮設住宅にお住まいの方々を対象に、11個所の地域で実施し、3,296世帯対象で、回答は967通です。設問は18問程度ですが、いろいろな形でクロス集計をかけて、いろいろなデータを引き出そうと試してみました。

幾つかの意見に言及します。まずは、ずばり「あなたの望む復興とは何ですか」という回答に対して、復興庁等が評価の軸に据えている防災まちづくり事業の進捗度、都市インフラの進捗という回答は、被災者の中では全体でも1割にとどまる。特に若い世代は6%という結果です。被災者はやはり住宅の再建、そして生活、生業の再建が復興

の目標で、大きなギャップがあるのが明らかです。

しかし、現実には、被災者は数年にわたって生活再建を待機させられ仮設住宅に5年も6年もの間、非常に生計が立ちゆかないことがデータとして出てきます。

職業別で分析したところ、自営業の8割の方が生活苦を訴え、その他のカテゴリーとの対比で顕著な数字です。職業別でクロス集計をかけた被災度を見ると、自営業の方々が、実は被災度が一番激しい、最も著しい被災を受けています。全壊、流出が92%で、非常に自営業が傷ついていることが分かります。

被災の対応を、さらに別の角度から見ると、自営業の被災の7割が、住宅と職場が同時に被災している。また、住宅と職場が一緒に被災したというカテゴリーについて見ると、生計は苦しいという比率が顕著に他の類型よりも大きく出ています。そして、自営業のカテゴリーについて、現在の仕事の状況を聞くと4割が廃業、休業している。つまり4割は収入が途絶えているという状況である。残る5割程度は営業していると答えているものの仮設店舗等での営業で、本格再建からはほど遠い状態が出てきています。

数字から引き出される状況としては、復興5年で、なお仮設住宅に住んで生活苦を訴えておられる自営業の方々は、住宅のみならず職場が同時被災している。住宅再建の遅れにフォーカスが当たりがちで、マスコミの報道等もそちらに向かっていますが、それ以上に、職場が被災し、収入源を失っている方々の問題がもっとフォーカスされていいのではないかということが、私どもの復興5年評価から一つ引き出されます。

その方々に対する支援は、損失補償といった方が正しいと思います。復興インフラ整備の事業で5年、6年待たされている間の損失補償が、一般に支援という言葉が使われております。これが全く十分ではない。自営業の7割以上が、支援がない、あるいは支援があるが全く足りないという回答で、その他のサラリーマン等のカテゴリーよりも10ポイント以上高い。

このように、復興が何かおかしくなっている。これが東日本大震災からの学びです。行政、復興庁等は、復興5年で86%完成、特に内陸部では99%完成しているという数字を復興5年評価で出しております。しかし、それはインフラ事業です。住民の生活再建に目を転じると、5年待っても住宅が建たないどころか、数年間収入が途絶している状況です。

仮設店舗、仮設工場等も復興5年で統廃合の動きが出ている。いつまでも被災者面をするなどという言葉を行政から掛けられていると、被災事業者の方々の訴えを耳にします。

この間に何が起きているのか。阪神淡路大震災の当時に「人間の復興」、被災者の生活復興があつてこそその復興であるといわれた。その理念が2005年神戸での世界防災会議で、兵庫行動枠組み、Community approachとして確立し影響を与えました。

その10年後の2015年、仙台で同じく第3回の世界防災会議が開かれ仙台減災枠組みができた。ここでのキーワードは、防災への投資、Build Back Betterです。復興の定義に大きな変化が読み取れると思います。Priority 3、Priority 4のあたりで新しく日本の政府が働きかけて盛り込まれたキーワードです。

阪神淡路から東日本にかけて、このような復興のフォーカスの変化が起きている。人間の復興からBuild Back Better。何によってもたらされたのか。そこには法制度が大きく関与していたに違いないと思います。特に復興の合意形成の手続きが、大きく変わっているところに注目してこの表を作っています。

阪神淡路大震災の際は、いわゆる2段階都市計画決定方式が取られたことが知られています。しかし、神戸市等の自治体は、当初から2段階でやろうとは思っておりませんでした。実は震災の直後、2~3日に国の建設省が入ってきて、急いで都市計画、区画整理事業に予算を付けたことは知られております。そのため震災2ヵ月というわずかな期間に、非常にばたばたと都市計画決定が行わ

れ、区画整理事業、都市再開発事業が迅速に開始していくことが想定されていた。

ところが、国の思うとおりにはいかせないと市民の怒号が吹き荒れる中で、2段階都市計画決定方式を神戸市長が発表した。住民参加を喚起しつつ、復興計画というものを作り、それを一般計画として、各地域の事業において、区画整理や再開発事業とかが行われる過程で、行政が震災直後に敷いた大枠の範囲内で、まちづくり協議会が都市計画の詳細を具体化する住民参加が喚起された。

これに対して、東日本大震災では、復興計画が先に、後から、都市計画決定や復興整備計画で、2段階ですが、神戸とはその順序が逆になっていて、住民の参加を重視しているかの印象を与えません。

しかし、実際はそうではございません。復興計画を決定するに当たって、形ばかりの住民説明会が各地で行われましたが、実質的な情報開示は行われていません。その復興計画の中に、曖昧な形で都市計画の枠組みが数行盛り込まれ、復興計画決定を通じて、既成事実として扱われていきました。

そして、第2段階の都市計画決定は、住民参加は一切ない形で行われました。東日本大震災復興特別区域法、復興特区法が導入されました。これは小泉政権等が開始した民営化事業で使われる特区手法で迅速な投資促進の枠組みをこの災害復興の枠組みに用いて、行政単独の協議会で一括での都市計画決定を行いました。本来、都市計画法に載っている参加手続すら踏まらずに決定がなされました。

理由は、復興特区法の中にその回答が出ております。それは、予算措置です。この手続を踏むことによって、復興における地方負担分を0にする取引として行われたわけです。

特区方式は、その後、恒久法として、大規模災害復興法に盛り込まれました。これが2013年にできて、今、熊本地震において、適用第1号の事例となっています。非常に特徴的な法律で第3条の理念と法律の中身が全く合致しないという興味

深い法律です。

例えば、3条の理念規定で「国と地方自治体が適切な役割分担の下に復興を行う」と書いているが、実際の制度は真逆で、市町村は国の復興基本方針と県の復興方針に基づいて復興計画を定めることになっています。そのため、阪神淡路大震災においては、神戸市は単独で復興計画を決定したが、東日本大震災で、市町村は国、県の意向の範囲内でしか復興を進められなくなった。

そして、最も注目されるのが、意思決定手続きです。3条の理念では「地域住民の意向を尊重しつつ協同して」とありますが、実際には特区方式で、住民参加は全くない、行政の決定をもって都市計画決定等の法的効果が生じるという枠組みは、東日本大震災の経験をそのまま制度化したものといえます。

この制度が熊本地震にどのように影響を与えているのか。熊本地震では、この復興法は適用されなかった。というのは、この法律が規定している特定大規模災害には指定されませんでした。国、県に拘束されない代わりに、東日本大震災での全額国費による復興は望めないことになったと報道されます。

つまり、非常災害というものとして指定したと内閣府では説明している。資金は出ないが、国が都市計画決定を代行できると。

これは何のメリットも地元住民にはないと思います。

その結果、県道熊本高森線は、国・県・町の行政調整がもつれ込み、住民に情報開示がなされない。2週間ほど前に住民説明会で非常にショックを受けたのですけれども、情報開示が行われておりませんでした。まるで東北と同じような状況になっております。

地域の行政の方々の説明では、とにかく財政負担が重い。激甚法の指定により、9割までは国は持ってくれるけれども、1割は現地の負担になってしまう。益城町なんかは年間の財政規模が100億なのだけれども、復興予算がもし1割負担というだけでも1,000億円になる。それを理由に、復

興は住民の皆さんの自助で、財政負担が増すような形を避けたいと、具体的な移転や区画整理の話は一切触れられない。

これでは東北と同じ5年、6年、7年とかかかってしまうかもしれません。東北でも、住民の意思をかなえて実現した地域がありますが、今日は割愛いたします。

もう一つの方法としては、行政と住民の協議会です。神戸の阪神淡路の経験におけるまちづくり協議会というのは、住民と行政が協議し、協定を結ぶのです。その協定が行政に対して拘束力を持つのです。これは特区方式における行政部内の協議会ではありませんし、また東北被災地に見る住民だけの協議会でもありません。そのような意味での行政と住民との協議が今必要とされており、またそれを可能とする地域力をこの熊本の地域でお持ちだと、非常に感じました。

最後に今日のメッセージ。自助、共助、公助という話から始めましたが、私は100%公助ということはない。100%自助ということもない。9割公助で見てくれるとしたら、1割自助で頑張りませんかと申し上げたい。

今、この地元の自治体では、100%公費負担に向けて、陳情を続けていくということは、同時に地元の発言権を失うということです。例えば1割負担を被ってでも住民主導で、情報開示を受けて、自ら今後のまちづくりを考えていかれるべきではないか。その1割が1000億円ということですが、何か広域の給食センターの一大拠点とか、体育館のものすごいのを造る話を含めて1,000億円であったように聞こえました。そこを全部、開示して、本当に地域の皆さんのまちづくりをやっていただきたい。その地域力、自治力が試されているのではないかとということで、締めくくりとさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございます。

【岡本】： 東京で弁護士をしている岡本正です。2003年に弁護士となっています。東日本大震災後の研究を契機に、中央大学大学院公共政策研

究科客員教授、慶應義塾大学法科大学院、法学部、大学院システムデザイン・マネジメント研究科の各兼任講師をしております。

内閣府に2009年10月から2011年10月までの2年間出向し、その間にちょうど東日本大震災を迎えました。当時、行政改革、規制改革等を担当しており、まさに法と経済学のだ真ん中のような政策担当部署で、国家戦略なども担当していた経験があります。

東日本大震災の直後から、弁護士が避難所や電話で無料の法律相談を展開していることを、3月半ば頃から耳にしました。弁護士は被災地において救助活動の邪魔になる存在ではないかと思っておりましたが、それは大間違いで、生活再建や復興に関するさまざまなニーズをくみ上げる役割を担い、さらに新たな課題を克服するためにやらなければいけないヒントをつかんでいる存在だとわかりました。

4月上旬ころは、弁護士が実施した法律相談結果を記載した相談票が、何千枚と被災地弁護士会に積み上がったままだったこともわかりました。当時内閣府にいた私は、被災地の大事な声をこのままにしておいていいのかと疑問に感じました。弁護士だからこそ聞ける声を聞いた以上は、そのままにしておくべきではないということを当時の日弁連会長らに進言し、その結果、内閣府と兼任する形で、災害対策本部の室長を務めることになりました。その結果、1年間で4万件以上の法律相談をデータベース化しました。日弁連において「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」として報告しています。最新版は「第5次分析」（2012年10月公表）です。無数の図表とグラフなどを掲載している法律相談傾向データブックとなっています。なお、「災害復興法学」はこれらのリーガルニーズを起点として実績を残した立法・公共政策の軌跡を記録し、災害復興の面から法と公共政策についての新しい領域を確立することを目指しています。

ところで、皆様は、防災、災害対策に対して、「個人の備え」を考えると、どんなイメージを

お持ちでしょうか。ワークショップでやると大変盛り上がるのですが、例えば水とか、備蓄とか、保険とか、インフラ整備とか、そういうことをいろいろ考えるとと思います。

宮城県女川町や岩手県大槌町の津波被災地の写真、そして、警戒区域内の福島県の市町村の写真をお見せしました。こういう凄惨な光景はどこでも目にしなければいけないぐらい、東日本大震災というのは本当に悲惨な災害だったと思います。

これらを見て、「防災」でイメージするのは、とにかく身を守りなさいという命を守るための防災です。勿論それこそが、防災の1丁目1番地だと思っています。

では、災害後、その瞬間を生き残ったら、終わりでしょうか。確かに自衛隊やレスキュー隊の仕事は一応そこで終わるかもしれませんが、救急救命担当の医師などは救命手術をしたら役割を終えるかもしれません。一方で、避難所に辿り着けば災害と救助は終わりであるかと改めて言われれば、それは勿論そうではないということになるでしょう。

災害に遭うというのは一体どういうことなのだろうかというのを、1個人として、1家族として、あるいは組織の代表としても、アルバイトの立場でも考えてみましょう。どんな被災をしているのか。どんな姿がそこにあり、悩みがあるのかという点を紹介したいと思います。

弁護士らは法律相談を東日本大震災発災後の2週間目ぐらいから始めています。熊本地震でも10日ほどで相談窓口を開設しています。広島土砂災害などでは、初日から弁護士がボランティアセンターに関与しました。「水が欲しい」「毛布が欲しい」「物資が……」という話は実はもうありませんでした。聞く声は、「どうしたらいいのですか。全部、失った」。という絶望的な声でした。お金がないわけではないが、決して裕福なわけではない。逆に今の貯金を使ったら、次の家が建てられない。このような悩みに対して、我々は回答を持ち合わせていますか。

たとえば、住宅ローンやクレジットカードの引き落としがあるかもしれません。では、「どうしたらいいのでしょうか」という声に対して、何て言ってあげたらいいのでしょうか。どこに行けば、何か手当ができるのか。できないにしても、どこにまず行ったら、情報を得ることができるのかを考えなければならぬのではないのでしょうか。弁護士が考える災害後の情報提供支援とは、このような問いへ少しでも安心できる、希望の情報を届けることなのです。

賃貸借契約でも紛争はおきます。オフィスやアパートの貸主と、家が壊れて修繕してもらえない借主との間のトラブルは想像に難くないと思います。賃貸人が修繕できないことを理由に退去を要請したら、賃借人は本当に退去しなければならないのでしょうか。修繕したい賃貸人も資金が不足することが通常だと思います。法律解釈では解決できない問題が山積するのです。

(当然被災地でも) 経済活動があつて、お金の支払いの話が、1ヵ月2ヵ月待つてからではなく、1日目から関心事をとなるのは当然のことです。

まず、東日本大震災でどういうリーガルニーズがあつたかをパーセンテージで示します。図表にすると一目瞭然ですが、仙台市青葉区では、「賃貸借契約(借家)」に関する相談と、「工作物責任・相隣関係」に関する相談の割合が多くなります。

岩手県陸前高田市では、「相続」に関する相談、「住宅ローン」に関する相談、「行政支援を求める相談」が大変多かった。津波による甚大な被害を反映したリーガルニーズが浮き彫りになるのです。

宮城県石巻市は、「賃貸借契約(借家)」の相談が多い点は、仙台市青葉区と共通し、「住宅ローン」「行政支援を求める相談」「相続」の相談が多い点は、陸前高田市と共通しています。あらゆる法律相談のニーズが勃発していたことが分かります。沿岸部の工業地帯、水産加工団地、商業地帯が津波の大きな被害を受けていることを反映した結果だと言えます

ここで、本日時点では進行中の、立教大学SFRの研究成果の一部をご報告します。市町村単位で、いかなる類型の法律相談が何パーセントを占めたのかを、1か月おきに示し、それを白地図上に濃淡で示したものです。

例えば、賃貸借契約の相談割合の推移を地図と一体化してみます。地図だと一目瞭然となりますが、仙台市やいわき市などでは、他の地域に比べて、「不動産賃貸借（借家）」の相談が濃くなる（当該市町村において、その1か月の間に他の相談と比較して相談割合が高い）ことがわかります。また、それが月ごとに変化し、収束したり、あるいは相談が高止まりしているような傾向もよくわかります。住宅ローン、工作物責任・相隣関係、原子力発電所事故、相続などあらゆる分野で興味深い傾向があります。地図にリーガルニーズを落とし込んだ成果は、追って研究成果として発表したいと思います。

市町村ごとの相談傾向をプロットすることで、傾向分析もできます。縦軸に「行政支援を求める相談」、横軸に「65歳以上人口比率」（高齢化率）をとると、正の相関関係が観察できます。これらの理由を解き明かすと、首都直下地震や南海トラフ地震など将来の災害後のリーガルニーズを予測することにもつながります。

「災害復興法学」についてご紹介します。日弁連をはじめ弁護士が法的な課題を提言し、法律改正や、新しい制度構築につなげた実績が数多くあります。被災した方が住宅ローンなどを支払えない場合に、法的な「破産」ではなく、ペナルティのほとんどない債務整理を求めたことから誕生したのが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」や「自然災害債務整理ガイドライン」です。弁護士の被災地での法律相談活動により相談者のニーズを証明できなければ成立しなかった制度です。そして、提言に基づく過酷なまでの弁護士による政策形成活動や世論形成活動があったからこそ実現したのです。ほかにも「相続放棄の熟慮期間の延長」「義援金などの差押え禁止法案」「原子力損害賠償紛争解決センターの設

置」「原子力損害賠償請求権の消滅時効の10年への延長」「被災マンション法改正」「罹災土地借地借家臨時処理法の廃止」など、大きな成果を残しました。これらの提言と、その後の立法活動・政策形成活動の軌跡を記録し、伝承するのが「災害復興法学」です。肩書にもある各大学の講義として展開しております。

とはいえ、東日本大震災後に新しい法制度をつくり、将来に備える活動は、まだ道半ばです。阪神・淡路大震災から20年間の積み残しの課題もあって、ようやく熊本地震でも少し運用が改善され例もあります。また新しい災害が起きれば、また新しくやらなければいけないことは出てくると思います。前の積み残しはより先鋭化することもあります。そのときに、被災地ではどのような被災者のリーガルニーズが存在するのかは確実に伝承しておかなければなりません。

2015年10月には、ネパールのカトマンズでも上記の講演をしました。政府や法律家が新しい制度をつくり、それを被災者に伝えることの重要性を説きました。そのために法律相談活動や情報提供活動が極めて有用だということを、東日本大震災の実績から証明しました。その成果はJICAのウェブサイト「法整備支援関連「震災関連紛争の経験共有セミナー」の実施について－日本における震災後対応の経験をネパール復興へ－」

（「Seminar on Sharing Experiences of Disaster Related Disputes -Japan's post-disaster experiences for reconstruction in Nepal-」）として報告されており、当時使用したスライドも掲載しておりますのでご参照いただければと思います。

では、日本では東日本大震災の教訓は活用できたでしょうか。広島弁護士会作成の「平成26年（2014年）広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果（第1次分析）」の中から、広島土砂災害における全相談の傾向分析結果のグラフをご覧ください。弁護士が、2014年8月広島豪雨による広島土砂災害の被災地で1年間実施した250件の相談傾向をグラフにしたものです。東

日本大震災と同じ分析手法を使い、私も作成に協力しております。これによれば、「災害関連法令」すなわち、「行政支援をを求める相談」が、多くなっています。これは東日本大震災と共通の傾向です。局地災害であっても、生活を失った被災者のリーガルニーズは、東日本大震災と共通することが証明されました。

最後に、熊本地震の相談傾向から、リーガルニーズの普遍性について実証したいと思います。2016年8月に公表された、日弁連による「熊本地震無料法律相談データ分析結果（第1次分析）」には、4月から7月までの3か月間の約5000件の電話相談の成果に基づく相談傾向が示されました。これによれば、「不動産賃貸借（借家）」「工物責任・相隣関係」、「住宅ローンに関する相談」、「行政支援等を求める相談」が高い相談割合となりました。これは、東日本大震災や広島土砂災害の一部と共通します。津波、土砂災害、地震、あらゆる災害において、被災者のリーガルニーズが噴出し、分野としても普遍的な共通のニーズが必ずあるということが判明したと言えます。

「災害復興法学」は、4万件以上の被災者の法律相談を集約できたことで、東日本大震災において初めて明確化することができた、被災者のリーガルニーズを、他の災害において活かすことをめざしています。膨大なデータをもとにして、特に、立法政策、公共政策の実現を可能とする考え方や技術を詳細に伝承しようとしています。法律が災害復興に貢献すべきなのは、立法政策分野にこそあると考えています。

【金子（宏）】：先生方、どうもありがとうございました。非常に大事なテーマだと思いますので、フロアの質問を受け付けたいと思います。学生さんたち、せっかく来ていただいているから、本当に素朴な質問で結構ですから、それが目的で開いています

先生方で、お互いに情報交換という形でご質問等をどうぞお願いします。

【岡本】：安部先生に現地の対応の話を知りたいです。実際に、避難所の運営、あるいはボランティアをされたときに、どうやって改善の要望をし、あるいは課題を発見してフィードバックできたのかを知りたいと考えています。災害救助法等を有効活用する余地もあると思ひまして、ご教示願います。

【安部】：熊本大学の避難所を運営するに当たって、一番初めに困ったことは、そもそも大学は収容避難所に指定されていなかったことです。一時避難場所だから、大学に避難してきていた方には避難所として指定されている近隣の小学校に移ってもらうべきではないかという話が一番初めに聞かれたのがつらかったです。1,000人もの避難者を、誰が追い出すのか。みんな行き場もないのです。当初、計画されていた収容避難所の容量では計算をはるかに超える人が来ました。避難所として開設をするのか、運営はどうするのかといった判断を誰がするのか、16日の段階でつまづきました。

（熊本大学では）学長がすぐ「地域の復興優先」という言葉を出され、最終的には避難者の方を追い出すのか、避難所を閉めるのかという議論にならなかった。ただ避難所として運営するということが決まってから、今度は何を役所の人と相談すればいいのか、学内で何を決めたらいいのか、こうした問題を誰と相談すればいいのかすぐにはわからず混乱しました。

【金子（由）】：今の（点に関する）コメントと質問があります。阪神淡路大震災のときも、神戸大学が同じ状況に直面しました。その際、指定避難所でないと物資が来ないので、被災者のために、出ていっていただく判断をしました。大変な思いで、当時、教職員が対応しました。

実は熊本大学から今回の震災直後に神戸大学に、どうやって対応するか問い合わせがあったらしい。ところが、もう当時の記憶が伝承されてなくて、ただ、マニュアルをお送りして済ませた

ということでした。どうやって知識を伝え、経験をつないでいくかは大きなテーマで、今の話は非常に身につまされました。

安部先生に、質問です。震災、災害における大学の役割ということで、今日のテーマで見てきたように、どうしても行政というのが財源で動いていくので、情報公開をせずに、どうしても行政対住民の対立になってしまう。

それを乗り越えていく中で、大学は非常に期待されていると思います。大体のパターンは復興計画策定委員会などの行政審議会委員としてだったり、益城ラボのような形で、もっと住民に入り込んだ形で行動しておられるわけですね。第三者的、媒介者としての役割に、非常に注目しています。何かスタンスの取り方でお困りのところがありますか。

東北で見てきた中では、大学の先生は、行政の方に引っ張っていかれる。

益城ラボでは、建築学とか都市工の先生だと思っています。法律学の先生は入っていないでしょうか。

【岡本】：先生のお話のような、民事的な、住民間の紛争では入っていきますが公法的な点での知識の提供は、法学者の関わりは少ないと思うのです。コメントがおありでしたらお願いします。

【安部】：避難所運営でいうと、行政に引っ張られるというよりは行政の方がなかなか動かなかったことから、こちらがイニシアチブを取って動けたのが大きかったと思います。避難所運営は2週間という短い間だったので、行政主導になる前にあっという間に終わってしまいました。大学の強みは、行政でもなく、被災者ではあるけれども、地域でもなく中立な立場で復興支援ができる可能性があるのではないかと考えています。

益城ラボの運営に関しては、やはり工学系の先生型が主体で動かれているのは確かで、益城町と一緒につくる方向で動いています。ただ、行政でも拾えない、または行政には直接言いにくい地域

の人のニーズを、大学の施設を使ってもらうことで拾う点は、新しいコラボの形だと思います。そして、そこで出てきた声にフィードバックをするところとして今後活用されていくと思います。

【金子（宏）】：学生さんたち、本当にここが質問したいという方が、どうぞ。お願いします。

A： 私は先日、大西市長がこちらの法学部で、地震の復興の話で、こういった被災の経験は伝承が大事だとおっしゃっていました。でも、百何十年前にも熊本でも大きな地震があったことを知らない人が多くて、動きが遅く、後手に回ってしまったという話をされました。こういった経験を踏まえて、熊本市、熊本県全体で地震の経験、その後の動き方、をマニュアル化するため何かされているのか安部先生にお答えお願いいたします。

【安部】：熊本大学では、避難所運営に携わった学生たちが避難所運営の仕方を振り返って、大学に準備をしておいてほしかったこと、行政はこんな動きをしていた、こんな連携ができればよかったということを残そうとしています。今年度末をめどに、冊子とホームページ等で発信ができるものを作っているところです。

また、県という広い範囲でのことはわかりませんが、それぞれの経験をどう残すかという動きがあります。西原村や益城では、地域の記憶を残すという活動が始まろうとしており、地域の方に聞き取りしたものをストックしていこうとしています。学生ボランティアも募集するプロジェクトになるので、ぜひ参加していただければと思います。

【金子（宏）】：このセッション時間が少なくて申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

◆法と経済学会・第14回全国大会 講演報告◆

□会長講演

『巨大損害の賠償ルール、安全投資、
および、レントシーキング』

日時：2016年11月6日（日）13:50～14:30

場所：熊本大学（黒髭北地区）

（文法学部本館A2教室）

細江 守紀 （熊本学園大学）

ただいまご紹介にあずかりました細江です。これから2年間会長をお引き受けすることになりました。微力ではありますが、学会の発展・充実に取り組んでいきたいと思っております。

さて、私自身、法と経済学について研究を進めて20年近くなりますが、日本では法と経済学に関するスタンスの取り方がなかなか難しいように見えます。米国ですと、法律と経済学を共通に理解している研究者が幅広く存在しているようで、去年もアメリカの法と経済学学会の場合では、3日間ぐらいで160本ぐらいの報告がありました。ヨーロッパでも同様な学会がこの9月にありましたが、同じぐらいの研究者が報告しており、また、発表の内容は多様で、経済に近いものから法律に近いものまで幅広く報告されています。したがって、日本においても、本学会にあっては、垣根をあまり高くしないでどんどん人が入ってきて、その中でいろいろな切磋琢磨、相互啓発していくことができたらいいのではないかなと思っています。

これは法と経済学とはなにかという定義の問題にもなります。この夏の学会関連の講演会で、浜田宏一先生がご紹介されましたG.カラブレイジの名著『法と経済学の将来』において法と経済学を法の経済分析としてみるか、法学と経済学の重層的研究と見るかの問題がある。その意味でいえば私が法律の経済分析を行ってきたということができそうですが、私の場合、経済分析で法を裁断するというほどではなく、むしろ法自体のロジック

をなんとか組み入れようと格闘して状態です。ただ、法律は勉強すればするほど、なかなかハードルが高くて、もともとからやっていればそれほど難しくはないところがあると思いますが、われわれみたいな形でアプローチしますとハードルが高く、やっと分かったと思ったらまた次に難問が出てきて、それは特に法解釈論みたいところで苦戦することが結構多く、道半ばでなお山高しという状況です。

1. 巨大損害の賠償ルールと事業体の活動

本日は、配布しました資料にありますように“巨大損害の賠償ルール、安全投資及びレントシーキング”という演題でお話しさせていただきます。この議論の背景には東日本大震災において発生した福島原発災害の問題があります。この問題につきましては法と経済学会でも、2012年にシンポジウムを開いていただきまして、そこで活発なご議論があったかと思っております。やや時間を失った感がありますが、この時点でしっかり考える課題を見つけられたら幸いです。

現在、原発訴訟賠償ルールについては、原子力委員会の方の専門部会で検討しておりまして、いま、中間的な案が出ておりますし、恐らく今年の終わりぐらいには成案ができていないかと思っております。一番重要なのは、有限責任にするか、無限責任にするかというところで、政治的な影響とか、いろいろなのがありますけれども、今のところ有限責任の話が割と活発に議論されてい

るような感じがあります。

今日は、巨大大事故に伴う損害賠償にかかわって、公益事業の在り方、電力に関する責任の在り方というものを、破産における債権の優先ルールというものと絡めて議論し、さらにもう一つのキーワードとして、公益事業の潜在的なモチベーションとしてのレントシーキングの存在が、賠償責任ルールのもので公共事業の活動、とくに、安全投資にどのような影響を与えるのかという問題を報告させていただければと思っています。

巨大なリスクの可能性がある事業体については、先ほど言いました無限責任か、有限責任かという問題、事故が起こったときにどこまで国、事業体が責任を持つかという問題が一番大きなところです。基本的に、巨大地震の場合ですと、そういう損害が発生しますと、賠償金が払えるのかというジャッジメントプルーフ問題が絶えず出てきます。ですから、それをそのままにするのではなくて、例えば、どのような形で国民に対して賠償の在り方を手当するかということの仕組みの問題は、事業体がどのような動機付けでそれに対して取り組むのか。事故が起こらないような形での取り組みをするのか、ということと連動しています。ですから、その問題を中心に議論したいというのがここでの趣旨です。

実際、福島原発につきましても、原子力損害賠償法が既にありまして、そこに無過失で無制限の賠償というのを規定しております。地震発生直後、異常で巨大な天災地震と地変、または社会的動乱によるということで免責されるのではないかいという議論はありましたが、現実の国民の世論の動向もあり、これには入らないという形で賠償の話が動いてきています。しかしこれもよく分かりにくいところがあります。実際、そのへんのところは、先ほど言いました専門委員会、部会では検討することになっています。

このように現行法では無限責任となつていますが、そのためには当然、資金の担保が必要だということで、損害賠償措置というのが保険保障契約をベースにして、原則 1,200 億円作られている

というところになります。これを超えたところについては国の支援があるということですが、その仕組みは当初はなかったもので、事後的にいろいろな形で作られているということです。

その仕組みは、原子力損害賠償だけでなく、後で廃炉等が付きましてけども、支援機構の組み立てが中心です。これはいわば電気原子力業界の相互扶助システムというか、一般負担というのがあります。そこで毎年、負担金を徴収して、そこからというのがあります。もう一つは、国が国債を交付しまして、それでつなぎ的な賠償をやっていき、最終的には、原子力の業界が、事業者が返済していくことになります。

それからもう一つの仕組みは、新しい優先株を発行して、東電への融資ということで2兆円をやっていく形をとります。それを国が引き受けていますから、事実上国がいわば電力会社の筆頭株主になったということで、国が関与して、事実上国営化しているといってもいいような状況になっています。

そこで毎年そういう長期的な意味も含めて、特別な事業計画を進めて国といいますか、機構と東電とで併せてやっておりまして、その中で例えば発送電の自由化とか、分離とか、あるいは発電に関する自由化とか、あるいはホールディングスという形での組織の在り方とか、あるいは全体的な予算の費用をかなり圧縮させるとか、そういうところをいまやっているところです。ただし、実際上は、東電の組織全体は、現状のこれまでの形に近い形で生き延びているという状態になっているところです。

先ほど言いました原子力の賠償法がありますけども、それについて改めて原子力委員会の専門部会で見直しをしているということになっています。その一番大きなポイントは、これは今月、先週ぐらいですか、専門部会からのいろいろな論点に関する資料が出てきましたが、基本的には有限責任か無限責任かということはどうするのかということです。

現在は無限責任ですけども、有限責任にした方

がいいのではないかという議論が結構出ている感じですが。有限責任にすれば、それだけの限度というのを設定できますので、それだけ事業者、あるいは国との関係でいうと、かなり透明性といえますか、将来的ないろいろなことを考える場合に分かりやすいということで、かなりそういう議論に傾いていると思います。しかし、国民目線から見ると、そのような形のものが、こういう状況の中で進められるかというのが、難しいところがあります。

配布資料にありますように、責任の内容ですが、さまざまな意見があって、有限責任にしても、責任の幅、そしてそのレベルをどこまで持つていくかということ、こうしたことの検討は非常に難しいところがあります。すなわち、責任の限度をどのような形で持つていくかということが一つの争点になります。また、故意過失というのが認められることでいくと、その場合はどんなふうに故意過失なのか、というのは裁判的なものになりますので時間がかかります。やはりこれはスピードを上げて賠償というのを作っていきますから、そのへんでネックが多少あるかもしれないということも議論されたりしています。

有限責任にした場合もう一つ重要なのは、その有限責任のレベルを超えた巨額の損害が出たときに、それをどのような形で政府が支援していくかということにかかわります。それを見ているためには現在の仕組みとの関係を確認する必要があります。それからあと、無限責任の場合ですと、さまざまな現状でも新たな機構ができて、いま取り組んでいるということですが、いろいろな課題が発生しておりますから、改めて無限責任の場合でも制度設計については見直していくという議論ももう一つの方法ではあるかと思っています。これは、もう少しすると答申が出てきますので、その段階でさらに議論が詰められていくのではないかと思っています。

あともう一つの観点としては、ここで検討しているのは破産処理に関する債権の順位付けというのがあります。これはもう既に福島原発があっ

た段階で東電の整理をするのかどうかというものも含めて議論があったときに、債権の順位について一般財源としての賠償債権、これと社債の電力債などの社債に関する本来の優先順位があるので、それとの関係はどうなるのかということでもいろいろ議論されてきております。ですから、それをこういう特別の国を動かすような事態に関しては、あらかじめどのような形にしておくかということも、もう一つの重要な課題としてはあるかなと思っています。

あと、ここで取り上げているのは、いわゆるレントシーキングの問題です。これについては、経済学ではなじみのある言葉で、いわゆるレントです。特に地域独占をしています公益事業とか、それだけでなく政治家も含めて、あるいは企業のトップも含めてレントシーキングをやっているというような観点から、各自治体の活動を考えていく。そうしたレントシーキングによる働き掛けを通して政策を考えていくという議論というのは重要です。特に公益事業としての電力事業を念頭に入れますと、レントシーキング追求をこれまでおこなってきた結果として現在の結果があるという面がかなり大きいのではないかと思います。

ですから、レントシーキングをはじめから悪いことというふうに考えますと、それをなくすために例えばいろいろな発送電分離とか、あるいは小売りの自由化とか、発電の自由化とか、そういう形で、あるいは国がいろいろな関与をしていくと、国が電力事業に対して直接関与していく、間接的に関与していくという形でレントシーキングを減らしていくということが必要かもしれません。

ただ、こういう業界なのでレントシーキングはかなり浸透していると考えられますので、レントシーキングのもつ経済への影響あるいは安全投資への影響を組み込んで多面的な政策をやっていくことも一つの手法ではないかとおもわれます。そうしたレントシーキングの投資効果という観点を、さきの第1の観点、第2の観点を踏まえて検討していきます。

簡単に重要な関連文献に触れておきますと、いわゆる不法行為法のベースの議論になりますので、例えば著名なS. シャベル (Economic Analysis of Accident Law, 1987) などの不法行為に関する基本モデルがございますが、そういうものをベースにしながらかリスキーな活動への過剰な決定とか、あるいは過少なリスク削減行動という形の問題をここで取り扱うということになります。

例えばT. ベアード (Bankruptcy and Care Choice. The RAND Journal of Economics 21 (4), 1990) などは厳格責任というのを取り上げて、それがリスク削減にどういう行動をするかということで、責任ルールのもとでは期待支払い額が期待損害額よりも小さくなるのでリスク削減の限界便益があまりにも小さくなっていき、安全統制に関する適正な行動はしないのではないかとことを言っています。また、環境分野の有名な論文で、R. ピッチフォード (2001, "How Liabile Should a Lender Be? The Case of Judgment-Proof Firms and Environmental Risk:Reply", American Economic Review, 91(3)) の論文がございます。そこではいわゆるディープポケットの問題が議論されます。つまりそういうお金を持っているもの、例えば銀行に残余責任を課すべきであるという議論で、実際、アメリカの環境の法律ではそういう形になっています。日本ではそこまでいっていませんが、そういう形の賠償責任を負わせて契約を結んでいくと、実はファーストベストが実現できるということが主張されています。

また、その他、有限責任と無限責任に関してさまざまな規制の問題を含めた議論も現在なされております。以上の議論はどちらかというと理論的なものが多いこともあり、また、私自身も理論分析を主にやっていることもあって、上であげました3つの観点から、まだやりかけの部分もありますが、取りあえずこんなモデルを作って、こんな形の分析をやっていますということをお話し、皆様のご意見をいただければと思っております。

2. モデル設定

では早速ですが、モデルとしては、ある公益事業があり、そこに事業者がいて、リスクな事業を行っているものとします。イメージで原発事業を考えてもらえば分かりますけども、そのためには、事故の起こらないような安全投資が必要だということで、その水準をIで表します。単純化のために、シャベルなどの普通の定式化と同様に、事故の発生確率 t と投資コストの投資Iの規模との間には、通常の関係が成り立っている ($t'(I) < 0$, $t''(I) > 0$) と仮定します。

さて、その投資資金の調達としては通常考えられる2つのルートがあります。一つは社債発行によって、それからもう一つは株式調達です。投資コストについてですが、社債発行については、日本でも電力債など、社債マーケットは非常に狭いので、それなりのコストがかかってくるということで、Bというレベルの社債発行で調達しますと、H(B)だけの返還を最低限、最終的にしなければならぬという条件が、要するに引き受け条件というのが必要になってくることにします。

それからもう一つは、社債発行と併せて一般株主に引き受けていただくということがあれば、その場合はいわゆる配当政策が問題になります。これは最低引き受けてもらうためにはこのぐらいの配当をしなければ最終的に引き受けられないということで、その期待利息といいますが、その単位期待利息 γ という記号であらわすことにします。

それから、事業体としてのレントの問題が一番重要です。さまざまな活動の中でレントを獲得していると考えまして、その事業規模が増えれば増えるほど、レントが増大すると考えられます。例えば投資の場合ですと、投資にまつわるさまざまな業者との間の取り組みが、クローズドの世界ということもあり、巨額の長期的な取引で行われれば、かなりレントを発生させるのではないかと思います。

それから一般的な収益が経常的な事業活動の中でも行われるわけですけども、まさにその中に

もレントが含まれているということで、例えば R_0 という収益が全体として発生すれば、それに対して、例えばそれから実際に株式発行コストや社債発行コストなど、資金調達のために支払う金額を R としますと、その残りの部分 $R_0 - R$ がいわゆるレントと考えることができます。

そのレントの一部は経営者、あるいは経営者陣へまわり（その比率を $k\%$ とする）、またそれ以外のものは従業員とか、取引業者とか、規制の役人とか、あるいは地域政治家などに移っていくものだというイメージで考えております。

それからいまの安全投資に関しても巨額の投資をしますと、その投資にまつわる部分についてやはりレントが発生するのではないかとということで、それを投資額の $b\%$ とし、それが経営者にキックバックされていく ($a\%$) と考えます。

分析の参照点としてファーストベストという基準を経済学では考えます。ファーストベストは、ここでは非常に単純な話になります。もともとの R_0 という収益があるリスクな事業の中でダメージがもし起こった場合、これは t の確率で起こるとします。その場合、そのダメージのコスト D を負担しなければなりません。事故が起これなければ R_0 が生きてきますので、その事故の起こる確率について安全投資をおこなって減らしていくことになります。すなわち、通常どおり、ダメージの大きさに対して限界費用がかかるという話で、ファーストベストの最適安全投資水準は $D + t' (I) = 0$ であらわされます。

このファーストベストは、いわば絵に描いたものなので、実際にこれがいろいろな事業体の中のインセンティブを含んだ形での事業の中で、あるいは、資金調達の中で、ファーストベストにどういうふう近づけることができるのか、あるいはそれに関連することができるのかということで、過小投資、過大投資という議論ができるということです。

3. 無限責任ルールの場合

まず、無限責任の投資の場合です。無限責任の

場合、一つは債権の優先ルールというのも併せて考えなければいけないということです。まず、担保付きの債権を考えます。いわゆる電力債、社債を考えていただければ結構です。ここでは社債と株式という調達の仕方ですから、社債の方は事故が起こったときにはちゃんと優先付きで払われる。その後一般債権である賠償債権の支払いがされるという、そういうイメージで考えていただければと思います。

そうしますと、担保付き債権については、リスクはないということなので、それに伴うそれなりの利子 δ が付きますので、受け入れるためには $\delta B \geq H(B)$ が担保付き債権に対する調達条件ということになります。

一方、事故が起こりますと、事実上配当が受けられないという状況を考えますので、そうしますと無限責任ですから、一般株主は劣後していきます。ですから、当然事故が起これなければ配当はもらえるけれどもということ、どれだけの支払いが可能かということになります。それを全体の資金調達の最的な支払い額を R としますと、その R のうち、一部はもちろん社債に対して返還請求ということで δB とありますけれども、その残りは株式に対する支払いです。ですから、その部分が、事故が起これなければありますよということで、そういう条件の下で引き受けられる株式が調達できる条件というのが、 $(1 - t)(R - \delta B) \geq \gamma(I - B)$ という形になっていきます。

従って全体の資金調達計画の中では、最低限この条件を満たさなければいけないということになります。ですから、それを踏まえた上で企業側の、事業者側の意志決定の主体であります経営者というふう単純化して見ますと、自分の期待レントの話です。期待レントが通常モデルですと利潤最大化問題みたいな形ですけども、ここではレント最大化問題という形になります。従ってこの場合は、いったん事故があると、無限責任ですので、事実上破産するのか、あるいは国から国営化されてという形になるのかは別としても、事実上レントは獲得できないという形で、事故が起こ

ったときの経営者のレントはゼロになっていますので、事故が起こらないときのレントの部分がここに入ってくる。期待利得として、期待レントとして入ってきます。

あと投資をしていますので、投資に関するレントというのもここに入ってくるということで、この2つが期待レントなので、この2つの項目をできるだけ高くするように安全投資をする。安全投資をしますと、この場合、普通コストになりますけども、コストはこここのところに入ってきます。投資をしますとより多くの支払い額Rが必要になりますから、その分のコストがかかるという意味です。投資の方は、レント分だけプラスされますので、これはメリットになるという形になります。

それから、もともとの得られている、コンスタントにここで前提にしています R_0 という収益は、この中からいま言った支払い額を払った残りが事業体の収益となりますが、そのうちの $k\%$ という形で期待レントを最大化するように投資をやっていくという話になります。

そうしますと、こういう形での社債、あるいは資金の調達条件のもとで期待レント $(1-t)k(R_0 - R) + Iba$ の最大化問題として取り組みます。これは簡単に解けて、

$$\gamma - (1-t)H'(B) = 0 \quad \dots (1),$$

$$-kR_0 - k\gamma I'(t) + kH(B) + baI'(t) = 0 \quad \dots (2)$$

の二つ条件であらわされ、投資するか、従って結果的にどれほどの事故の可能性があるのかということについても判断できますし、そのときの資金はどれだけ必要だということで、そのための資金の調達のルートとして、社債にどのくらい、それから株式にどのくらいというのが分かってくるということになります。

そうしますと、その結果、国民に対してといたしますか、社会的な余剰という観点でいいますと、それに対応して、実際のダメージは D と書いていきますけど、それから実際に事業者が支払えるすべてのものを、社債を優先支払いの権利があるということをしていますから、その分を引いて、その

業者が持っている収益の中の全体から引き算したのだけしか払えないことになります。

無限責任にしていますけど、実際上払えないわけですから、その分は現実問題としては、そこで泣き寝入りをするのか、あるいは国民の負担として国が何かの形で介入するのか、あるいは、一部負担なのかということがあります。ここでは、後者の話は明示しておりません。少なくともダメージが起こるとレントは追求できなくなるだろうというぐらいに止めております。これは一つの枠組みの話です。

それから、つぎは、一般の債権の中の、特に賠償債権の優先を認めた場合です。この場合は、事故が発生したら賠償債権がまず優先されていきます。ですから、社債を発行してもそういう事故が起これば社債の債権は事実上実現できないという状況での発行条件になりますから、そういうハンディーがある形の条件になっていくということです。

一方、株式の方は、ノーマルな状態ですと普通に支払われるのですが、事故が起これば当然社債も回収できませんので、当然ですけれども株式調達も配当もできないということです。

ちなみに、現在東電は、データを見ますと少し収益がプラスされている状態みたいです。回復していますが、配当についてはずっと今はゼロで来ています。これは配当をいつかプラスにすることができるかというのをかなり配当政策として難しいところで、賠償をまだクリアしていない段階で配当をプラスにするということをやると、なかなか難しいところがありますので、その問題もあります。

ここでは、少なくともそういう事故が起これば配当にはもちろん回らない。配当に回らないので、資金調達はそのことを込みにして調達条件を付けなければいけないということになります。従ってそういうハンディーのある状況で資金を集めようとするれば、それなりの資金に対する支払いの大きさというのが出てくるということになります。

それに対応して、優先順位のもとでの経営者の期待利得に関する問題というのが、さきほどと同じようにして求められ、1階条件を求めていきま

$$\gamma = H'(B) \cdots (3), \quad -kR_0 - \gamma kI'(t) + I'(t) = 0 \cdots (4)$$

が出てきます。

いま言った無限責任のもとでの債権の優先順位の違いによって、どのような結果が出てくるかということです。まず、これは当たり前のことですが、担保付債権の優先がありますと、当然社債発行は発行コストが高くなりますから発行額は少なくことになりすし、あと面白いのは、投資水準にどのような影響をするかということです。

これは(2)と(4)の条件を比べてやって、この場合は、賠償債権の方に優先した場合は、その分の高い支払い額が調達に対して、投資コストに対する調達コストが高くなります。ですから、そのことが響いてきて、仮定 $-k\gamma + ab < 0$ は、最大条件が成り立つための条件であります。結果的にこのような形の無限責任の場合に優先順位の違いは安全投資に影響を与え、賠償責任にした方が安全投資は大きくなってしまふということが、実は言われるわけです。

これは、若干奇異な感じもしますけども、投資に対するレントを持っているということが非常に強くて、その効果も含めてそのような形のもが出てくるので、このへんは少し検討する必要がありますかなと思いますし、またそれは重要なレント追求型の業種といますか、それに関しては注意しなければいけないところがあるかと思ひます。

4. 有限責任ルールの場合

それからあと有限責任への担保債権の有限責任の場合は、例えばMというキャップがあつて、それを加えたら業者としては免責されるけども、それまではしっかり払えということになって、そのキャップの付け方が問題になるわけです。そうしますと、場合によっては極端に、あり得ないと

思いますけどもかなり低い有限責任しかなければ、場合によっては社債への支払いもできるし、あるいは残っていたら株主への配当もできるかもしれないという形で、甘めの規律が起こる可能性もあるということです。

実際、担保債権の優先のもとで低いレベルの有限責任の場合はどうなるかということを一応調べてみました。この場合は、株主への配当が残っている可能性がありますので、そのことを考えていきます。そうしますと、最初は、社債の支払いが保障される条件でなされるのでいいですけども、その後、なおかつ有限責任が小さいのでその分も支払った上でなおかつ残った部分というのが株主に配当される可能性があるわけです。ですから、そういう状況の中での取り組みとして、投資水準はどうなるのかというのを求めています。

そうしますと、このMという有限責任のキャップの部分の大きさに依存して当然投資水準が変わってきます。その部分が結局株主に対する配当という形で、低いレベルの場合にはありますので、その部分で資金の調達コストが下がってくるということがあつて、その結果、こういう形になって、配当が可能なものでは最大賠償額、Mが高くなると投資水準が高くなるということも起こるということがいわれています。

これは、そういう担保債権の優先のもとでの低い有限責任の話です。それから、その場合の社債の発行の水準と、それから投資水準について、実は今のような話が出てくるのが分かります。

あと、検討しなければいけないのは、担保債権の優先のもとでさらに有限責任が高くなった場合は、同じように今度は、例えば中間的なレベルの担保の有限責任の大きさMというのが中間的に大きいと、真ん中ぐらいの大きさでありますと、社債の返還はできるけれども配当には支払われないというレベルのキャップが設定されるかもしれません。ですから、そういう場合の話も議論しています。

同じようにして、そういうふうな有限責任のレベル、最大限の支払い額のレベルに応じて、それ

ぞれの債権の優先順位を考えながら、さらに今度は賠償債権の優先のもとで、有限責任の場合はどうなるかというのがさらに議論されることになるかと思っています。

5. ファーストベストを求めて

これは先ほど言いましたようにファーストベスト、つまり安全投資についてどのようにそれが実現できるような状況があるのかという話です。これは実はジャッジメントプルーフの問題のときにはファーストベストは実現できないということがあります。したがって、適当な形で規制をすることによってそのへんを改正する以外はないのではないかということがしばしば言われています。

ですけれども、先ほど文献に出てきました、ピッチボードあたりはディープポケットの銀行に対して残余責任を課せば、それは実現し得るということで、少しいろいろな角度から考えて、その可能性がなくはないのかなということです。先ほど言いましたレントシーキングといういわば表面上は望ましくない。レントシーキングの反対はプロフィットシーキングですから、プロフィットシーキングだったらある意味で公正な手続きの中で利潤追求しています。既存のルールの中でやっていますが、それを少し陰で隠れて、みんなに見えていない部分で上手にトライしていく。政治家にかかわるとか、そういう意味で考えられます。そういう悪に対して、事実上、それがまた逆に言えばファーストベストの投資をもたらす。先ほど言いましたように投資をすることが企業にとって、事業家にとっていわばインセンティブになります。ですから、そのことが安全投資というレベルでいくと、実はファーストベストを実現できる余地があるのではないかということが考えられています。

というのは、例えば一例ですけれども、無限責任で例えば賠償債権の優先というケースでの安全投資はどうなるかというと、それは(2)から $kR0/(k\gamma - ab) = -I'(t)$ であらわされた。一方フ

ァーストベストの条件というのは、この式の左辺がD、すなわちダメージの大きさになります。ですから、この2つが等しくなるような形でのレントシーキングの活動がうまい具合に、たまたま奇跡的に起これば、実はファーストベストが実現しますということなので、場合によってはレントシーキングが社会的にある意味で望ましくない活動ですけれども、この安全投資についてはレントシーキングがもたらすプラス・マイナスの交差といえますか、その部分も実はありうるということが分かっています。

ですから、レントシーキング活動を駄目だということで、いろいろな形で、例えば国が関与して、その事業体のいろいろな形での無駄な部分を圧縮させる。あるいは自由化をすることによって発電部分のレントを削る。あるいは小売りなら小売り、販売なら販売のところを自由化させてレントシーキングを減らせるという、いろいろなレントシーキングの減らし方といえますか、そのバリエーションはあると思います。それをうまい具合に活用すると、実は投資に関してはファーストベストの可能性もあるのだということが、ここでの一種の主張になっていきます。

まだ取っ掛かりのモデル分析なので、はっきりしたことは言えませんが、ここで強調したかったことは、損害賠償と安全投資という問題を責任の在り方、債権の優先順位、そしてレントシーキング活動の中で考察するということが重要であるということです。

あともう一つ重要なことは、その安全投資について、実は現実的には、当然ですけれども国の関与があるわけで、規制当局が原子力規制委員会などで実際上は安全投資についても安全基準というのを設定して、それをクリアしなければという話があります。その安全基準については、いろいろな意味で表立った安全基準に加えてインプットな裁量的にできる部分の安全基準との二つがあります。ですから、もし、原子力規制委員会などの安全基準に関する策定がありましたら、規制に関する問題を改めて取り込んだ形での議論

をする必要があると思います。その場合には業者のかかわるレントの、いわばシェアリングの問題ということも考えられますので、そのへんを今後検討できればと思っております。

いずれにしても、その課題について、先ほど言いました有限責任か、無限責任かという問題は、恐らく今後いろいろな形での政治的な問題とか含めて議論されていくものかと思っております。本日のお話がこうした議論、そして巨大なリスクをもつ事業体のガバナンスの構築のための一つの参照となることができたらと思っております。以上で講演を終わらせていただきます。

◆法と経済学会・第14回全国大会 講演報告◆

□特別セッション

『「定型約款」規定の民法への導入を考える
：法と経済学からの問題提起』

日時：2016年11月6日（日）14:40～16:00

場所：熊本大学（黒髭北地区）
（文法学部本館A1教室）

モデレーター 広瀬 久和（青山学院大学）
パネリスト 田中 亘（東京大学）
清水 剛（東京大学）

【廣瀬】： それでは始めます。定型約款という大問題を80分で手際よく議論する必要があり、先ず我々3人で報告し、その後ディスカッションという順に進めたいと存じます。

近く国会で議論される民法改正案は多方面の方がたの長年の努力で作られたものですが、その中で今テーマとなっている「定型約款」の規定群は、具体案が法制審議会の後の方で出され、その後暫くペンディングが続いた後、根本的な問題の割には実質的な議論の機会が十分とられたのか疑問な感じが私には残る箇所です。その定型約款の規定は、通常は事業者が不特定多数の相手方（相手方には事業者の場合も消費者の場合も含まれます。）に対して画一的な内容で契約を結ばせたいというときに適用されることが予定されている、日本では初めて導入される法制度です。

不特定多数を相手とした契約ですので、これは市場の問題と密接に関わるはずですが、法制審議会などにおけるこの法案の準備段階では、経済学的な発想とか、市場メカニズムの観点からこの問題が検討される機会がどうもあまり無かったのではないかと思います¹。

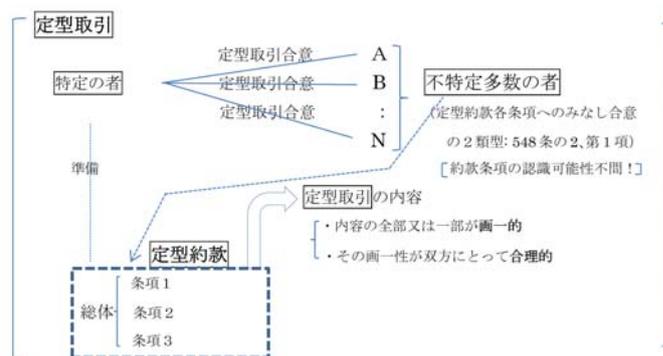
そこで皆さんのように経済学と法との関係にご関心をお持ちの方がたの前で、ぜひ議論をさせていただき、ご意見を伺い、理解を深めたいと考

え、今日はこの趣旨に同意していただけた二人の報告者と共に、定型約款というものの制度的取扱はどうあるべきかという、共通の問題関心のもとに、各自が独自の切り口で報告を致します。

1、民法改正案における定型約款規定の概観

(1) 定型取引・定型約款等の定義と個別条項への「みなし」合意（548条の2、第1項）

ご参考までに、下のイメージ図をご覧ください。



この図で、**特定の者**（通常は事業者）が、**不特定多数の者**（顧客A、Bなど）に対する「**定型約款**」というものを準備していて、これを具体的な顧客への契約に取り込もうと考えているとしましょう。その場合にどういう規定が設けられたかといいますと、最初の「548条の2」の第1項でまず以下のようなルールが定められました。

1 製造物責任法における浜田宏一氏等、借地借家法に関する経済学者の問題提起が思い起こされます。

(下線、太字、及び太い鍵カッコ【…】)の中は、筆者の記入した説明ですが、丸かっこ(…)とその中は、法案の通りです。以下同じ)。

第548条の2(定型約款の合意)〔第1項〕

定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの**合意**(次条において「**定型取引合意**」という。)をした者は、次に掲げる場合には、

定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の**個別の条項**についても合意をしたものとみなす。【以下、便宜的に「みなし[見做し]」合意の規定と呼ぶ。】

- 一 [定型約款を契約の内容とする旨]の**合意**をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者(以下「**定型約款準備者**」という。)があらかじめその[定型約款を契約の内容とする旨]を相手方に**表示**していたとき。

ここに太字で書いてある、**定型取引**と、その下の**定型約款**という概念ですけれども、丸かっこの中がそれぞれの定義です。少なくとも契約内容の一部が画一的であることが双方にとって合理的な「**定型取引**」を行う、という合意(「**定型取引合意**」)をした者は、いろいろな約款条項、旅行代理店との約款とか、保険約款とか銀行取引約款とか、電気・ガスの供給約款など、皆さん、想定されるものがいろいろあると思いますが、そういう「**定型取引合意**」をしたということで、「**定型約款**の個別の条項についても合意したものとみなす」、という規定が置かれました。「みなす」というのは、反証が上がってもひっくり返せないという、これまでの判例以上に随分強い効果が結びつけられています。

この「**定型取引合意**」があると、さらにどういふ場合には**定型約款**の各個別条項についても合意があったと「みなされる」ことになるのか。二つのタイプが上記の条文の最後の「一」(1号)と「二」(2号)に掲げられています。第1が約款組み入れ「**合意**」型(1号)で、「当企業の定型約

款でいいですね。」「はい。」という**合意**を契約当事者双方がした場合です。顧客の方が、**定型約款**の各条項を見られない状態でも、顧客がそれでもよいという意味であれば、その合意を尊重してよいではないか、というわけです。各条項についての顧客の認識や認識可能性については、法案制定過程の中間段階²までは言及があったのですが、本法案の文言では無くなっています。これは、そのような認識可能性すら必要ないという趣旨であることは、審議会の議事録からも分かります。

第2が約款組み入れ「**表示**」型(2号)で、そういう合意は無いのだけれども、掲示など何らかの「**表示**」がある場合です。たとえば、店内の掲示やインターネットにおける表示で、「当企業の(定型)取引は**定型約款**によります。」ということを示せば、それで**定型約款**の中の個々の条項はどこにも示されていなくともそれらは契約の内容になる、ということになりそうです。実は私は特にここに問題を感じております。例えば、賃貸マンションの契約であれば、敷金、礼金とかの条項は、たとえ法律で表示は不要ということになっても、多くの貸主はこれらを表示する事にするでしょうけれども(しない貸主もいるかもしれません)、例えば更新料について、「更新したい場合には、契約期間の2年間が切れる際に家賃2か月分の更新料を払うこと」、などという条項は、今後は、貸す方は表には出さないで「**定型約款**による。」という表示で済ましておき、いざとなったときに、「実は**定型約款**によれば2か月分の更新料支払がなければ、更新はできません。」などというように、**定型約款**の条項が後で示される、という事態が起きないとも限らない感じがしています。私個人として、これで大丈夫なのかなという危惧を持っているわけでありませう。

(2) 不当な条項の排除(548条の2、第2項)と条項開示請求権(548条の3)

さて、同じ「548条の2」の次の第2項は、前第1

² 2014年2月26日公表の「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」では、各条項に対する顧客の認識可能性が、約款が個別の契約に組み込まれるための要件になっていました。

項の規定により契約内容にされた定型約款条項の中に、特に不当な内容の条項があれば外すという事を定めています。条文に即して言えば、この不当性は、相手方(つまり顧客)の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様および実情並びに取引上の社会通念に照らして、民法1条2項の原則(「信義誠実の原則」)に反して、顧客の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす、ということになります。

第548条の2(定型約款の合意) [第2項]

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則【「信義誠実の原則」】³に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

これもまた文末は「みなす。」ですが、合意をしなかったことになるわけです。「こうして第2項で内容のよくない約款条項を排除する歯止めが付いているから、最初の第1項の方では定型約款条項自体に対する顧客の認識可能性を問わず、緩やかに、それらの条項を契約内容に取り込むことことにしてもよいではないか。」というのが、本法案起草者たちの考えだと思われまます。不当な条項に対する規制方法として、これで十分かは検討の余地がありますが、約款の条項にはこうした規制が加えられるという点は評価すべきことです。

さて、ここでは顧客に認められたもう一つの対応手段の方に移ります。顧客の中には、「定型約款の内容を知らされないのに、それらの条項が契約内容にされてしまうというのは、いくら内容が不当であれば上記第2項で外されると言っても、いかにも酷いではないか。私には是非、各条項の内容を前もって見せてほしい。」という人のために、次の、「548条の3」で、顧客は「定型約款条項の内容を開示せよ」と請求できるという制度が加え

られました。

第548条の3(定型約款の内容の表示)

定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。

ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

「定型取引を行い、または行おうとするその定型約款の準備者」、これは(1)で述べた前条と同様、通常は事業者で、企業が定型約款を使う場合が念頭に置かれています。定型取引合意の前、または定型取引合意の後、相当の期間内に相手方(つまりお客さん)から「私に見せてください。」と請求されたら、定型約款準備者は遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を相手方に示さなければいけない、というわけです。条項内容がどうしても気になるという人はこの開示請求制度を利用しなさい。もし、事業者の方が拒んで見せないならば、本条第2項で、前条548条の2の1項、2項とも適用されないこととなりますよ、ということです。これは、良いようにも見えますが、見せてもらった後で、顧客は、この契約から離脱したいと思っても、(錯誤というような民法の別の規定に該当しないと)離脱できないことになっているようです。ここにも問題がある気がします。アメリカでは今、米国法律家協会により、消費者契約法のリテイメント(各州の州法と判例法の現状を整理・分析し、そこから抽出される共通ルールを各法分野ごとに注釈付きの法典の形で公表したもの)の策定が行われています。まだ暫定案の段階ですがその中で、契約締結の時期より少し後で約款が来た場合にも契約内容への組み入れを認めうることにしていますが、その約款を顧客が読んで、自分として

3 民法1条2項「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」

はこれは嫌だなと思えば、その契約から離脱することができるという規定を置くことにしています⁴。そもそも、合意に基づく契約という基本的な構成を定型契約条項 (standard contract terms) の個別契約への取込みについても維持しているわけで、日本も参考にすべきものがあるのではないのでしょうか⁵。(わたしは、この条文(548条の3)に、顧客の離脱可能性を加えてほしいと希望しています。)

(3) 定型約款条項の変更 (548条の4)

最後が「548条の4」で、定型約款条項の一方的な変更を一定の条件のもとに許そう、という規定です。次の条文が置かれています。

第548条の4 (定型約款の変更)

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めがある旨の定め及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

【内容面】

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。【手続面】

3 第1項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第548条の2第2項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

定型約款の変更というのは、相手方の同意を得なくても定型約款の準備書の方はその約款の内容を変えられるという、これはまたある意味では画期的な規定です。契約というものをもし変えたいのであれば、伝統的な考え方であれば、いちいち契約の相手方と合意をして、「いいですね」、「いいですよ」と納得しあって初めて変えることができる、というのが原則です。極く例外的には、契約を取り巻く事情が戦争の勃発などで大きく変わった場合に、事情の変更により契約の履行が困難になった当事者が契約相手に解除を請求できるとか、学説によっては、契約内容の変更も許される、というような考え方が示されることがありますが、そのような特別の「事情の変更」に当たらないにもかかわらず、一方の当事者(約款準備者)が契約内容を一方的に変えてしまえるということは、契約の伝統的な考え方から大きく外れる感じもしないではありません。この規定は、そこで、内容面、手続面双方でこの変更を許す前提条件を定めています。

先ず内容面では、二つの場合のいずれか、という事になっています。第1に、第1項の第1号(条文では「一」)にある、変更することが相手方(お客さん)の一般の利益にも適合する場合です。これと並び、第2に、第2号(条文では「二」)で、約款の変更が、(i) 契約した目的に反しないこと。かつ(ii) 変更の必要性、(iii) 変更後の内容の相当性、(iv) この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めがあるかどうか。「約款を事情により変更します」、などということが約款に書いてある、あるいは掲示に表示されているということがあるのかないのか。およびその内容、(v) その他の変更にかかわる事情に照らして、合理的なものであること、これらが必要だ、

4 同案 §2は、定型契約条項の採用 (Adoption) に関して、第1に原則的な場合について、定型契約条項は、条項の合理的な通知を受けそれらを吟味する有意義な機会を得た後、消費者が取引への同意を表示すれば、消費者契約の一部に採用される、としています。第2に、消費者が取引への同意を表示した後に初めて定型契約条項が吟味されるべく示されたときにも、次の2要件を満たす場合に限っては、それらの条項は、消費者契約の一部として採用される、としています。即ち、(i) 消費者が、取引への同意を表示する前に、定型契約条項の存在について合理的な通知を受けていた場合で、かつ、(ii) 消費者が、定型契約条項を吟味できるように入手した後、その取引を取消しまたは解除する合理的な機会を得たにもかかわらず、その権利を行使しなかった場合です。拙稿「民法改正案『定型約款』規定についての覚書(1)」青山法務研究論集13号[以下、拙稿(1)]169-170頁参照。

5 なお、2016年のフランスの民法改正においても、普通契約約款 (conditions générales) の契約への組み入れにつき顧客の承諾を要するという、契約の基本に戻る規定が採用されています(1119条1項)。この点については、拙稿(1)(前注4)168-169頁、173頁参照。

というのです。まず内容的にこういう場合でないといけないよと。なお、以上の2つの場合の関係はいわば双方が独立で、つまり、第1号の、相手方の一般利益に適合するとはいえない場合でも、第2号の方でこれだけの要件があればいいでしょう、ということになっています。

さらに手続面では、変更しようとするときは、その事業者は効力発生時期を定めて、かつその変更する旨とか、変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用、その他の適切な方法により周知しなければならない。こういうことも規定しているわけです。

全体に約款による、大量契約を何とかスムーズにという配慮が行き届いているような感じもありますが、どうも特に内容面の第2号で、「変更後の内容の相当性」や最終的な「合理性」という要件により、顧客側の利益、特に、顧客の中の少数派の利益保護が十分考慮されるのか、私には心許無い気がしています。第1号と異なり、顧客側の「一般的利益」に適合しない場合が、この第2号の方なので、ここではそもそも顧客側に不利益が出てくるケースが想定されています。この場合、約款準備者側の都合と顧客側の一定程度の利害（顧客の多数派が変更異議を唱えなければ「相当」で「合理性」あり、となる可能性が大きいでしょうが、その場合にも、おそらくその多数派顧客は、変更気づかない、また気づいても変更の意味をさらに考える暇もないサイレント・マジョリティがほとんどでしょう。）が一致すれば、顧客側の少数派（あるいは多数派の場合もあるかもしれませんが）の利益や意見を無視して約款条項を変更することも可能になりそうです。初めの定型約款条項には、変更可能性につきまったく記載がなかった場合でもです。こうして、判例による「事情変更の原則」の厳しい適用要件に対する潜脱が可能になるばかりか、当初の約款条項には不当な内容のものは一切書かないで、後に、条項内容を変更する形で、548条2項の不当条項規制を潜脱する手段に悪用される可能性も出てくるのでは、と危惧されます。本条については、一方で、第2号の考慮要素の中に

「相手方（顧客）の利益」の配慮をさらに明示すること、他方、変更後の条項に納得できない顧客には、契約関係から離脱することを認めること（この点は、先に、（2）の後半に扱った約款内容の開示請求 [548条の3] の効果について、顧客は契約から離脱できるとすべきだ、と述べた点と類似の考え方によるものです）、の2点は少なくとも再検討してほしいと希望しています。

（4）概観のまとめ

全体を見てきて、ここで問われるべきは、申し込みと承諾という2つの意思表示の合致を重視し、一度締結した契約内容は、よほど特別な例外的事情が認められる場合（最高裁判例により「事情変更の原則」が成立する場合）以外は、一方的には変更できない、とされてきたはずの伝統的な「契約」制度が、ここで、特に定型約款の組入れとその変更に関して、変えられることになるが、それをどう評価すべきか、という点です。

殊に、前者の定型約款の組入れにつき、①定型約款によるという約款準備者側の一方的「表示」により、相手方顧客の承諾が無くとも、また、各条項への認識可能性が無くとも、契約の中に定型約款条項が組み入れられることなる点はどう考えるべきか、また、②顧客が開示請求後に示された約款条項を読んで、このような条項があるならこの契約関係には入りたくない、離れたい、という場合にその顧客の意思にどう向き合うべきか、さらに、約款条項の変更については、③条項の事後の変更は、顧客に不利益が及ぶ場合にも認められてよいか、が問われます。

ほかの国ではどうでしょう。アメリカ法律家協会による消費者契約リテイトメント暫定案では上記①②とも顧客の「承諾」を重視する点は既に紹介しました（③は今回の暫定案には出てきていません）。約款法制の長い歴史を持つドイツでは、1976年の約款規制法以来、約款の個別契約への組入れ（とくに上記①）については、原則として、約款条項に対する顧客の認識可能性を必要としてきましたが、この姿勢は、同法の2001年の民法典への

採り入れに際しても基本的に貫かれています(ただし、認識可能性要件が緩和される例外もあります⁶。また②の事態は起きないように規定されているように思われ、③は変更する旨の条項が約款中に存在した場合のみ、それがリスト化されている不当条項の一つとして、相当性の評価に服することになります⁷)。そのほかの国でも類似の傾向は特に約款規制の法制度を有する国で見ることができます⁸。

上記①の約款についての合意を容易にする制度は、契約自由の原則とか、市場原理のもとにある契約をどう捉えるべきかという制度の根幹にかかわる重要事項です。例えば合意したものとみなすということになったとしても、最小限その条項自体は、原則は認識可能にしておく、ドイツの約款法の原則のレベルぐらいにはしておく必要があるのではないのでしょうか。気になる人は請求すればよい、と言われても、何も条項が示されていないところで開示請求までするということと、約款内容が見られるところで、それをいいと思うかどうか判断するということとの間には、顧客側にとっては大きなギャップがあります。条項内容を少なくとも見られる、あるいは認識し得る可能性があるというところは、契約法の最小限の前提として原則として必要とすべきではないでしょうか。

②は開示請求制度にかかわります。548条の3では、定型取引合意の後、定型取引は行うということにした後で、やはり約款条項が見たいということになって、開示請求をし、約款条項の現物が

出てきたときに、これはまずい、やはりこれは嫌だと思ったときに、どういう対応ができるのかということが、法案ではあまりはっきり書かれていません。書いてあるのは、開示請求があったのにそれを拒んだら584条の2は適用しない、というだけでして、その契約から顧客が離脱することができるという事は考えられていないようです。そんなことを日本でも考えてはどうでしょうか⁹。

これは、③の、自分の関与しないところで契約内容である約款条項が本案により一方的に変更された場合、これを嫌う顧客は無理にそれに拘束されることはないのではないか、少なくとも契約から離脱できる余地は残すべきではないか、という点にもかかわります。ここも、契約法の基本的事柄です。

こうした契約制度、さらには市場原理の基本的な問題について、むしろ経済学に詳しい方や、法と経済学の架橋に興味を持っている皆さんにぜひいろいろ教えていただきたいということでございます。私として言うべきことは大体これぐらいです。あとは、私の手書きのメモを見ていただきながら、簡単に補足します。

2 わが国における約款論への法と経済学的な試み

この項目で、約款論への法と経済学「的」な試み、というように、「的」を入れているのには意味があります¹⁰。私は、助手の頃から約款論に取り組んできましたが、この「法と経済学」にかか

6 本文に挙げた原則は、ドイツ民法305条に掲げられています。ただし、次の305a条で、鉄道等の運送や郵便等の公共的サービスにかかわる約款は、認可されている場合、航空運輸など国際的な取決め(例えばIATA)による場合、郵便やテレコミュニケーションについては約款が官報に公表され営業所に用意されていること等の条件を満たす場合に、それぞれ約款条項に対する顧客の認識可能性の要件は例外的に緩和されています。この点は学会報告では十分言及できませんでしたが、重要な点ですので補足させていただきます。より詳しくは拙稿(1)(前注4)170-172頁、さらに同稿に補足を付した消費者法研究3号に掲載予定の拙稿をご参照ください。

7 ドイツ民法308条4号。

8 2016年のフランスの民法改正においても、一附合契約という、交渉を伴わない契約概念の導入と並び、一普通契約約款(conditions générales)概念が採用され、その契約への取り込みについては、顧客の承諾を要するという、契約の基本に戻る規定が明示的に定められていること(1119条1項)につき、前注5参照。

9 この点は、定型取引の「不特定多数性」が契約後にも残り、顧客を把握できないような類型においては難しいかもしれません。

10 本文の以下の議論には、市場全体の在り方に関心を示す通常の経済学の観点とはやや異なる、各当事者ごとの利害に注目する問題意識が含まれているからです。しかもその違いの中に、経済学と法学との見方の根本的な差異の一部が示されているというように私には思われます。

わる問題は、1966年のドイツのKliege論文¹¹が1つの新たな地平を広げたものと言えます。この論文は、特に免責約款を素材とした価格転嫁の不十分性を指摘し、その10年後の同国の約款規制法制定過程においてもしばしば引用されたものです。当時、免責約款（責任を制限したり、何かあっても責任を負いませんという約款条項）は、そんなに悪いものではないではないかという議論が一方である。なぜなら、免責約款を付けておくことで、その分価格は安くなり、お互い得になるわけで、どこも悪くない。こういう主張がドイツでは「価格論拠」と呼ばれましたが、これに対して、Kliegeは、いや、免責約款が付いたからといって、価格は下がるとは限らない。例えば重過失免責約款の問題がある。責任を履行しなければならない事業者の方で、過失ではなくて重過失がある場合、例えば事業者の組織的過失（倉庫設備にほったらかしの大きな欠陥があって中に保管していた顧客の荷物が損害を受けたなど）の場合、経済学的にいうと固定費用にかかわることが多いではないか。たとえば独占事業者にとっての利潤を最大化する点（数量）は、免責約款を付けて固定費用を低減化していても、変わらない。その場合約款による価格転嫁は起きていないのではないか。あるいは、免責約款が個々の製品やサービスにかかわる可変費用を低減化した場合にも、事業者側に

は顧客側に比べてその影響幅が少ない場合が相当はあることがわかる。だから「価格論拠」は確かな主張とは言えない、と問題提起したのです¹²。これをもう少し一般的にやってみたのがジュリストの拙稿(2)¹³で、その後、需要曲線の変化も、市場のどのくらいの割合の人が当該免責条項を認識しそれを実質的に評価したうえで契約するか¹⁴という点に注目して、加えてみたのが、フランスのエックス・マルセイユ大で開催された、同国で初めての法と経済学シンポジウムでの報告原稿を基にした拙稿(3)¹⁵です。近時、特に独占の場合につき、Oren Gazal Ayalが、約款の意味というものについて、問題の条項が入ることによって価値がどのくらい加わったか（又は減じられたか）を k という変数で示し、もう一方で消費者（顧客）全体の人数の何分の1がそれを理解するかという、人口に対する認識購入顧客の割合を α として、その k と α との関数として約款取引の効率性を考えるということを、比較的、一般的にやっています¹⁶（この α は、上記拙稿(2)の発想と類似しています）。そしてその結果、 α が1、つまり全顧客が条項を認識・理解したうえでないと効率的とはいえない、という指摘を行っています。彼の議論はさらに続きますが、こういう議論を参考にしながら、今後も考察を進めていきたいと考えています¹⁷。以上です。

11 Helmut Kliege, Rechtsprobleme der Allgemeinen geschäftsbedingungen in wirtschaftswissenschaftlicher Analyse unter besonderer Berücksichtigung der Freizeichnungsklauseln, 1966.

12 Kliege (前注11) 48-72. 日本でも、この論文の紹介が、例えば山本豊「付随的契約条件における自立と正義」法学44巻4号（1980年）527頁、河上正二『約款規制の法理』（有斐閣、1988年）419-422頁、拙稿「約款規制への一視点—対価との関連性（中）」ジュリスト831号（1985年）80頁以下等に現われています。

13 拙稿(2)「約款規制への一視点—対価との関連性（中）」（1985年）（前注12）です。

14 この点は、例えば電気製品の保証期間の条項を他社製品の同条項と比較し、明確に認識したうえで購入する顧客（「比較購買者」comparison shopper）の割合が一定程度（例えば3分の1）以上になると、その条項についても市場は競争的になり国家の介入は不要になるという、当時アメリカで唱えられはじめた比較購買理論を採り入れたものです。A. Schwartz and L.L. Wilde, Imperfect Information in Markets for Contract Terms: The Examples of Warranties and Security Interests, Va. Law Rev. 69(1983), 1387ff. など参照。拙稿「内容規制の諸問題」私法54号（1992年）44-45頁でも留保付きで採り上げました。

15 拙稿(3) L' argument du prix dans les discussions sur les conditions générales des contrats : son traitement inter-disciplinaire dans la théorie allemande, Revue de la recherche juridique DROIT PROSPECTIF, no. XII-29 (1987-2), 497-522.

16 Oren Gazal-Ayal, Economic Analysis of Standard Form Contracts: The Monopoly Case, European Journal of Law and Economics 24 (2007), 119-136.

17 時間の関係で採り上げられませんが、最近までのアメリカでの理論状況を中心に丁寧に分析した西内康人『消費者契約の経済分析』（有斐閣、2016年）や、特に情報開示規制の有効性を説くOren Bar-Gill, Seduction by Contract: Law, Economics, and Psychology in Consumer Markets, Oxford, 2012〔邦語訳：オレン・バー＝ギル（太田勝造監訳）『消費者契約の法と経済学』（木鐸社、2017年）〕等が参照されるべきです。

【田中】： 東京大学の田中です。続きまして、私のほうから、法と経済学において、これまで約款規制についてどのようなことがいわれてきたかということをご紹介したうえで、その後、少し、私が現在考えていることをお話ししたいと思います。必ずしも廣瀬先生の民法法案に対する問題提起に、直接答えていることにはならないかもしれませんが、経済分析の観点から約款規制の必要性については一定の議論が行われておりますので、民法法案の議論にとっても参考になるのではないかと思います。

約款規制については、法と経済学において様々な議論がなされていますが、その中でも、今日、とても影響力があるのは、Russel Korobkinによる、限定合理性 (bounded rationality) と組み合わせた議論です¹⁸。

Korobkin の約款理論：限定合理性と salience

私たち消費者と、事業者との取引の多くは約款で規律されています。例えば私もそうですけども、今日は多くの先生がたが飛行機で来られていると思います。この航空運送契約は、航空運送約款という、事業者がある意味で一方的に作成したのによって規律されています。恐らく、多くの先生方は、その運送約款を読まれていないと思います。それから、ここまで電車で来るとすれば、鉄道会社と鉄道運送契約を結んでいるわけですが、当然、そこには運送約款があります。運送約款は、電車の場合は駅に行って、「見せろ」といえば見せてくれるはずですが、けれども、実際に見にいった人はまずいないと思います。このように、非常に多くの取引は、約款という、消費者が現実には読んでないものによって規律されているわけです。

約款条項が salient の場合

こうした約款取引について、Korobkinが問題にしているのは、約款条項の費用と便益を消費者が認識しているのかということです。彼はこれを”salient” かどうかという、——salientというのは「目立つ」というような意味ですが——、目立

つかどうかというのが非常に大事なのだといっています。約款条項が、その費用と便益を消費者が認識しているという意味でsalientである場合、事業者は、効率的な約款条項を作成し、消費者に提示するインセンティブがあります。これは、非常に簡単な設例によって示すことができます。例えば、約款条項で規律される内容の一つとして、事故が起きたときに事業者は責任を負うかどうかという、責任の内容に関するルールを考えてます。ここでは、非常に単純に、事故が起きたら事業者が責任を負う条項（責任条項）と、事故が起きても事業者は免責され、消費者が損害を負担する（免責条項）という、その二つの条項の二者択一だとします。責任条項のもとでは、事故が起きたときに消費者は損害を回復してもらえますから、免責条項と比べて消費者により多くの便益を与える。その便益を、消費者1人あたり15ドルだとします。一方、事業者にとっては、このような責任条項があると、注意を払わなければならないなくなったり、あるいは裁判に応じなければならない（事故が起きた場合だけでなく、実際には事故が起きていないのに濫用的に起きる裁判も含む）といった費用がかかります。

さて、今、責任条項は免責条項よりも効率的な場合を考えています。つまり、消費者には15ドルの便益を与える一方、事業者には10ドルだけの費用を課すという場合を考えます。この場合は、このような便益と費用を消費者——および事業者（以下、事業者は当然、費用と便益を正しく認識しているとします）——が正しく認識していれば、事業者は、法により強制されなくても自発的に、免責条項の代わりに責任条項を入れるはずですが。なぜなら、そうしておいて、価格を上げればいいわけです。価格を、免責条項のもとで付くであろう価格よりも、10ドルから15ドルの範囲で上昇させればいい。そうすれば、消費者は価格の上昇を上回る便益を享受することができる一方、事業者は責任条項による費用を上回る価格上昇の利益を得ることができます。ここで価格がどの範囲で上がるかということは、市場における競争状態に

18 Korobkin, Russell, 2003, Bounded Rationality, Standard Form Contracts, and Unconscionability, *University of Chicago Law Review* 70(4), 1203-95.

依存するわけでした、事業者が非常に激しい競争にさらされている場合には、価格は10ドルしか上がらないでしょうし、独占状況であれば15ドル上がるだろうということになります。いずれにせよ、免責条項を入れる場合に比べて、責任条項を入れた方が、事業者にとっても消費者にとっても有利になるわけです。

このような、非常に理想的な状態が実現している場合には、約款規制というものは無益有害になるだろうと考えられます。つまり、問題となっている約款条項が（費用を上回る便益を生み出すという意味で）効率的である場合は、別に法によって強制されるまでもなく、事業者は約款条項を入れるはずで

他方、その約款条項が非効率な場合はどうでしょうか。例えば、責任条項は免責条項に比べて、消費者の便益は10ドルしか増えない。一方、事業者が費用は15ドルも増えるという場合を考えます。この場合、免責条項の代わりに責任条項を入れると、事業者は15ドルの費用が追加でかかりますから、価格を15ドル上げざるを得ない。そうすると、消費者は、便益を上回る価格上昇により、不利益を被ることになります。その結果、より少ない消費者しか事業者と取引しなくなります。従って、事業者が自発的に約款条項を選択できる場合には、このケースでは責任条項でなく、免責条項を入れるはずで

す。しかるに、この場合に、もしも法が免責条項を無効にしてしまっ

て、責任条項を強制してしま

いますと、事業者は責任条項を入れる代わりに価格を15ドル上げてしま

う。すると消費者は、便益を上回る価格上昇により、不利益を被ることになります。

このように、消費者が約款条項の便益と費用を認識している、という意味で約款条項がsalienceの場合、効率的な約款条項は事業者により自主的に入れられ、非効率な約款条項は入れられません。その場合に、法が何らかの約款条項を禁止することは、（その約款条項が非効率の場合）いずれにせよ入れられることのない約款条項を禁ずるといっただけで無益であるか、または、（その約款条

項が効率的の場合）非効率を生じせしめ、消費者の利益をも害することになります。

約款条項が non-salient の場合

以上が、約款条項がsalientであるケースです。それで、Korobkinが主張するのは、現実の事業者—消費者間の取引というのは、こんな理想的なものではないだろう。一言で言えば、消費者は——多くの方は実際そうだと思うのですが——、限定合理的である。合理的な人間は、自分の期待効用に影響を与える要素を全て考慮して、期待効用を最大にするような意思決定をするわけですが、そういう教科書的な意思決定は、普通の人の手には余るものであります。これに対してKorobkinは、現実の消費者行動についてのいくつかの調査を参照しまして、現実の消費者は、比較的少数のsalientな（目立つ）要素だけに基づいて、財・サービスの購入の決定をしているのだと主張します。ここで「目立つ要素」とは、例えば価格であり、商品の外観であり、あるいは、自分の好きな機能が付いているかとかそういうことです。これに対して、目立たない要素は——当該要素が持ちうる内容について主観的な確率を形成し、それに従って期待効用を形成するというような、面倒なことはしないで——端的に無視してしまう、そういう方法を取るのだということです。

これは、認知心理学が発見した、人間の判断（judgement）システムの一つの例、と見ることができ

るでしょう。多くの方は既にご存じだと思いますが、認知心理学者でノーベル経済学賞も取ったダニエル・カーネマンが、最近、非常にリーダーブルな形でその研究成果を公にしています¹⁹。彼は、人間の判断システムに様々なバイアスがあることを発見しましたが、そうしたバイアスの根底に存在するメカニズムとして、人間の判断システムには、何か難しい問題に直面すると、無意識的に、それをより易しい問題に置き換えてそれについて解答するという、そういう判断構造があるようです²⁰。たとえば、あまり多くの考慮要素がありますと、もうそれは手に負えないので、その

19 Kahneman, Daniel, 2011. *Thinking, fast and slow* (Farrar, Straus and Giroux).

20 「代替 (substitution)」と呼ばれる判断システムである。Kahneman, *supra* note, at 97-98.

うちの目立つ要素をいくつか取り出して見て、それで意思決定してしまう。そういうことです。

このことが約款規制にどうインプリケーションを持つかという、約款条項が消費者の決定にとってsalientな要素かという、salientな場合もあると思うのですが、多くの場合はnon-salientではないかということでもあります。一つには、大概の消費者は約款を読まない。これは、先ほど廣瀬先生がおっしゃったように、そもそも約款というものは必ずしも事前に見せてもらえるものではないということがあります。さらに言えば、たとえ見せてもらえるとしても実際に消費者は約款を読んでいるかということになります。インターネットの契約ですと、通常は、約款はクリックすれば出るケースが多くて、読もうと思えば読めるわけですが、しかしながら法学者の先生方でも、これを読んでいる人はそれほどいないのではないかと。最近、シカゴ大学のOmri Ben-Shaharが、この点についての著書を刊行していますが、彼に抛れば、たとえば法がさまざまな開示規制によって、約款条項を開示させても、消費者は実際にはその約款条項を読んでいないと、そういう調査をしています²¹。

それと、もう一つ重要なことは、仮に消費者が約款を読んだとしても、それによって、約款条項が記述している内容が消費者にとってsalientになるとは限らないということがあります。多くの約款条項は、通常の消費者が普通経験していないようなことが規律されています。例えば、製品が事故を起こしたらどうなるか、どういう責任を事業者が負うかとか、さらに後で清水さんから報告がありますように、紛争が起きたときに、その紛争は裁判と仲裁のどちらで解決されるかとか、そういう普通の消費者が今まで経験したことのないような事項が規律されています。そのような自分にとってなじみのないことについては、消費者は無視しがちになるのではないかとあります。

さて、今仮に、約款条項の内容が消費者にとってsalientでないとすればどうなるかという、前の例で責任条項が免責条項に比べて、消費者に15ドルの便益を与える一方、事業者に10ドルの費用を課すというケースを考えますと、この場合に、事業者が責任条項を入れて、価格を（免責条項の場合と比べて）10～15ドル挙げたとします。Salientの場合はこれでうまくいくはずなのですが、約款条項がnon-salientだと、消費者にとっては、責任条項と免責条項の違いは、もう判断に影響を与えないのです。この場合、消費者は、責任条項が入っている契約はただ単に免責条項が入っている契約よりも価格が高くなっていると、そこだけしか認識しなくなります。その結果、全ての消費者は、責任条項付きの契約を敬遠し、免責条項付きで価格が低い方を選んでしまうということになります。事業者にとっても、免責条項付きの契約を提示しないと、他の、免責条項を付けて安い価格で提示している事業者との競争に負けてしまうので、競争を通じても事態は改善しないことになります。結局、この事例では、免責条項が入ってしまうわけですから、結果は非効率です。かつ、消費者にとっても不利だということでもあります。

普通は salient な条項（たとえば価格）も、事業者のやり方次第で non-salient となりうる

少し付随的な話をしたいと思います。これまで、製品が事故を起こしたときの事業者の責任といった、普通の取引においてあまり起きない問題について考えてきました。こういう事項について規律する約款条項は、消費者になじみがないため、non-salient となりがちです。しかし、普通は salient な契約条項、たとえば価格なども、状況によっては non-salient になることがあります。最近、日本経済新聞に記事が出ていたのですけれども、この頃、国民生活センターに多く寄せられている苦情として、通信販売契約で、「お

21 Ben-Shahar, Omri, and Carl Schneider, 2014. *More than you wanted to know : the failure of mandated disclosure* (Princeton University Press).

試し1回500円」と書いてあったから契約した。しかし、そのホームページをずっとスライドしていくと、「ただし5回定期契約することを条件とします」と書いてあって、2回目以降は4,000円です、と書いてある。こういう契約が現に存在するようです²²。

今の話をも、saliency・non-saliency という概念を使って解釈すると、多くの消費者は、価格が大事だと思っているでしょうから、普通は、価格は salientな契約条項だといえるでしょう。しかし、今のように、「お試し1回500円」と表示されていると、消費者は、それが契約の内容だと思ってしまう。従って、実はこの契約には2回目以降もあって、それについての価格が実は下の方を見ると書いてあるということは、もう消費者は思い至らなくなります。このように、価格のように取引において中心的な条項でも、non-salientにすることができる。場合によっては、事業者がいわば消費者を「欺く」ために、わざと non-salient となるような表示の仕方をすることも可能、ということでもあります。

一部の消費者にとって契約条項が salient である場合

それから、先ほど廣瀬先生がおっしゃっていた、一部の消費者が約款条項の費用と便益を認識していた場合、どうなるかという話があります。昔、イェール大学のAlan Schwartz らが、一部でも洗練された消費者がいて、約款条項の費用便益を認識して契約を結ぶのであれば、事業者は、——消費者ごとに取扱いを変えることにコストがかかることから、事業者は全ての消費者に一律の契約を提示することを前提にすると——効率的な約款条項を提示する動機がある、すると洗練されていない他の消費者は、それにフリーライドできる、という主張をしています²³。これはとても魅力的なので、日本の法学者も結構参照している人が多

かったのです。ただ、この分析は、割と specific な前提を置いたモデルによるとそうなるのであって、より現実的だと私には思える前提を置いたモデル分析(最近、ハイファ大学の Gazal-Ayal により公表されました)によると、消費者の一部だけ認識しているというだけでは、約款を効率的な内容とするには不十分である、という結果になっています²⁴。簡単に説明しますと、事業者が消費者に不利な内容の約款条項(たとえば、製品が事故を起こしたときの免責条項)を入れますと、事業者にとって費用節減になります。その一方で、消費者にとってそれは不利ですから、製品の需要が減ります。需要が減るということは、事業者の利益を減らします。本来は、約款条項による費用節減の利益と、需要が減ることの利益の削減がちょうど釣り合うような水準の約款条項を入れるべきです。

ところが、消費者のうち、例えば半分しか約款条項の内容を認識していないとしますと、事業者が不利な約款条項を入れる費用節減効果は、製品を受容する全ての消費者に対して生じます。他方、需要の減少による利益の削減は、本来あるべき削減幅の半分しか生じない(約款条項を認識していない消費者は、需要を減らすことがないため)。そのため、依然として事業者には、消費者に不利な約款条項を入れて費用節減を図る過剰なインセンティブがあるということになります。従って、消費者の全部が約款条項について認識している場合でない限りは、事業者は、非効率に消費者に不利な約款条項を入れる動機が残ることになります。

ただ、それはそのとおりののですけれども、この Gazal-Ayal という人のモデルによると、消費者の中で約款条項について認識している人の割合が高ければ高いほど、約款条項は最適な内容に近づいていくということはいえます。現実には、法規制にはコストも掛かるし、実際には効率的

22 日本経済新聞2016年6月20日夕刊12面。

23 Schwartz, A., and L. L. Wilde, 1979, Intervening in markets on the basis of imperfect information: A legal and economic analysis *University of Pennsylvania Law Review* 127, 630- 682.

24 Gazal-Ayal, Oren, 2007, Economic analysis of standard form contracts: the monopoly case, *European Journal of Law and Economics* 24(2), 119-136.

な約款条項を無効にしてしまうような誤りも生じることからすると、(たとえ全てではなくても)多くの消費者が認識している——salientである——と期待できる条項については、あえて法規制を課す必要性は低い。そういうインプリケーションをこの分析から引き出すことは可能だと思います。

法規制によって事態を改善できるか

以上の通り、約款条項が消費者にとってsalientでない場合には、事業者に非効率な約款条項を入れるインセンティブがある。それゆえ、約款規制が効率性を改善し、かつ消費者の利益を増進させる余地があることとなります。もっとも、問題は、そのようなことが現実どこまで期待できるかということでもあります。重要な点は、たとえ約款条項が、消費者にとってnon-salientであったとしても、法が効率的な約款条項を禁じて非効率な条項を強制していいということにはならない、ということです。例えば、前に挙げた例を変更して、責任条項は免責条項に比べて、消費者の便益は10ドルしか増えないが、事業者にとって費用は15ドル掛かる場合を考えてみましょう。この場合に、法が免責条項を無効とし、責任条項を強制すれば、消費者が受ける便益を超えて価格が上がってしまいますので、消費者に不利益になります。これは、約款条項がsalientであろうが、non-salientであろうが、基本的には変わらないはずです。

そうすると、規制担当者が、効率的な条項と非効率な条項を区別できるかという問題に、経済学的にはなるはずですが、しかし、実際に約款規制を行う場面で、どこまでそういう効率性分析をしているのか、疑問もあります。法令による約款規制であれ、裁判所による判例を通じた約款規制であれ、立法担当官や裁判官が、約款条項の費用と便益を分析しているとは、必ずしも思えません。

実際の約款規制はどのように行われているのか?——限定合理性を用いた分析

この点に関連して、最近、私が考えていることをお話ししたいと思います²⁵。それは、法律家は——法令を立案する官僚であれ、判例を形成する裁判官であれ——は、むしろ、何が「公正」であるかに関して自分が持っているものさしにより、何が無効にすべき約款条項であるかを決めているのではないかと、ということです。その「ものさし」とは何かというと、法律家にとって極めてなじみ深い存在である制定法の規律です。制定法の規律が、約款の公正さを判断する際の一種の基準になっていて、その規律と比べて、過度に消費者の権利を制限していたり、あるいは義務を拡大しているときには、それを不公正だと考えて無効にしていると、こういう面が強いのではないかと思います。さきほど、廣瀬先生から約款規制が民法に入りそうになっているというお話がありましたが、実際には、約款の多くは事業者と消費者の契約ですので、民法の改正を待つまでもなく、消費者契約法という法律による規律を受けてきました。消費者契約法には、いくつかの「不当」な契約条項を無効にするという規制があります。たとえば、事業者の債務不履行責任を全部免除するというような約款は、無効になります(同法8条1項1号)。これは、債務不履行について債務者の責任を定める民法の規律(民法414条・415条)からあまりにも離れすぎるがゆえに、無効とされるものと考えられます。あるいは、事業者の悪意または重過失による責任を制限するような約款条項、これは責任の全部免除だけでなく、一部の責任免除であっても無効になります(消費者契約法8条1項2号)。これも、民法の原則では、事業者は少なくとも過失(帰責事由)があれば責任を負うはずなのに、重過失があるにも関わらず責任が制限されるのは、民法の規律と比べて離れすぎるからだ、と理解されます。それからもう一つ、一般条項で、民法や商法等の制定法の規定に比して、消費者の権利を制限し、または義務を拡大する条項で、消費者の権利を一方的に害する契約は無効

25 田中, 亘, 2017, 限定合理性と約款規制(小特集 約款規制をめぐる基本問題), 法律時報 89(3), 80-85.

とされます(消費者契約法11条)。これは、民法改正案の548条の2のただし書とほぼ同じ内容ですが、まさに、民法や商法等の制定法を基準にして、約款条項の有効性を判断しようというルールであるといえます。

私は、このように制定法の規定が、契約の有効性を判断する際の基準になっているという現象は、限定合理的な人間の判断システムによってある程度説明できると考えております。これは、カーネマンの本を読まれた方にはなじみがある概念だと思いますが、プロスペクト理論というものがあります。これは、人間は「参照点(reference point)」、つまりなにがしかの基準となる状態からの変化を重視する、ということです。一般に、人は参照点から悪化することを非常に嫌う、つまり、利益を好む以上に損失を嫌うと言われます。損失回避(loss aversion)と呼ばれる傾向です²⁶。そして、これは必ずしも知られていないかもしれませんが、実は、カーネマンは、この損失回避という傾向は、個人の、自分自身の利害に関わる決定の場面だけでなく、何が公正かという規範的な評価においても存在する、と指摘しているのです²⁷。簡単に言うと、他人の状態を参照点より悪くして、自分はそれで参照点より良くなるようにする、そのような行動に接したときに、人はその行動を不公正と考えるのだとそうです。それで、私の仮説は、法律家は制定法の規定を一つの参照点にして、その規定よりも人の権利を制限したり義務を加重したりする——つまり、参照点よりも悪化させる——ような約款条項に接すると、それに対して不公正という感情を持つのではないか、ということがあります。

法律家が、本当にそのような傾向を持っているのかというのは実証的な検証が必要です。ただ、

その点は今後の課題とさせていただきます。ここでは、仮に法律家が今述べたような形で約款条項の公正さ(ひいてはその有効性)を判断すると言った傾向があるとした場合、それが本当にいいことか、何かそれで問題が起きないか、という規範的な問題について考えたいと思います。

このような判断の方法の問題点としては、場合によっては制定法の規定のほうがとても非効率である、あるいは少なくとも、状況によっては、制定法ルールと違うルールを採用したほうが効率的であると言う場合がある、ということが挙げられるでしょう。例えば重過失による責任を制限するという約款条項について考えてみます。これについては、先ほど述べたようにこれを無効とする消費者契約法の規定があり、またそれ以前に、判例によって、重過失の責任制限は効力を否定されています²⁸。例えば、宅配便契約では、運送業者の責任を一定額(普通は30万円)に制限する条項があることはよく知られていると思いますが、これも運送業者に重過失があるときは適用されないと解されています。これに関して、最近出た判決で、宝石を宅配便で送った事例がありまして、それが紛失した。ところが、紛失したというだけで、原因を運送業者は特定できないのです。運送途上でなくなったことは確かだが、どういう経路で紛失したのかがわからない。こういう事例について、東京地裁は、原因も分からないでなくなったというのは、それは事業者の重過失が推認されるといって、責任制限の規定を否定しました²⁹。もっとも、この事件は上訴審で変更されて、最終的には重過失なしとされまして、責任制限の適用は肯定されました。ただ、ことほど左様に、重過失の有無の判断というものは微妙なものでして、裁判所によっても審級で判断が分かれることも

26 Kahneman, *supra* note 19, Chap. 26.

27 Kahneman, Daniel, Jack L. Knetsch, and Richard Thaler, 1986, Fairness as a Constraint on Profit Seeking: Entitlements in the Market, *American Economic Review* 76(4), 728-741.

28 最判平成15・2・28判例時報1829号151頁(宿泊客がホテルに預けた物品が紛失した場合のホテルの責任額を制限する約款条項は、ホテル側に重過失がある場合は適用されないとした)。

29 東京地判平成3・9・25判例時報1432号137頁。

ありますから、重過失の場合は責任制限は許されないというルールのもとでは、紛争の解決に費用を生じがちであります³⁰。他方で、宅配便の責任制限は、salientとみることもかなり可能だと思います。責任制限は申込書にも書いてありますし、また、荷主のほうでこれが高価品だと申告すると、特別便を紹介され、割増運賃を払って特別便を利用することもできるようになっています。そういうことからしますと、宅配便の場合は、non-salienceを利用して、責任制限によって消費者を搾取するというような弊害は、必ずしも高くはないのではないかと思います。このような場合は、現在の判例や消費者契約法の規定とは異なって、むしろ重過失の有無を問うことなく、責任制限の適用を認めるという解決も、合理的でありうるように思われます。

このように、消費者が限定合理的で、約款条項が non-salient である場合、確かに約款が非効率になる可能性はありますが、他方で、約款規制を担当する法律家の能力にも限界がある、と言う問題があります。法規制にコストがかかり、誤りがあることも考えれば、例えば多くの消費者にとって salient であるといえるような条項であれば、あえて規制を課さないという方向性も、考えられるのではないかと思います。これで終わります。

【清水】： それでは私の方から、続きまして発表させていただきます。私のお題は、仲裁条項ということです。この発表の目的は、基本的には廣瀬先生からご紹介がありました民法改正の話において、例えば定型取引に合意すれば、見ていなくても合意したことになります。ただし、消費者の利益を一方的に害するような条項については、

合意をしなかったものとみなすと、そのようなものに関して、これらの条項が実際に適用された場合、消費者は、どんな不利益を被るか、あるいは被らないのかということが問題となります。

そのような場合には、しばしば契約をめぐって紛争が発生します。そして、定型契約の場合には、一般的には仲裁条項というものが含まれており、そこでは紛争解決を裁判所ではなくて、いわゆる仲裁というものに、仲裁機関にゆだねるということとなります。ひょっとするとここにいらっしゃる皆さんは読んだことがあるかもしれませんが、消費者としてみるときに、仲裁条項というのは約款の一番下の方に書いてありますので、仲裁条項を実際に呼んだことがあるという人はかなり少数派ではないかと思います。かくいう私も見ていません。

しかし、この仲裁条項は実はとても重要な問題でもあります。というのは、企業側はこのように、裁判ではなく仲裁というものを利用することによって、自分の都合のいいようなフォーラムに紛争を持っていこうとしているのではないかという話がしばしばあるからです。

これは廣瀬先生から教えていただいた、Richard Alderman先生という方の言葉なのですが、この仲裁というものを押しつけることによって、消費者の訴えを起こす権利を阻害しており、またクラスアクションも起こせなくなっているのではないかということをおっしゃっておられます³¹。

これを考えたせいなのかどうか分かりませんが、2003年に仲裁法が改正されたときに、いくつかの特則が設けられました。仲裁法の附則3条2項には、消費者仲裁合意に関しては、事後に解除す

30 前掲(注28) 最判平成15・2・28でも、宿泊客からスーツケースを預けられたホテルのクラークが他の客の相手をしている間に盗難されたという事例で、一審判決は重過失ありとしている。また、最判昭和55・3・25判例時報967号61頁では、トラック運送で、運転手が扉を施錠せずまた嵌合も確認しないで出発したため、走行中扉が半開きとなって貨物が路上に落下、紛失したと言う事例で、運送業者の重過失を肯定している。このように、比較的容易に重過失を認める裁判所の傾向からすれば、債務不履行事例のほとんどで、事業者の重過失の有無が争点となるであろう。

31 Richard M. Alderman, Why we Really Need the Arbitration Fairness Act: It's all About separation of Powers, 12 J. Consumer & Comm. L. 151 (2009); Richard M. Alderman, Pre-Dispute Mandatory Arbitration in Consumer Contracts: A Call for Reform, 38 Houston L. Rev. 1237 (2001).

ることができる、ただし本人が仲裁申立人の場合は駄目ですよという条項が入っております。このような条項がわざわざ入れられていることを考えると、日本の立法者は消費者契約を仲裁で解決するのはちょっとまずいのではないかということを考えているかもしれません。アメリカにおいて、仲裁が利用される最も大きな理由は、クラスアクションとディスカバリーの防止であるといわれます。確かに仲裁条項を見ると、Class Arbitration、これはあまり良い言葉がないのですが、クラスアクションとClass Arbitrationは禁止されているという条項が付いたりします。

しかしこれは最終的には費用の問題でもありますので、費用の問題を考えなければいけないわけです。それからAlderman先生はいわゆる訴訟の場合と仲裁の場合を比較した場合、どういうことが問題になるかということ、いくつか書いているわけですが、例えば陪審裁判であるとか、Arbitratorは法や規制に必ずしも縛られないとか、先例に拘束されないというようなことを指摘されています。しかし、陪審がないとか、先例拘束性が働かないというのは、消費者が不利になるとは実は限らないわけです。逆に消費者の方が訴訟に持っていった場合に勝ち目が薄いというような場合であっても、仲裁に持っていくと仲裁人の判断で賠償がえられるかもしれない。こう考えると、仲裁というのがどの程度中立的に動くかどうかというのは、それ自体が一つの問題となります。

また、陪審との比較で考えたときに、仲裁廷を構成する人たちというのは法の専門家でありまして、弁護士さんでありますとか、裁判官でありますという人が多いわけですが、そのような人たちが仲裁人として働くことは、一体その消費者にとって不利なのか有利なのかということもあります。

以上のようなことを、モデルを使って考えてみたいと思います。取りあえず2人のプレーヤーからなるモデルを考えましょう。消費者であるプレーヤー1と、企業のプレーヤー2です。そして、こ

の2者の間に契約が存在しているものとします。その後何らかの問題が発生して、その後企業が契約に違反するかどうかを考える。企業が契約に違反する場合には、消費者と企業は和解をするかどうかを検討します。和解をせず消費者が提訴する場合には、裁判所か仲裁廷に案件が持ち込まれます。その裁判所あるいは仲裁廷で消費者が勝訴する確率は、事実関係及び裁判所・仲裁廷の中立性と判断の専門性によって決定されるというものです。

これ以外にいろいろ細かい部分もあるのですが、このあたりは後で説明していきます。

モデル上、実は起こることは3つだけです。まず①企業が契約を違反するが、消費者は訴訟、あるいは仲裁廷に仲裁に訴えない、②企業が契約に違反して、消費者は仲裁もしくは訴訟に訴えて、和解が成立する、③そもそも企業が契約に違反しない、の3つしかありません。あれ？と思う方がいるかもしれませんが、つまりモデル上、裁判所や仲裁廷に事件が持ち込まれることはないのです。これはなぜかといいますと、結果が予測可能である場合、わざわざ訴訟費用を払って、あるいは仲裁費用を払って、実際に仲裁する必要はないからです。もちろん、これは別に本当に訴訟や仲裁に持ち込まれない、と言っているわけではありません。実際には、例えば判決や仲裁廷の判断を取りたいというような理由で仲裁や訴訟に行くことはあるのですが、モデルとしてはこうなります。この3つの結果のうちどれになるか、というのは、勝訴確率と訴訟費用、それから契約違反によって企業が回避できる費用と契約違反に依り消費者が発生する損害、この4つで決まります。

そして、このような結果が予想されることを前提として、仲裁が利用されることの意味について、専門性と中立性という視点から考えてみましょう。この専門性とは何かというのが若干問題になるのですが、ここでは専門家が判断するということは、要するにこのケースは勝ち、このケースは負け、というように白黒がキチンと判断され、結

果がどちらになるか分からないということがない、ことを意味しています。モデル上専門性の向上とは何を意味するかといいますと、白黒ははっきりするということの結果として、企業が契約違反をして消費者が提訴しないケースと逆に企業がそもそも契約違反をしないケースが増え、企業が契約違反をして提訴し、和解というケースが減っていきます。

すなわち、専門性の向上それ自体は企業から見ても、消費者から見ても良いケースと悪いケースの両方が発生しますが、これ自体は特段に両当事者にとって悪い結果が起こるわけではありません。

もう一つの中立性の変化はいわば判断にゆがみを生じさせますので、中立的でなく片方の当事者に判断が偏れば、もう一方の当事者の不利に働きます。そして、判断が中立的である場合に、専門性の向上は両当事者の利益につながります。これはなぜかと言いますと、先ほど述べた通り判断結果が予測できないケースが減り、白黒ははっきり付くからなのです。ただし、仲裁廷が中立的でない場合には、専門性の高さは寧ろ危険なものとなります。仲裁廷が中立的でない場合、その仲裁廷が不利な方の当事者に与える影響は専門性が高くなればなるほど大きくなるためです。砕けた表現をすれば、偏っている専門家が一番危険であるという話です。

とりわけ、このモデルで言うPlayer2、すなわち企業の側に偏っていて、専門性が高い仲裁廷というのは、実は社会的に損失をもたらしています。なぜかと言いますと、企業が契約違反をすることによって、社会的損失が起こっているケース、これを非効率な契約違反と呼ばれることもありますが、このような社会にとって不利益をもたらす契約違反が起こっている場合に、このような仲裁廷はそのような契約違反を促進してしまうからです（なお、契約違反が効率的である場合、すなわち契約違反をしたほうが社会にベネフィットがある場合にはモデル上どのような場合であっても必ず契約違反が起こりますので、社会的な利

害という意味ではあまり問題はないのです）。です。仲裁廷が中立的であれば、専門性が向上すればするほど、社会はベネフィットを受けるわけですが、もし仲裁廷が中立的ではなくて企業をひいきしていると、社会的には実はベネフィットが減っていくということになりまして、社会的な損失をもたらすことになります。

それでは、逆のケース、すなわち企業ではなくて消費者の方に偏っていて、中立的ではなく、かつ専門性が高い場合はどうなるのかというと、このような非効率的な契約違反を抑止することができますので、社会に実は利益をもたらすことになります。ただし、当然ながら企業側がこのように偏った仲裁を受け入れる理由は通常はありませんので、放っておけば何でも合意するというものでは、もちろんありません。何らかのインセンティブが必要なわけです。

手続費用に関してですが、これはちょっと皆さんの直感と反するというか、私も「あれ？」と思ったのですが、手続費用はプレーヤー間の分配には影響を与えるのですが、手続費用そのものは、社会的な利害に影響を与えません。というのは、社会的な利益が損なわれるかどうかというのは、契約違反が非効率的かどうかのみに依存してしまっていて、契約違反が非効率的かどうかには手続費用は関わらないということになります。ですので、社会的な利益の観点からすると、中立性とか専門性とかが実は重要だということが起こります。

ここから現実との関係の話をしします。まず仲裁廷を利用すること、そのものが企業にとって一方的に有利なのかというと、それはそうとも限りません。仲裁廷が中立的であれば、それは両方にとって利益になり得ます。ただし、当然ながら仲裁廷が企業に偏っていれば、特に専門性の高い仲裁廷であれば、非常に消費者にとって不利になりますし、逆に消費者に偏っていれば企業にとって不利になります。では社会的にはどうなのかというと、企業側に偏っている仲裁廷は、社会的に好ましくないことがあり得ます。消費者側に偏ってい

る方が、実は社会的には好ましい結果が起り得る。この非対称性はモデルの構造に依存していません。つまり企業が契約違反をして、それに対して消費者が提訴をするという仕組みに依存していますので、もし消費者が契約違反をしたのであればもちろん逆になるのですが、これは別に私が消費者びいきだからではありません。手続き的にそのような形になります。

ただし、田中先生の報告にもあったように、もしあるやり方が、双方にとって潜在的に利益になり得るものであるならば、それを行った上で、残りはお金で調整するという手が使えます。すなわち消費者寄りの仲裁機関というものを使って、その代わり企業は値段を上げるということだつてできるはずではないか、という話です。実際、仲裁機関というものは、みんなが企業寄りではもちろんないわけで、労働仲裁とか建設仲裁を行う建設工事紛争審査会等は比較的中立的、あるいは若干消費者寄りではないかという指摘もあります。実際、名古屋地裁平成17年9月28日判決では、「建設工事紛争審査会が行う仲裁は…その他の消費者仲裁合意と比較すれば、事業者と消費者の力関係が反映されにくい、適切かつ公平な制度が保証されている。」と指摘しています。

そうはいつても、そんな簡単ではもちろんないわけです。企業と消費者との間には、情報の非対称性があります。実際のところ、仲裁廷がどれぐらい中立的だか分からないということが一つ。すなわち、企業の方がどれぐらいその中立性に影響を及ぼしうるかは、分からないですねということです。それから、そもそも仲裁廷は実際に仲裁人に選任するときに、いろいろな交渉の結果、どの人になるか決まります。ゆえに、仲裁廷の中立性はそもそも予測できるかどうか分かりません。ということで、なかなか簡単に合意できる、すなわち効率的な制度で合意できるとは限らないということになります。

仲裁法の附則3条2項における事前の仲裁合意の解除権ですけども、これはその意味では一つの解決法になっていまして、仲裁合意が消費者にと

ってそれなりに合理的になっていけば、仲裁でいいし、そうでなければ解除すればいいということで、社会的に見てみると、むしろ仲裁がもし企業側に偏っていればそれを回避できるわけですから、好ましい場合があり得るわけです。ということで、これはこれで「あり」ではないかと思えます。

問題は次の、先ほどの法改正案の548条の2第2項、すなわち相手方の権利を害するような定型約款は、合意をしなかったとみなすという条項です。この仲裁条項は、実のところ本当に相手方の利益を一方的に害するかどうか分からないのです。仲裁廷が中立かどうかによりますので。一般に仲裁手続の中には、中立性を確保するような手続というものがちゃんと組み込まれています。例えば、国際仲裁においては、仲裁人の選任に関しては中立性を考慮しなさいとかという規制もありますし、それから国籍条項が付いている場合、当事者とは別の国籍にしなくてはならないというようなルールもあります。それから仲裁人に対する忌避手続、つまりあいつは中立的じゃないから駄目だとかということと言える場合もあります。しかし、一方で、Alderman先生がRepeat Player Advantageという形で指摘しているように、消費者にとっては仲裁廷なんていう機関、使わないものです。ということは、大体、一般の人にとっては初めての仲裁という感じになります。ところが、企業の方は何回もやっているかもしれません。そうすると、企業の方はどうやって論点を立てるか。どういう人に頼むか、どういう弁護士を頼んで、どういう人を仲裁人候補に出すかということに関して、知識を持っている。その結果として、企業の方より自分に有利な人を選ぶ可能性は高まるわけです。

もう一つが先ほど出てきた Bounded Rationalityの問題でして、消費者はそもそも仲裁条項なんて理解していないだろうと。仮に理解していたとしても、どのような仲裁機関が有利で、その中でどんな仲裁人に持ち込むとより有利なのかなんていうことは、普通の生活をしている人

にとっては、全く知らないような知識でありまして、そんな知識は普通は持っていないわけです。もちろんそのプロである弁護士さんを雇えば、この辺はよいのですが、これにしたって限度があります。そうしますと、仲裁人は法の専門家ですので、先ほど申しましたように、企業びいきの仲裁の専門家が仲裁を行うことは、消費者にとっては非常にマイナスでありえます。

ということになりますと、解除するというのは良いかもしれませんが、548条の2第2項が仲裁条項をも対象にすると明示しておくこともよいかもしれませんが。実際、日本でも約款上に仲裁条項が含まれていれば、自動的にそれでOKかという、そうではないよという判例はいくつかみられます。例えば、東京高裁の昭和54年の判例では(昭和54年11月26日判決)、要するに仲裁条項というものは裁判を受ける権利をわざわざ制限するものだから、明確な仲裁付託の意思が存することは必要であるとしています。要するに定型約款に書いてあるからといって、それだけで仲裁契約の成立と認めていいのかという、そうじゃないぞと書いてあります。これも結構すごい話でして、約款に書いてあるんだからいいんじゃないの? という気もするのですが、それは駄目なのだそうです。

最近ですと、仲裁に関して、審査会の仲裁に付するためには、双方の合意に基づくという文言が入っていた約款について、東京高裁の平成25年7月10日の判決がありますが、そこでは双方の合意に基づいてとわざわざ書いているのだから、別途、仲裁合意書が要るのだという判決を出したりもしています。すなわち、約款の仲裁条項だけで仲裁合意の成立を認めるわけではないということになりつつあるように思います。548条の4に関しては、内容変更に関しても、これは恐らく適用すると考えておいた方が安全だろうなと思います。

ということで、まとめになりますと、このモデルの設定上はという条件付きですけれども、企業寄り専門性の高い仲裁機関は、企業に利益をもたらしますが、社会的な不利益をもたらしていま

す。消費者寄りの仲裁の方が、実は社会的な利益をもたらしています。手続費用は分配には影響しませんが、社会的な利益の総和には影響しません。モデルから考えると、仲裁条項で企業側に偏っている、かつ専門性の高い機関を利用する可能性があるとする、消費者にとって不利益、かつ社会的にも不利益かも知れません。偏るかどうかは自明では、もちろんないのですが、企業側が経験を蓄積する中で実質的に非中立的になり得るかもしれないです。ということで、仲裁条項というものは、実はリスクがあります。田中先生がおっしゃったように、仲裁条項は多分Non-Salientな情報で、典型的なものの一つだと思います。しかしこれは利用されると、時と場合によっては非常に社会にとって問題が起こり得ますので、その意味では今回の民法改正における定型約款において、これが自由に認められているのは非常に危険です。先ほどもお話ししたように、548条の2に適用があるような形で解釈される方が好ましいような気が、私はしています。以上でございます。どうもありがとうございました。

【廣瀬】： どうもありがとうございました。それではフロアの皆さんからご自由にご意見とか感想でもいかがでしょうか。報告者はお二人とも、非常に濃密な内容を、やや早口で大急ぎで話してくださったので、分かりにくかったところがあったかもしれません。もう少しここは、というような点をお聞きいただけたら、どうぞ。

【西正】： マンパワーグループの西正と申します。廣瀬：先生のご指摘の点で1点と、田中先生と廣瀬先生、お二人がご指摘の点で1点、あと田中先生がご指摘の点で1点ほど、お話をさせていただきます。

まず、廣瀬先生が約款の変更に関して、顧客にも離脱する可能性が与えられるべきだと指摘されておりました。顧客にとって利益になる約款の変更というものもでございます。例えば通信契約で利用可能な通信量が増えるという場合を挙げる

ことができます。有利になる場合に関しては、あまり気にする必要はないかと思えます。ただ、不利益変更の場合にどうするか。特に2年間拘束される契約に関して、拘束期間中に約款が変更されたことを理由に契約を解除した場合、通常の解約時と同じく解約手数料が発生してしまうのか。その点について議論の余地がありますので、もう少し議論を深める必要があると思われます。廣瀬先生に関しては以上です。

次に、田中先生と廣瀬先生が指摘されていた問題として、消費者契約法の中に既に約款規制の条項というものがあるのではないかというご指摘がございました。民法の中に取り込むということになると、事業者間の契約の約款。こちら規制の対象になってくる。これが適切かどうか問題になるように思われます。

最後に田中先生がご指摘の点に関し1点申し上げます。最近、規制当局が消費者契約の約款に対して関心を持っている、そのような事例が複数ございます。ここで通信業界の事例を挙げますと、規制当局と通信業者との間で情報の非対称性があるため、規制当局には通信業者が消費者保護を本当に重視しているのか分からない状態になっております。このような状況下で通信業者が規制当局に対して、消費者に有利になるように約款を変更することで自らが消費者保護を重視していることをシグナリングしているか、あるいは規制当局は通信業者が消費者保護を重視しているのか否かを判断するために通信業者が消費者に有利になるように約款の変更をするのかスクリーニングしているか、仮説ではありますが見方は2つございます。上記仮説を前提にして考えると、規制当局が消費者契約に関心を持つことで消費者にとって有利になる可能性もあり得ます。その点をどのように考えるのかという問題があるように思われます。

【廣瀬】： どうもありがとうございました。最

初の私の点、特に離脱を認めたとした場合の後始末、いわば効果のあり方については、ご指摘のようにもう少し踏み込んだ検討が必要です³²。また、要件についても、不利益変更を主に考えているように申し上げましたが、実はこの「利益」「不利益」の中身がさらに検討されるべきです。その意味では、1号の方の顧客の一般的不利益にはならない場合についても問題はあるのです。約款準備者側の利益の外、関係する顧客の利益、その中でも、多数派顧客の利益、少数派顧客の利益、又、社会全体の利益、さらにこの間に、市場における関係者の利益というものも別途考え得るかもしれない。そしてそれらは誰が考えるのか、誰が考え得るのか、という問題もあります。さらにもう少し検討すべきであると言われたところは、実は田中先生なんかに打ち合わせのときに指摘されたところでありまして、もう少し勉強したいと思います。

2番目の点、事業者間の問題については、やはり事業者間でも約款を使う場合というのは結構あると、私は思っていますし、ドイツの約款法ではそもそも最初の1976年法制定に至る大量の判例のほとんどが、運送会社と荷主業者との争いのような事業者間約款の事例でした。消費者取引事例はむしろ裁判になったものは少なかったです。

今回の日本の定型約款法案は、「定型取引」の合意を前提としており、定型取引ということは顧客が不特定多数というだけでなく、取引内容が画一的であることが、双方にとって合理的な場合と書いてあるのです。これが何を意味するかというのは非常に分かりにくいのですが、相手方顧客の数が、例えば20、30とどんなに多くても、商人間であれば、通常取引相手は特定しており、「不特定多数」ではないから本案の適用がない、だから、事業者間の約款取引は多くが外れることになるかと考えられています。また、「双方にとって合理的」ということで、例えば下請けと元請けとの間の約款なんかは、これは力関係が随分ある

32 定型的信託契約約款の変更に伴う受益権者の買取請求権を認める兼営法（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）5条や、類似の趣旨を定める貸付信託法5、6条などの検討も必要となりましょう。

ので、双方にとって合理的とはいえない、ということも言われています。ですからこの約款取引か否かの定義のところ、評価が入ってしまわざるを得ないので。ここも大きな問題だと思っております。何かご意見があればぜひ、むしろ伺いたいのですが、宜しいですか。それでは田中先生。

【田中】： どうもありがとうございます。約款に関するこれまでの経済分析は、契約当事者の一方が限定合理的な場合を念頭に置いた議論をしていることから、基本的には、事業者と消費者が当事者になるような約款取引を想定していると思います。理論的には、もちろん事業者であっても約款条項の内容を理解できないときは、条項の「価格づけ」がなされない結果、非効率な内容の契約が結ばれることはありうると思います。ただ、やはり事業者間の契約の方が、法が契約内容に介入する必要性は相対的に薄いと思います。消費者に比べれば事業者の方が、お互いに契約内容を理解しあって取引に入る可能性は高い、とはいえると思います。また、事業者同士の契約まで法規制の対象に含めると、法的介入の範囲が飛躍的に拡大する可能性があり、果たして規制担当者に約款条項の効率・非効率をよく判定できるかという問題が増幅されると思います。確かに、民法改正案の条文上、約款規制の適用は事業者・消費者間の契約に限定されていませんので、事業者間の契約にも改正法は適用されると考えられます。ただ、そのときに、例えば548条の2の第2項を適用する際に、約款条項が信義則に照らして相手方の利益を一方的に害するといえるかの判断において、両当事者が事業者であるということは、一定程度、考慮される——事業者同士の契約の場合は、「一方的に害する」という判断は慎重に行われる——ことにはなるのではないかと思います。

それと、先ほど廣瀬先生もおっしゃったことですが、当事者間の「力関係」というのは、経済学と法学とでなんら議論がかみ合わない概念です。経済学の普通の考え方では、契約当事者の力関係に差がある場合であっても、力のある人は、効率

的な条項を結んでおいて、そこから得られる便益を価格によって（力のある者が売主であれば高い価格で、買主であれば低い価格で）吸い上げた方が、効率的に利益を搾取できますので、力関係に差がある場合でも、契約条項が非効率になると信じる根拠が必ずしもないわけです。しかし、そういった経済分析も、基本的に当事者双方が合理的であると想定していますので、実際の契約実務とは違っている可能性もあると思います。この辺り、まだ私も、実態のことも含めて研究をしておりません。今後の課題とさせていただきたいと思えます。

それから3番目、通信業界のことですが、今、携帯電話について一生懸命に規制当局が監視して、安売り販売を規制しています。携帯0円で販売してはいけないと。何と申しますか、やはり規制当局が介入する場合、それが形を変えた競争制限になっていないかということは、常に意識している必要があると思います。NTT DoCoMoは、あれでだいぶ復活したのではないかと、NTT DoCoMoは内心では喜んでいるのではないかと。理論的には、これもやはり、規制担当者の能力の問題、あるいはインセンティブの問題に直結する話だと思います。競争制限になるという点も含め、規制の副作用のことも十分考える必要があると言う問題の一環であるように思います。

【森】： 熊本大学の森です。田中亘先生に2点、ご質問をしたいと思います。1点目は途中で免責の話がされて、免責なしが消費者にとってはうれしいわけですがけれども、免責なしで若干価格を上げる契約よりも、免責付きで価格が下の方が消費者は好んでしまうので、免責は消費者にとって非常にいい場合でも、なかなかそれはできないというようなことを、多分おっしゃったような気がします。ただちょっと疑問があるのは、本当に免責が消費者にとっていい場合も、製造業者にとってもいいのであれば、製造業者が自発的に消費者の目にとまるように広告を打てばいいだけの話であって、そこに政府が何らかの介入をしてくる必

要が、それで生まれるのかなということが1点です。

もう1点は、現在、最初に廣瀬先生がご紹介してくださった定型約款で、約款規制ということで多分、言われているのは584条の2(第2項)とか、要するにただ「合意しなかったものをみなす」というような方を言われているのだと思います。ただ問題にもう一つなっているのは、最初の「合意したものとみなす」という方[584条の2(第1項)]ですね。こちらの方は、まったく違う何か、経済学的な理屈で、例えば取引額の低減とか、そういうもので動いているような気がします。質問というかコメントになってしまうかもしれませんが、その2点です。

【田中】： どうもありがとうございます。自発的開示によると、問題は軽減されるのではないかということ、Korobkin なども意識して論じている問題です。例えば、製品の保証条項なんかのように、消費者の利益になるような条項は、むしろ事業者の方から、保証を付けますしょうかというってくるわけです。そこからすれば、報告に題材に挙げた責任条項についても、消費者に免責条項と責任条項の区別が付かないような場合に、もし責任条項を企業が自発的に引き受けた方が効率的なのだとすれば、事業者の方から責任条項付けます、それで価格を上げます、そういうことができるはずだと。それによって問題が解決する場合も、確かにあると思います。

問題は自発的開示により、規制の必要性がなくなるかということです。これは、この問題に限ったことではないですけど、自発的開示が有効なのは、消費者が問題に気付いているときなのですね。つまり、情報は知らないのだけど、自分は「情報を持っていない」ということを知っているという。

これは現実世界では、意外に満たされていないのではないかと思います。例えば保証条項は事業者によって自発的に行われた、それで良かった、良かったと消費者が思っていたら、実は、約款の中に仲裁条項が入っていて、仲裁は事業者が決め

た所でやるということになっていて、それによって保証の効果が大部分、否定されてしまう、ということがあり得ます。ここでの問題は、さまざまな形をとりうる約款条項について、全て可能性として消費者は考慮して、もし条項が開示されていない場合には最悪の約款条項が入れられているのではないかと、常に油断なく構えているといったことができるかどうか、ということです。その辺り、現実世界では、reputationの考慮から、自発的に消費者に有利な条項を入れる事業者もいますが、その一方で、うまいこと消費者を欺くというか——欺くと詐欺になってしまうのですけど——うまいこと消費者を出し抜いて、短期の利益を上げようという事業者が混在していると思います。だからreputationでうまくいく部分もあるかもしれませんが、やはり法規制の必要性が、それで全くなるとはいえない、そういう世界になっているのではないかなという気がします。

それから2番目の、「合意したとみなす」という条文についてですが、実はその辺り、廣瀬先生とさっきすごく激論したところでした、もちろん「合意したとみなす」という条文を作った目的は、消費者利益の保護ということよりも、取引制限の節減だと思います。この条文は、事業者の側が民法改正案に入れることを望んだものであり、その目的は、取引費用の削減にあると理解しています。

報告でもお話ししたように、約款条項がnon-salientな条項だと問題は生じるわけですが、その際に、民法改正案のように、「合意したとみなす」ことで契約の成立は広く認めた上で、584条2項を通じて不当な約款条項は無効にするという形で内容規制を加えるというのも一つの行き方ですが、その他に、むしろ事業者に対し、契約の締結前に約款条項の開示を強制し、消費者に検討させるという、そういう方向性もありうるころかだと思います。

廣瀬先生が契約締結前に約款条項の「認識可能性」を要求するのは、消費者に約款条項を見せて、消費者自身に選択機会を与えるというご趣旨だ

(とか、その親とか)が約款を見せてくださいとか言えなかった。そういうことを言い出すということ自体が、結構難しい状況もあったのかもしれないと思います。

以上のような場面では、約款が、営利志向の事業者に悪用されかねない危うさがあるわけで、少なくとも事前の約款の認識可能性は契約制度の基本であり、最低限必要ではないかと思うのです。他方で、鉄道約款とか、郵便とか、以前は公的な規制が十分あったような公共的大量定型サービスの約款などは、例えばJRのスイカの約款条項をどうのこうのという人はめったにいないかもしれませんが、田中教授の言われるように事前の条項の開示などあまり厳しく要求しないでもよいのではないか、というご意見にも正当性があるのかもしれませんが³³。つまり、一口に「定型約款」と言っても、その中に性格の異なる対象が一緒に広く入ってしまっている、というところにこそ本案の問題があるといえるのかもしれない。どうも余計なことを言ったかもしれません。

【中泉】：関東学院大学の中泉と申します。専門が経済学です。田中先生に質問です。Non-Salientの情報も一部のSalientな消費者はもしかしたらちゃんと分かっている、それを使う可能性がある。そのSalientな消費者にだけ便益を与えると、他の人間にはその便益が分からないので(不公平になり)、結局Non-Salientな人に合わせた方がいいという、一般的な話だったと思います。そのときに、僕は経済学部なのであまりよく分かっていないのですが、例えば、クラスアクションとか、懲罰的に賠償を取れるといったような、Salientな消費者がある程度行動する権利を与えることが社会的に望ましい可能性があると思います。そういう意味で、Salientな消費者にクラスアクシ

ョンのような行動をする権利を与えたときにどうなるかみたいな議論というのは、考えられるのでしょうか。

【田中】： どうもありがとうございます。最近、日本版のクラスアクションと言っているかわかりませんが、ある意味な日本的な制度ができました。これは、国が適格な消費者団体を認定して、不当な契約条項を攻撃する訴権を与えるという制度です³⁴。これは、約款条項の費用と便益を認識できる主体——それは必ずしも消費者自身でなくても構わない、それを仕事にしているような団体ということでもよいわけですが——その主体に、不当な契約条項を攻撃する権利を与えるという。これによって不当な消費者契約の条項を是正していくと。その方が、弁護士が1人の消費者を代理して、でも法律上は、全消費者の利益を代表しているとみなしてしまう、アメリカ型のクラスアクションよりも、乱訴の弊害を防ぎつつ、効果的に契約内容の規制ができるのではないかと。ということで、こういう制度が創設されたと理解しています。それが所期の効果を上げるかどうか。特に、この「認定」というところがいかにも日本的で、果たして適切な団体を認定する能力が国あるのか、という点に、制度がうまく機能するかどうか依存しています。このような制度のパフォーマンスについて、実証研究が強く待たれるものですので、経済学者のかたがたの研究にぜひ期待したいと思います。

【廣瀬】： 太田先生、以前から消費者約款問題についても御見解をいろいろな形で公表しておられる³⁵わけですが、いかがでしょうか。

【太田】： ちょっと質問をお願いしたいのです

33 通常の約款と公共事業等特別な約款とで、契約内容への取り込み、特に、条項の認識可能性の点で扱いを区別しているドイツ民法(前者の原則についての305条と例外としての305a条)につき前注6参照。

34 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判特例法)。

35 「消費者契約の進化ゲーム論的分析」太田勝造『法律：社会科学の理論とモデル7』(東大出版会、2000年)200頁以下所収など。なお、最近監訳されたOren Bar-Gillハーバード大教授の著書Seduction by Contract: Law, Economics, and Psychology in Consumer Markets, Oxford, 2012につき前注17参照。

が、田中先生と清水先生に一つずつあります。田中先生の分析ではSalientでないから非効率になると言うことだったと思います。すると行政的介入や法的介入としては、Salientにするような手続きを強制するという形があり得るのかなと思いました。例えばディスクロージャーをすとか、あるいはパブリックコメントをした上でないと約款を変更できないというような、手続的な規制です。あるいは適格消費者団体に事前に了解ないし承認を得ないと変えられないというような形です。これであれば、専門性を持った賢い消費者が事前にチェックできるという気はするのですが、そのような方向をお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。

あと清水先生に対しての質問ですが、仲裁が米国で利用されるのは、クラスアクションやディスカバリーの回避のためだと言われています。ところが、日本にはクラスアクションもディスカバリーもないから、仲裁条項を規定するメリットは、そもそも業界にはないということになります。それぞれのモデルをよく見ていないのですが、仲裁にいくか裁判にいくかと考えると多分、消費者の99.9%は泣き寝入りですね。それをどうモデルに組み込むかということが重要な気がします。

起動責任という考えがあって、仲裁や訴訟をまず起動する必要があるのはどちらかという問題です。消費者でも企業でも起動責任が負わされた方は、結局ほとんど起動しないからです。そうすると文句があったり紛争が起きたときに、裁判所でチェックできます、などと言っても、そんなことをする人や企業は稀ですから、どちらに裁判を起す起動責任を追わせるかで勝負が着いてしまいます。逆に言えば裁判所がチェックできます、というのは起動責任を負わされる側への単なるリップサービスにすぎないということになります。廣瀬先生が、改正法案548条の2第1項で問題だとお考えになるのは起動責任の分配が不公平だという発想だろうと思います。そうすると清水先生の分析と廣瀬先生の問題意識の間に少しずれがある気がしたのですが、その点、ちょっと

教えてください。

【田中】： どうもありがとうございます。Non-salientだと約款が非効率となり、問題が生じる。それに対する解決策としては、まず、約款をsalientにするというものがあります。もう一つは、約款条項の不当性を理由に無効にするといった形で、内容に規制をかけていくという、両方あり得るわけです。現実の規制も両方の組み合わせになっています。ただ、先ほども同じようにお答えしましたが、まだ私の報告は primitive で、そういう、望ましい規制の選択というところまでは分析が及んでおりません。

ただ、その選択という問題について、既存の研究をちょっと紹介させていただきますと、シカゴ大学の Omri Ben-Shahar は、開示規制に対して非常に批判的で、要するに開示しても消費者は読まないのだと。だから法規制によって約款をsalientにするという試みは無駄であるという、そういう議論をしています。とすると、残りは約款の内容規制、ということになるはずですが、彼の書いたものはあまり内容規制のことが書いてないので、ひょっとすると何も規制しなくてもいいという立場なのかなという印象を読者に与えるものになっていると思います。ただそれはともかく、開示によって約款をsalientにするというのは、かなり賢くやる必要があって、約款条項をそのまま開示しても、たくさんの条項がドサッと開示されるだけで、結局消費者は嫌になって読まないとなってしまう可能性が高い。だから、例えば特に重要なことをピンポイントで開示させる。例えば、仲裁についていえば、仲裁条項を他と区別して開示させて、相手方に、この条項について読みました、同意しましたということで個別にサインさせるとかということが考えられます。ただそれも、あまりあれこれの条項について同じことをやると、結局またnon-salientになってしまうという問題があります。その辺り、開示規制をするとしても賢いやり方を工夫しなければならないということです。

最近出版された、Sunstein と Thaler の “Nudge” という本でも、結局分かりやすい開示にしないと全然意味がないよということをいっています³⁶。

このように、salientにする試みが容易でない場合、それを補完するものとして、non-salientな約款条項について内容規制を加えることが考えられますが、その方法についても、いろいろと工夫の余地があります。先ほどお話した、適格消費者団体に契約を攻撃する訴権を与えるという制度は、それによって契約をsalientにするというよりも、むしろ内容規制の方策の一つと考えられます。つまり、内容が不当であるとしてその効力を争う権利を誰に付与するか、ということです。消費者自身に攻撃権を与えても、訴訟の費用とか心理的な負担により、結局裁判をしないのだとすると、むしろそれ専門に活動している消費者団体に攻撃の権利を与えた方がいいとも考えられます。あるいは、内容規制について判断する主体についても、裁判所ではなくて、行政当局のほうがいい場合もあるのではないかと、そういう、誰が契約内容の審査をするか、また、誰に攻撃権を与えるかとか、そのような、規制の最適な組み合わせの問題があります。今回は、全然その辺まで議論が及んでいませんが、非常に重要な検討課題だと思います。

【清水】：ありがとうございます。太田先生にこの話を聞いていただいたのは2回目なのですが、まず泣き寝入りの件は、モデルに入っています。というのは一番左側に、ちょうど図で見せましたところが、要するに企業が契約違反をする。それに対しては何もしないですから、泣き寝入りです。泣き寝入りをするかどうか、基本的には訴訟費用で決まり、まずは訴訟費用で決まります。あと訴訟を起こしたときの利益で決まるわけですので、もし今の状況が泣き寝入りが多いとなるのであ

れば、訴訟費用を下げるか、あるいは訴訟、あるいは仲裁から得られる利益を上げるということになります。そうしますと、先ほどのお話にちょっと戻ってくると、例えば仲裁がより消費者寄りの方が、消費者にとっても仲裁人にもっていくのにインセンティブが上がるかもしれません。こういう話に一応なります。それとは別に、そもそも訴訟を起こさないのではないかと話になると、それはなんでですかと、逆に聞かなければいけない。こんな話になります。

【廣瀬】：太田先生、まだいろいろ反論されたいかもしれませんけれども時間が相当過ぎてしまいました。もしよろしければこの辺でお開きにさせていただきたいと思います。今日は活発なご議論をどうもありがとうございました。

36 Thaler, Richard H., and Cass R. Sunstein, 2008. Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness (Yale University Press). Salient にするための開示規制の提言としては、Bar-Gill, Oren, 2012. Seduction by Contract : Law, Economics, and Psychology in Consumer Markets (Oxford Univeristy Press) も参照。

我が国の法制度・法執行の交通事故抑止効果についての経済分析

土屋 知 省¹

要旨

我が国の交通事故関連のデータの分析により、Shavell の法執行の経済理論が予測するとおり、交通取締り、刑罰、自動車保険が事故を抑止してきていることを確認したが、制裁による行動制御の仮説の適用には限界があること、事故種別・責任ルールにより抑止効果に差があること、交通取締りでは、個々の金銭的制裁よりも自動車利用の特典剥奪が抑止力を担保している可能性があることなど、理論との差異等も確認した。

キーワード：交通事故、事故抑止、法執行、社会費用

1. はじめに

我が国における交通事故は、2015年においても、人身事故53万7千件弱、死者数4,117人²を数え、社会に大きな人的・物的な損失と、個人に不慮の死傷、家族の悲嘆・生活の激変等をもたらす、社会問題のひとつである。このため、交通事故の抑止は、行政実務・学術上の重要な課題として、いわゆる3E (Engineering, Education, and Enforcement) アプローチ³の下、交通工学、車両工学、交通心理学、交通法学等の各分野で学術研究が重ねられ、道路施設整備、車両安全技術、交通安全教育、交通関連法律制度等の改善に活かされてきた⁴。

法と経済学の分野においても、1970年代の「交通戦争」の時期に、森島 (1971)、浜田 (1977) が、米国の不法行為に関する経済理論を紹介するとともに、交通事故抑止、被害者保護の観点から損害賠償、保険等の民事責任制度を論じた。しかし、刑

¹ 前警察庁長官官房審議官 (交通局担当)。現鉄道・運輸機構理事長代理。本稿に述べられた見解は筆者個人のものである。

² 24時間以内の死者。国際的には30日以内死者が一般的である。24時間死者、30日以内死者は、2004年にそれぞれ7,425人、8,561人、2014年に4,113人、4,838人と両者の差は縮小してきている。

³ 片岡 (1971) 2-3

⁴ 福田敦ほか (2011) は、我が国の事故対策の知見がこれら各般の分野に亘ることを示している。

事責任を含めた法制度・執行システム全体による交通事故抑止については、法学の分野では研究が行われてきたが⁵、管見の限りでは、経済学の分野では十分に研究がなされてきたとは言えず、特に計量的な実証分析は、殆ど見られない⁶。

本稿では、1975年から2011年までの37年間の事故発生と法執行の全国集計データに基づき、Shavell (2003) の法執行に関する経済理論が交通事故抑止について予想するところが、現実とどの程度合致するか、回帰分析による実証分析を行った。まず、第2節で、Shavell (2003) の経済理論に沿って、我が国の損害賠償・保険、反則金、交通事故関連刑罰の制度を各責任ルールとの関連で位置づけた上で、第3節で、理論の前提である制裁による運転者の運転行動制御の可能性を、実際の違反種別と事故発生の関係から検証し、これに基づき行為責任ルール別、死亡・人身事故別に仮説を立てて回帰分析を行い、各制度の事故抑止効果、経済理論との違い等を検討した。最後に、第4節で、我が国の法執行システム全体の効率性、所得分配の問題、執行費用、政策的含意等についてまとめた。

2. 我が国法制度等の Shavell の経済理論からの検討

2.1 Shavell の経済理論の要素

本稿の展望を良くするため、先にShavell (2003) の法執行の経済理論の要素を紹介すると、過失の有無の次元での厳格責任ルール (Strict liability for harm) と過失責任ルール (Fault-based liability for harm)、社会費用としての執行費用を低減するための執行確率と制裁の大きさの組み合わせ、実質的な社会費用を伴うかという次元での金銭的制裁と非金銭的制裁などが挙げられるが、今後の実証分析上は、制裁の対象の次元で、損害という結果が発生したことに対して制裁を課すルールか、危険な行為を犯したことに対して制裁を課すルール (行為責任ルール (Act-based liability))

⁵ 日本交通法学会 (1971)、日本交通法学会 (1983)

⁶ 森島 (1971) は当時の限られた統計から自賠償保険の無過失責任化や賠償高額化と事故発生の傾向の関係を検討した。同書 22-32。近年、交通工学の分野では、交通取締り活動の量と事故発生との関係が定量的に分析されているが、経済的側面は含まれていない。森本(2011)、土屋(2014)。

か、という区別が重要であり、本稿では前者を特に「結果責任ルール」と呼ぶことにする。

2.2 厳格責任ルールと自動車損害賠償保障制度

Shavell (2003) は、不法行為における損害賠償の理論を出発点として法執行の経済理論を展開する。初めに、発生した損害を行為者が常に賠償する厳格責任ルールの下での法執行の一般論を考える。違反行為ないしは危険な行為による行為者にとっての便益を g とし、損害を h とし、損害を発生させる確率を q とすると、

$$g > qh \quad \dots (1)$$

のときに違反行為等が行われる場合に余剰が発生し、各行為者について(1)が成立するときに限り違反行為等が行われるときに社会の総余剰が最大となる⁷。行為者がリスク中立的で法執行に費用がかからないと仮定すれば、制裁 s を h と同じレベルに設定すれば、これが達成される。また、行為者がリスク回避的な場合は、リスク負担に伴う負の効用を補うため、より低いレベルの s が最適となる。

道路交通に置き直して考えると、最高速度違反の走行や、通行禁止違反を犯して裏道を通る行為により、運転者個人に時間節約や渋滞回避などの便益 g が生じるが、同時にそれは、交通事故の確率 q を高めることになり、その結果、交通事故を起こして他人に損害 h をもたらせば、裁判所から損害賠償 s を命ぜられる。裁判所が正しく h に等しい s を命ずれば、行為者は(1)が成立するよう、運転を抑制し、交通事故抑止効果が生ずることになる。ただし、課される損害賠償 s が行為者の資産水準を超えるときは、行為者は行為を控えるインセンティブがなくなり、損害賠償が事故抑止効果を発揮しない。

以上では、法執行に費用が生じないと仮定したが、違反行為等を行った者を特定し、金銭的制裁 s を徴収するには費用がかかり、また、法執行の職員、予算には制約があるのが通常であるので、1より小さい一定の確率 p で検挙・起訴が行われることになる。この場合、行為者は、

⁷ 資源配分が効率的になっているという意味であり、規範的には「相克」がある。

$$g > ps \quad \dots (2)$$

のときに違反行為等を行う。法執行費用をできるだけ少なくすることが社会厚生上望ましいので、制裁を課す確率 p と制裁の大きさ s の組み合わせについては、制裁を課す確率 p をできるだけ小さくしつつ、制裁の大きさ s をできるだけ大きくするのが望ましい⁸。しかし、現実には、制裁の大きさを引き上げることについては、行為者の資産制約のほか、公平上、行為の悪質性や危険性に応じたものでなければならないので、法実務上制約がある⁹。以上の確率的な法執行についての議論は、以下の行為責任ルール等についても同様にあてはまる。

我が国の自動車損害賠償保障法第3条は、一般の不法行為における過失責任主義(民法第709条)を修正し、被害者又は第三者に故意又は過失があったこと等を証明したときを除き、自動車を自己のために運行の用に供する者は、運行によって他人の生命又は身体を害したときは損害を賠償する責めに任ずるとし、厳格賠償責任ルールに近い考え方がとられている¹⁰。

賠償責任に関連して自動車保険がある。責任保険の導入は資力の如何に関わらず加害者に被害者救済を行わせ、また、任意保険の普及は、被害者の損失を広範にカバーして所得分配上の問題に対応してきている¹¹。これは同時に、運転者に過失の如何にかかわらず賠償の保険を与え、また、賠償リスクの分散を可能とすることによ

⁸ 片岡 (1971) は、警察力は十分でないので、取り締まりの効率性、公平性の観点から、事故に直接関係がある実害の大きい違反に取り締まりの重点を指向している。同書 4-5。

⁹ 確率的な法執行については、運転者側からは不公平の問題(坂東 (1983) 33-34) や、取り締まる警察側からは「苦情対応」の負担の問題(京都府警察本部 (2003)) もある。

¹⁰ 法実務上、自動車保険において、任意保険は過失相殺が行われるが、責任保険については、被害者側に過失割合7割以上の重大な過失により減額が認められる場合を除き、保険金額は減額されない。東京地裁民事交通訴訟研究会編「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準別冊判例タイムズ第16号」

¹¹ 経済学者、法学者を問わず、民事責任制度は被害者保護を担うべきで、事故抑止は刑事責任制度に委ねるべきという考え方が一般的にとられてきた(森島 (1971) 36, 金澤 (1971) 46-47 など)。従って、事故抑止機能に関する評価如何にかかわらず、保険についても被害者保護を一義的に確保すべきとするのが一般的である(浜田 (1977) 72, 小林・神田 (1982) 21-22など)。

り賠償責任の事故抑止効果を弱めているという見方がある¹²。他方、運転者等に保険料負担を負わせて運転上の注意力を高め、また、事故の社会的費用を内部化して交通量を調節し、事故抑止効果を果たしうという見方がある¹³。

2.3 過失責任ルールと自動車運転過失致死傷等における罰金刑

厳格責任ルールの下では、損害額全てに相当する制裁を行為者が負うが、当局が情報の不完全性から損害を実際より高く認定する場合等には、便益の期待値が損害の期待値を上回る行為までも過度に抑止することになる。しかし、過失責任ルールの下では、当局が、当該行為が望ましくない、すなわち損害の期待値が便益の期待値を上回ると判断したときのみ、制裁を課すことが可能となるので、制裁の大きさが実際の損害の大きさを上回る場合でも、過失が正しく判断される限りは、過度の抑制、萎縮効果 (chilling effect) が働くことはない。

我が国の自動車運転過失致死傷は、自動車の運転上「必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」に、懲役・禁固のほか、罰金刑を科すこととしており（刑法第211条第2項）、過失責任ルールの下での制裁を採用している。さらに、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる（同項ただし書き）。実際の人身事故の処理においては、罰金以上の刑罰が科されるのは1割以下¹⁴であり、過度の抑制をもたらすことを避けているように見える。

¹² 金澤(1971)は、事故の抑止を第一義とするためには、むしろ、民事責任を保険に転嫁することを許さないことが注意力の弛緩を防ぐとする。同書 37。小林・神田(1986)も、運転者は、事前に保険に加入すれば、保険金額の範囲内なら賠償を負担する必要がなく、賠償は運転を気をつける要因とならないとする。同書 11。

¹³ 浜田(1977)は、最安価損害回避者に保険料負担がかかれば、運転上の注意力を高め、また、供用者による監督を通じて、事故抑止となるという立場から、責任保険についても、被用者が運転者の場合も任意保険のようにメリット・デメリット制をとればよいとする。また、保険は被害者の損失を内部化するので、自動車保有・交通量への一般的な抑制が働き、事故抑止が働きうるとする。同書 69-72。

¹⁴ 2011年度において、統計上内訳が分かる業務上過失等事件55,263件のうち99.3%が自動車運転過失致死傷によるものであった。このことから仮に「過失傷害の罪」「業過等事件」の区分全てを交通事故関連と見ると、懲役・禁固は5,108名、罰金は55,442名であり、2011年の人身事故691,937件に対する比率は、それぞれ0.73%、8.01%となる。最高裁事務局「23年度司法統計」

2.4 行為責任ルールと道路交通法の反則通告制度

これまでの議論は、現実に損害が発生することが前提であり、結果責任ルールに関するものであった。これに対して、行為責任ルールの下では、損害の発生がなくても、損害を発生させるおそれのある行為が実行されたことに対して、損害発生の確率に応じて、損害の期待値に相当する大きさの制裁を課すことが可能となる。結果責任ルールの下で損害額そのもの、またはこれを執行確率で割り戻した額を制裁として課す場合に比べて、制裁額を低くすることができるので、行為者の資産限度の問題をクリアできることが多い。

道路交通法では、信号無視（道路交通法第7条等）、通行禁止違反（同法第8条第1項等）、最高速度違反（同法第22条第1項等）、酒酔い運転（同法第65条第1項等）などの同法に違反する行為に対して、懲役とともに罰金を科している（同法第8章）が、行為責任ルールの下での制裁を採用していると言える。さらに、激増する同法違反の刑事手続きによる処理の限界もあり、1967年から、一定範囲の最高速度違反、信号無視等、比較的軽微なもので、警察官が現認した明白、定型的な違反行為に対しては、行政処分として反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されているが、これも、行為責任ルールの下での金銭的制裁であり、法執行費用の低減にも資するものである。

2.5 懲役刑などの非金銭的制裁と危険運転致死傷罪等による厳罰化

これまでの検討では制裁は金銭によるものとしてきたが、懲役・禁固という非金銭的制裁についても、(2)式において、 s を収監に伴う苦痛、不自由など受刑者にもたらされる負の効用に、 g を違法行為に伴う加害者にとっての正の効用に置きかえて、違法行為の抑止を考えることができる。金銭的制裁の場合、法執行に関する費用の発生を除けば、制裁そのものは所得の移転にとどまり、社会費用を生じないのに対して、収監を伴う非金銭的制裁の場合は、受刑者を生産活動から除き、収監に伴う負の効用を与え、受刑施設の運営に伴う費用を生じさせるなど、実質的な社会費用が生じる。このため、常に制裁が課される厳格責任ルールの下では、常に実質的な社会費用が発生することとなり、社会厚生上の観点からは望ましくないので、

非金銭的制裁は過失責任ルールと合わせて用いられる必要が高い。過失責任ルールの下でも、制裁を実際に実施することは実質的な社会費用を伴うので、制裁が行為者に違法行為を思いとどまらせるのに十分な水準を超えて設定され、その結果、制裁が実際には一切実施されないというのが望ましい。ただし、当局の情報が完全でなく、行為が社会にもたらす損害、行為者の違反行為による効用の水準等を正確に把握できないこと等により、実際の制裁の実施が生じうる。

以上のように、社会的厚生観点からは、より社会費用が少ない金銭的制裁が、非金銭的制裁より望ましい。しかし、対象となる行為者の資産が少なく金銭的制裁だけでは抑止が期待できない場合、捜査資源の制約や捜査の困難などから行為者に制裁を課す確率を高くできない場合、行為の損害を発生させる可能性が高く損害が看過しがたい場合等には、非金銭的制裁が選ばれることになる。

我が国においては、自動車の交通事故に対しては、自動車の運転は反復継続性があり、また他人に危害を与える可能性があるものであるから、私用による運転であっても「業務」に当たるとして、長年、業務上過失致死傷罪が適用されてきた（刑法第211条、最判昭和33年4月18日）。業務上過失致死傷の懲役、禁固の法定刑の上限は長らく3年であったが、「交通戦争」と呼ばれる状況を受けて、1968年に5年に引き上げられ、さらに、2006年8月福岡市海の中道大橋飲酒運転事故を契機に、2007年に自動車運転過失致死傷罪が創設され、法定刑の上限は7年とされた。

他方、1999年11月の東名高速道路飲酒運転事故、2000年4月の神奈川県座間市の事故を契機として、危険な運転に対して厳罰化を求める運動などが展開されて、一定の危険な運転行為により人を死傷させた者について、2001年に危険運転致死傷罪（刑法第208条の2）が創設された。同罪の法定刑上限は、当初、負傷について10年、死亡について15年であったが、2004年改正（2005年1月施行）で、それぞれ15年、20年に引き上げられた。危険運転致死傷罪は、傷害致死傷等に準じたものとして、故意犯である「傷害の罪」の章に定められており、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為、進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為など、5つの具体的な危険な運転行為を行うこと

により人を死傷させたものを対象としている。さらに、2011年4月の鹿沼市クレーン車暴走事故、2012年4月の京都市祇園軽ワゴン車暴走事故等を契機として、2013年12月に上記の危険運転致死傷罪等を独立・拡大させた「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立し、2014年5月に施行された。同法においては、新たに危険運転行為として、アルコール、薬物又は病気で正常な運転が困難な状態に陥るおそれがあることを知りながら運転を行い死傷を生じさせた行為（懲役上限15年）等を加えるとともに、過失運転致死傷アルコール影響等発覚免脱罪（懲役上限12年）を創設し、無免許であった場合の刑加重を定めている。このように悪質な危険運転行為に対しては、制度的に厳罰化が進んできたが、これは行為が損害を発生させる可能性が高く損失が看過しがたいという経済学的理由づけもあるが、刑法学でいう、刑罰の目的のひとつである応報感情の満足が動因となってきたといえる。

過失運転致死傷罪は結果責任ルールに属する制度であるが、危険運転致死傷罪は行為責任ルールと結果責任ルールを組み合わせた制度といえる。

2.6 資格剥奪等

2.6.1 資格剥奪と点数制度

資格剥奪 (Incapacitation) は、違法行為を犯すおそれがある者から資格を奪い、または社会から隔離することにより、損害の発生を防止するものであり、行為者の傾向から計算される損害の期待値が、行為者を捕捉し資格を剥奪するのに必要な費用を上回る場合に課されるのが経済学的に望ましいと言える。

我が国の道路交通法においては、交通違反や交通事故は、その内容によって基礎点数、付加点数が定められ、過去3年間の累積点数が処分の基準点数に達した場合に、運転免許の停止や取り消し等の処分を行う「点数制度」がとられている（道路交通法第90条第1項4～6号、同法施行令第33条の2等）。停止等の基準点数、期間は、過去3年における停止等の前歴が多いほど、それぞれ低く、長く定められており、運転者の傾向に応じて行う「資格剥奪」と見ることができる。また、危険運転致死傷となった事故、酒酔い・麻薬等運転、救護義務違反等の悪質な違反には、重い点数が

つけられ、それに応じて運転免許を取得できない「欠格期間」が定められており（道路交通法第103条第8項、同施行令第38条第7項）、これも同様である。

2.6.2 更正と講習制度等

更正 (rehabilitation) は、教育により、違反者が将来、損害を発生させる確率を減じるものであり、将来の損害減少の期待値が教育の費用を上回る場合に課されるのが望ましいと言える。

我が国では、点数制度の下で運転免許の停止になった者に対して、停止期間の長さに応じて期間の異なる「運転免許停止処分者講習」が行われており、再教育により将来の違反、事故の防止軽減が図られている。同講習の受講は任意であるが、受講した者に対しては、停止期間が短縮されるという利点を与えられている。また、運転免許の取り消しを受けた者については、義務的な「取消処分者講習」が行われている。さらに、制裁ではないが、再教育として「更新時講習」（同法第101条の3第1項等）が行われているが、これに関して、過去5年以内に加対象となる違反行為がない「優良運転者」（ゴールド免許、同法第92条第1項等）に対しては、講習時間が短縮されるほか、民間の自動車保険において保険料が安いなどの実態がある。これら講習は、教育を目的としたものであるが、受講には手数料、時間的負担が伴うことから、違反行為に対するディスインセンティブと見ることもできる。

また、交通事故受刑者に対する再教育は、刑法学でいう特別予防として再犯防止に効果をあげている¹⁵。

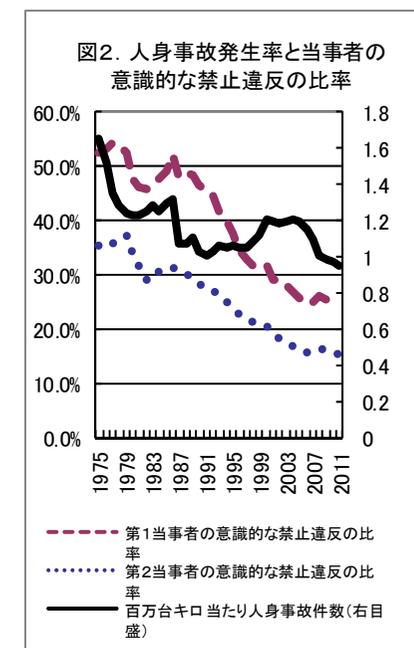
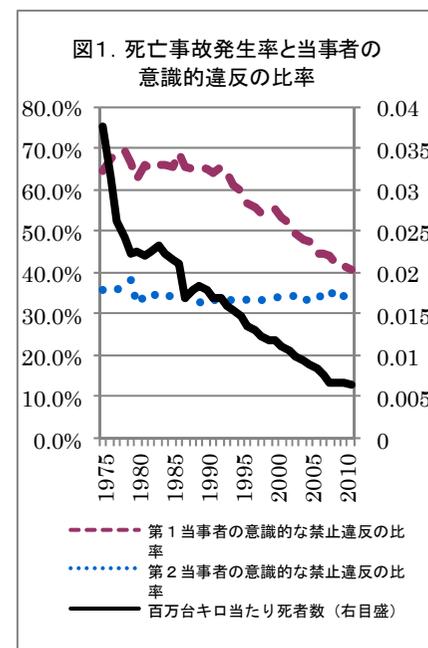
3. 我が国の法制度等の交通事故抑止効果の実証分析

3.1 実証分析の準備

3.1.1 運転行動についての理論的前提と違反・事故発生関係の検証

Shavell (2003) の経済理論においては、① 当局が事前に禁止行為に対して（行為責任ルール）、または事後に事故という結果に対して（結果責任ルール）課す制裁

を考慮して、② 運転者が、遵法的で注意深い運転をするか、違反行為ないしは不注意な運転をするか、選択することにより、③ 事故の発生を回避するか、事故を発生させてしまうという因果関係が仮定されている。②の運転者の選択を、事故につながらなかったものを含め全数観察し把握することはできないので、3.2 で行う実証分析では①の当局の制裁活動と③の事故発生率との関係、① → ③を分析することになるが、まず、事故が現実発生した際の運転者等の違反行為の種別を用い、擬似的に② → ③の関係を検討する。



警察では、人身事故が発生した際に、第1当事者、第2当事者、それぞれについて、事故の結果に対して最も影響を与えている法令違反の種別を調査している¹⁶。法令違

¹⁵ 瀧川 (1971) 13-17。

¹⁶ 当事者に過失の差がある場合、過失の重い方が第1当事者、同程度の場合、損失の軽い方が第1当事者となる。第2当事者には法令違反がない場合があるが、第1当事者の場合、違反不明・当事者不明は少なく（2011年において、死亡事故で1.9%、人身事故一般で1.8%）ほとんど違反が認定されている。

反の区分は、道路交通法の各条項に対応し、71 区分あるが、信号無視、通行禁止違反、最高速度違反、酒酔い運転等のように、交通法規や交通標識により予め明示された定型的に危険な行為の禁止に、容認する場合も含めて意識的に違反する¹⁷ものと、ブレーキ操作不適、前方不注意、動静不注視、安全不確認、予測不適など、「安全運転義務違反」(道路交通法第70条)に分類されるものの、意図しない不注意、技量の不足等によると見られるものに大別される。前者を「意識的な禁止違反」と呼ぶとすると、1975年から2011年までで、死亡事故及び、死亡事故を含む人身事故における第1・第2当事者について事故発生に影響を与えた違反全体に占める、意識的な禁止違反の比率と死亡事故発生率、人身事故発生率の年次変化をグラフにすると、それぞれ図1、図2のとおりである。ここで、事故発生率と各当事者の意識的な禁止違反の比率の関係を下記により、推定する。

$$FR_i = \beta + \alpha + FVR1_i + \gamma * FVR2_i + \varepsilon \quad \dots (3)$$

$$AR_i = \beta' + \alpha' + AVR1_i + \gamma' * AVR2_i + \varepsilon' \quad \dots (4)$$

$FR_i (AR_i)$: 百万走行台キロ当たり事故死者数(事故件数)

$FVR1_i (AVR1_i)$: 死亡事故(人身事故)における第1当事者の意識的な禁止違反の比率

$FVR2_i (AVR2_i)$: 死亡事故(人身事故)における第2当事者の意識的な禁止違反の比率

β, β' : 切片、 α, α' : 誤差項、その他のギリシャ文字は係数、 i : i 年を示す添え字、

$i = 1975 \sim 2011$

¹⁷ 信号・標識の見落とし、速度感覚の過誤などもあるが、意思、注意により回避可能性が高いという意味で「意識的な禁止違反」と称している。

表1. 事故発生率と当事者の意識的な禁止違反の比率

| | 死亡事故 | | | 人身事故 | | |
|------|------------------------|--------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|
| | 死亡事故発生率 (人/百万走行台キロ) | 第1当事者 (%) | 第2当事者 (%) | 人身事故発生率 (件/百万走行台キロ) | 第1当事者 (%) | 第2当事者 (%) |
| 平均 | 0.0163 | 58.3% | 34.2% | 1.161 | 39.3% | 25.3% |
| 標準偏差 | 0.0072 | 9.0% | 1.2% | 0.147 | 10.4% | 7.0% |
| 最大値 | 0.0377 | 69.6% | 38.3% | 1.652 | 54.3% | 37.3% |
| 最小値 | 0.0064 | 40.6% | 32.5% | 0.953 | 24.7% | 15.4% |

ソース：警察庁「交通事故統計年報」。走行台キロは、国土交通省「陸運統計要覧」
意識的な違反の比率は、当事者別の法令違反別事故件数から計算。

表2. 事故発生率と当事者の意識的な禁止違反の比率の関係

| 事故種別 | 切片 | 第1当事者の意識的な禁止違反の比率 | 第2当事者の意識的な禁止違反の比率 | 補正決定係数 |
|---------|----------------------|---------------------|-------------------|--------|
| 死亡事故発生率 | -0.065*** (-3.87) | 0.064*** (9.45) | 0.128** (2.56) | 0.749 |
| 人身事故発生率 | 0.903*** (11.6) | -2.03(*) (-1.84) | 4.18** (2.55) | 0.358 |

***: p < 0.01 **: p < 0.05 *: p < 0.10 括弧付は想定に反するもの
係数下の括弧付の値は、t値

データの諸元は表1のとおりであり、回帰分析の結果は表2のとおりである。死亡事故の場合は、各当事者の意識的な禁止違反の比率が有意に事故発生に正の影響を与えており、決定係数から見てモデルの説明力は高いが、人身事故一般の場合は、第1当事者の意識的な禁止違反が負の影響を与えるという不合理と見える結果を示している上、決定係数も3割程度でモデルの説明力は低い。単純な不注意等の比率は、1と意識的な禁止違反の比率の差にほぼ等しいので、これは仮に単純な不注意等でモデルを構成しても説明力が低いことを意味している。グラフ、回帰分析の結果から、死亡という深刻な結果を伴う事故は、当事者双方が危険な禁止行為を犯している場合に多いことがわかる。他方、人身事故は、単純な不注意等で起きる場合が多いと言え、また、運転以外の要因の影響が大きいことが伺われる。

3.1.2 事故種別、責任ルール種別による抑止力の差異に関する仮説

Shavell (2003) の経済理論は制裁により運転者の行動を制御することが可能であるということを前提としているが(① → ②)、危険な行為そのものに制裁を科す行為責任ルールは、意識的な禁止違反に対しては行動制御の上で有効と考えられるが、単純な不注意等に対しては、そもそも、そのような場合に運転者は禁止行為を

犯すことを意図していないから有効でないと考えられる。他方、結果責任ルールは、意識的な禁止違反、単純な不注意等双方に対して、結果発生を避けるよう、思いとどまらせ、また、注意を払わせるので、有効であると考えられる。

以上から、中間的に次のような仮説を立てることができる。1) 死亡事故については、意識的な禁止違反によるものが多いので、行為責任ルールによる制度、結果責任ルールによる制度双方により、事故抑止を図ることができるのではないかと。これに対して、2) 人身事故については、単純な不注意によるものが多いので行為責任ルールによる制度の事故抑止力は期待できないのではないかと、他方、結果責任ルールによる制度は事故抑止に有効であるが、事故発生には運転以外の要素の影響も大きいのでその抑止力には限界があるのではないかと、と考えられる。

3.2 法制度等の交通事故抑止効果の実証分析

3.2.1 変数

以下、① → ③の関係について、各種法制度・法執行の交通事故の抑止効果の分析を試みる。

まず、非説明変数としては、3.1.1と同様、事故発生率として、百万台キロ当たり死者数又は人身事故件数を用いる。

説明変数であるが、2.2(2)式の左辺の便益 g の程度を示すものとしては、違反による便益の典型は時間短縮であるので、時間価値を示す2010年価格による賃金率(千円/時)¹⁸を用いる。時間価値の高まりは左辺を大きくし、(2)式の成立する運転者数を増やして事故を増加させるので、想定される係数の符号は正である。データソースは、賃金率については厚生労働省「毎月勤労統計調査」を元とする総務省統計局「日本統計年鑑」である(諸元 平均値 2.28 標準偏差 0.24 最大値 2.58 最小値 1.84)。2010年価格に変換するのに用いた、2010年総合物価指数は内閣府「国民経済統計」によっており、以下他の金額による変数についても同様に変換する。

¹⁸ 時間価値として、業務目的の交通については賃金率がよく妥当する。他方、非業務目的の交通については、時間価値は家計所得の一定割合となるが、家計所得も賃金率で代表できるといえる。新道路技術会議(2012)42,44,49.

次に、(2)式の右辺にある執行確率 p と制裁の重さ s に係る説明変数としては、交通反則通告制度、罰金刑、懲役・禁固刑毎に、表3のとおりとする¹⁹。それぞれの変数の値が大きくなると右辺が大きくなって(2)式が成立する運転者数が減少するので、係数の想定される符号は負である。また、自動車保険についても、保険料負担等により事故抑止効果が働くという仮説から、保険料率を説明変数に含める。この仮説からは想定される符号は負であるが、保険料率は支払保険金の水準と連動しており、自動車保険の普及・拡充が運転者の注意力を弱めると仮定すれば、想定される符号は正となる。

さらに、反則金通告制度に関連し、優良運転者制度は2.6.2で検討したように違反行為のディスインセンティブとなっている可能性があるためダミー変数を当てる。

表3. 法制度・法執行に関する説明変数

| | 執行確率 p | 制裁の重さ s | その他 | データソース |
|--------|--|---|---|---|
| 反則通告制度 | 検挙率(Ep)=百万走行台キロ当たり取締り件数 平均 標準偏差 最大値 最小値 | 反則金平均額(Es)=2010年価格での反則金総額/取締り件数 9.79 1.77 11.9 6.1 | 優良運転者制度ダミー(GL)=1994年導入。対象年は1。1994年は日数で按分。 0.48 0.49 1 0 | 取締り件数:警察庁「交通事故統計年報」反則金総額:警察庁調べ |
| 罰金刑 | 当事者把握率(FFp, FAp)(%)=1-死亡(人身)事故第1当事者不明件数/死亡(人身)事故件数 平均 標準偏差 最大値 最小値 | 罰金平均額(Fs)=2010年価格での罰金科刑総額/通常第1審・略式罰金科刑件数 58.2 31.3 112.9 26.2 | - | 事故死者数・人身事故件数、第1当事者不明件数:警察庁「交通事故統計年報」罰金科刑件数など:最高裁判事局「司法統計」 |
| 懲役・禁固刑 | 懲役等処断率(PFp, PAp)=通常第1審懲役等処断件数/死者数(事故件数) 平均 標準偏差 最大値 最小値 | 懲役等平均年数(Ps)=通常第1審懲役等総年数/通常第1審懲役等科刑件数 0.604 0.118 0.820 0.479 | 危険運転致死傷ダミー(RD)=2001年から。対象年は1であるが、2001年は日数で按分。 0.271 0.444 1 0 | 事故死者数:警察庁「交通事故統計年報」懲役等科刑件数等:最高裁判事局「司法統計」 |
| 自動車保険 | (当事者把握率に同じ) 平均 標準偏差 最大値 最小値 | 保険料率(Is)=2010年価格での損保会社正味受取保険料/台キロ 4.70 1.40 6.11 1.56 | - | 正味受取保険料:日本損害保険協会 |

¹⁹ 表3中、罰金刑の制裁の重さの計算のうち、「罰金科刑総額」は「司法統計」では一定の金額区分とその件数のみ示されているので、各区分の下限額に件数をかけて累計して総額を出している。懲役・禁固刑関係の「総年数」についても同様の計算をしている。

また、2.5 で述べたように危険運転致死傷罪は、結果責任ルール性格のほか、行為責任ルール性格を合わせ持っており、次の目以下で行う行為責任ルール、結果責任ルール別の分析のために、ダミー変数を当てる。

なお、1. に述べたとおり、道路施設整備、車両安全技術、交通安全教育等が事故発生率の低減に影響を与えていることは明らかであり、これらの蓄積効果を例えば「暦年」により代表させてコントロールすることも考えられるが、次に述べる多重共占性の問題が深刻化するので、法制度等に関連する変数のみで分析する。

3.2.2 変数間の相関関係と推定モデル

表 4. 説明変数相互の相関係数 太字は相関係数0.7以上のもの

| | 反則通告制度 | | | | 罰金刑 | | 懲役・禁固刑 | | 保険 | |
|------|--------------|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------|
| | 賃金率 | 検挙率 | 反則金額 | 優良運転 | 把握率 | 罰金額 | 処断率 | 懲役年数 | 危険運転 | 保険料率 |
| 賃金率 | 1 | | | | | | | | | |
| 検挙率 | -0.96 | 1 | | | | | | | | |
| 反則金額 | 0.74 | -0.78 | 1 | | | | | | | |
| 優良運転 | 0.83 | -0.75 | 0.55 | 1 | | | | | | |
| 把握率 | 0.74 | -0.71 | 0.43 | 0.75 | 1 | | | | | |
| 罰金額 | 0.66 | -0.66 | 0.48 | 0.81 | 0.7 | 1 | | | | |
| 処断率 | -0.11 | 0.09 | -0.34 | 0.29 | 0.23 | 0.54 | 1 | | | |
| 懲役年数 | 0.56 | -0.6 | 0.39 | 0.63 | 0.63 | 0.95 | 0.54 | 1 | | |
| 危険運転 | 0.43 | -0.45 | 0.24 | 0.65 | 0.57 | 0.94 | 0.71 | 0.94 | 1 | |
| 保険料率 | 0.94 | -0.9 | 0.54 | 0.78 | 0.75 | 0.73 | 0.05 | 0.69 | 0.57 | 1 |

本分析では賃金率と法制度等関連のもの合わせて 10 の説明変数を用いているが、これら相互の相関係数は表 4 のとおりである（煩雑であるので、当事者把握率、懲役等処断率については、死亡事故のもののみを示している）。変数相互間の大きな相関関係が多々見られるが、第 2 節で検討したところによると、概ね、反則通告制度と危険運転致死傷罪ダミーを行為責任ルールによる制度、罰金刑、懲役・禁固刑、自動車保険を結果責任ルールによる制度と大別でき²⁰、これらグループ内部の相関は、反則通告制度内、保険料率と罰金刑の間を除き小さいので、行為責任ルール関係の説明変数、結果責任ルール関係の説明変数の別に、以下の式により、事故発生率との関係を推定する。なお、賃金率を含め、全変数を用いて分析を行ったほか、補助

²⁰ 罰金刑、懲役・禁固刑の一部においては、飲酒運転等の道路交通法違反も併せて、あるいは単独で科刑がなされており、行為責任ルール違反の要素も一部反映されている。

的に相関の少ない変数を選んで以下と同様の一次式により分析を行ったが、煩瑣になるので式はここでは示さない。その結果のみについて、後述の表 7 で示す。

推定式は、行為責任ルール関連の説明変数については、

$$FR_t(AR_t) = \beta + \alpha \cdot \Delta p_t + \gamma \cdot \Delta s_t + \delta \cdot GL_t + \zeta \cdot RD_t + \varepsilon \dots (3)$$

結果責任ルール関連の説明変数については、

$$FR_t(AR_t) = \beta' + \alpha' \cdot PFP_t(PAP_t) + \gamma' \cdot P_s_t + \delta' \cdot PFP_t(PAP_t) + \zeta' \cdot P_s_t + \eta' \cdot I_s_t + \varepsilon' \dots (4)$$

である。各変数の定義については、事故発生率は (1)、(2) と同様、その他は表 3 のとおりであり、() 付の変数は、死亡事故発生率と人身事故発生率に応じて選択的に用いる意味である。 β, β' は切片、 $\varepsilon, \varepsilon'$ は誤差項、その他のギリシャ文字は係数、

i は年を示す添え字 ($i=1975 \sim 2011$) である。

3.2.3 分析結果と考察

3.2.3.1 分析結果

分析結果は、行為責任ルール関係については表 5、結果責任ルール関係については表 6 のとおりであり、相関関係の少ない説明変数のその他の組み合わせによる分析の結果は表 7 のとおりである。

表5. 行為責任ルール関係の説明変数による分析結果 ((4)式)

| | 切片 | 反則通告制度 | | | 危険運転 | 補正決定係数 |
|---------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------|
| | | 検挙率 | 反則金額 | 優良運転 | | |
| 死亡事故発生率 | -0.0121*** (-3.05) | 0.000708*** (10.8) | 0.00173*** (6.02) | -0.00276** (-2.43) | -0.00395*** (-4.15) | 0.932 |
| 人身事故発生率 | 0.363* (1.97) | 0.0205*** (6.67) | 0.0357*** (2.65) | 0.105* (1.97) | 0.000629 (0.0141) | 0.639 |

***: p < 0.01 **: p < 0.05 *: p < 0.10 括弧付は想定に反するもの

係数下の括弧付の値は、t値

表6. 結果責任ルール関係の説明変数による分析結果 ((5)式)

| | 切片 | 罰金刑 | | 懲役・禁固刑 | | 保険 | 補正決定係数 |
|---------|-------------------|---------------------|---------------------|------------------------|--------------------|------------------------|--------|
| | | 把握率 | 罰金額 | 処断率 | 懲役年数 | 保険料率 | |
| 死亡事故発生率 | 0.364 (1.25) | -0.320 (-1.08) | 1.13E-05 (0.318) | -0.00514*** (-5.24) | 0.00105 (0.129) | -0.00463*** (-10.1) | 0.935 |
| 人身事故発生率 | 27.9*** (3.92) | -25.7*** (-3.65) | -0.0022 (-0.992) | -10.3* (-1.98) | -0.681* (-1.85) | -0.110*** (-3.74) | 0.677 |

***: p < 0.01 **: p < 0.05 *: p < 0.10 括弧付は想定に反するもの

係数下の括弧付の値は、t値

表7 相関の少ない変数の組み合わせによる分析の結果

| 非説明変数 | 説明変数と有意性 | 補正決定係数 |
|---------|--|--------|
| 死亡事故発生率 | 罰金率***、検挙率**、反則金額、優良運転、把握率、罰金額、処断率***、懲役年数***、危険運転、保険料率 | 0.976 |
| 人身事故発生率 | 罰金率**、検挙率***、反則金額***、優良運転、把握率***、罰金額、処断率***、懲役年数***、危険運転、保険料率(*) | 0.861 |
| 死亡事故発生率 | 罰金率***、罰金額***、処断率***、懲役年数*** | 0.974 |
| 人身事故発生率 | 罰金率***、罰金額***、処断率**、懲役年数*** | 0.633 |
| 死亡事故発生率 | 反則金額、把握率***、処断率、懲役年数* | 0.720 |
| 人身事故発生率 | 反則金額、把握率***、処断率***、懲役年数*** | 0.560 |
| 死亡事故発生率 | 反則金額、優良運転***、危険運転** | 0.695 |
| 人身事故発生率 | 反則金額、優良運転、危険運転 | 0.163 |

***: p < 0.01 **: p < 0.05 *: p < 0.10 括弧付は想定に反するもの

3.2.3.2 仮説の成否と各法制度等の交通事故抑止効果

表 5, 6 を見ると、死亡事故においては、検挙率・反則金額の回帰係数に予想に反する正の符号が出ているが、その他の行為責任ルール、結果責任ルールに関係する説明変数の係数は想定されたとおり負の符号を示した。これに対して、人身事故においては、行為責任ルール関係の変数の係数は不合理な正の符号を示した一方、結

果責任ルール関係の変数の係数は予想された負の符号を示した。また、人身事故の場合、個々の説明変数の係数の有意性はあるものの、補正決定係数を見ると死亡事故に比べてモデルの説明力は低いものとなった。検挙率・反則金額が予想に反した点については次の目で検討するが、3.1.2 に述べた仮説は概ね裏付けられたと言える。

表 5 から表 7 を通覧し、各法制度等に関する執行確率と制裁の重さについて事故抑止効果を見ると、交通反則通告制度については、検挙率、反則金額の係数は正の符号を示すことが多く、優良運転者制度ダミーの係数のみが負の符号を示した。罰金刑については当事者把握率の係数は有意に負を示すが、罰金平均額の係数は予想に反する正を示すことが多かった。懲役・禁固刑については処断率、懲役・禁固年数の係数ともに有意な負の符号を示した。危険運転致死傷ダミーは、行為責任ルール関係の変数であり、死亡事故において係数は有意な負を示した。保険料率については、仮説の通り、その係数は有意な負の符号を示し、事故抑止効果を確認した。

以上、交通反則通告制度・金銭的制裁の一部の変数(検挙率、反則金額、罰金額)を除き、各法制度等の事故抑止力を概ね確認できた。

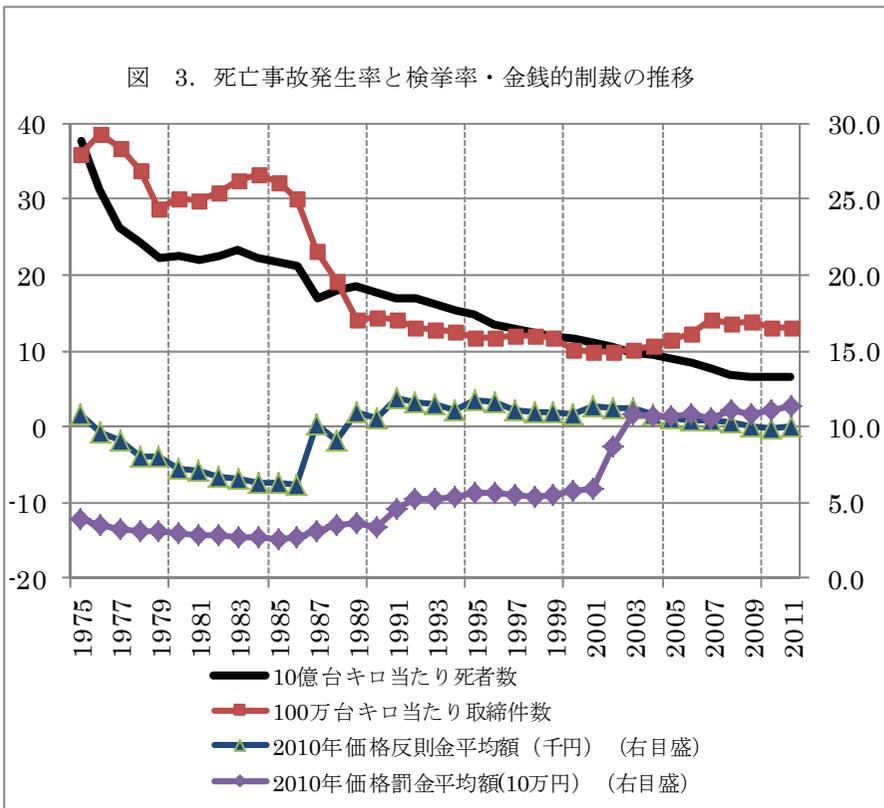
他方、便益を示す貸金率の係数については、予想に反する負の符号を示した。

以下、分析結果の解釈等について考察する。

3.2.3.3 取り締まり活動と金銭的制裁の抑止力

先行研究では、警察の取り締まり活動に事故発生を抑止する効果を認めているのが一般的であり²¹、本稿の分析で検挙率、反則金額の係数が負の符号を示しているのは、以下に検討するように「同時性」の問題もあると考えられる。

交通事故とその対策の歴史を振り返ると、「(第一次)交通戦争」の後、1971年以降減少に転じた交通事故死者数は、1980年に再び増加し始め、1988年には1万人を



²¹ 森本ほか(2011)は、内外の研究から取り締まりの事故抑止効果をまとめている。同書 2,45 船本・森本(2008)は、取り締まり活動の狭域的な事故減少の効果を実証している。土屋(2014)は、道路施設整備、車両安全技術、交通安全教育等のストック効果が長期的に事故抑止を果たしている一方、交通取り締まりは短期的に交通事故発生を抑止していることを実証している。

超えて「第二次交通戦争」という状況を呈し、1992年から漸く減少に転じた。これを死亡事故発生率と検挙率、金銭的制裁の推移を描いた図3において見ると、死亡事故発生率(実線)は1975年から減少してきたが、1980年から微増に転じ1983年をピークに減少するが、1988年、1989年に再び微増を示した後、漸く減少していつている。この間、警察の取締活動の水準を示す検挙率(■マーカー)は1980年から増加し1988年まで高い水準を保った。反則金平均額(▲マーカー)は1975年以降、貨幣価値の変化とともに減少してきたが、1987年、段差を持って引き上げられ、微妙に増減を繰り返しながら1991年にピークに達している。すなわち、「第二次交通戦争」期において、死亡事故の増加に対応するため、まず取締活動の強化が行われ、終末期に反則金額の大幅な引き上げが行われた。

ここにおいては、反則金額の価値の減少とともに死亡事故発生率が増加しており²²、反則金額の大幅な引き上げとともに検挙率が引き下げられているが、死亡事故発生率は低下を続けており、制裁としての反則金額価値の低下による抑止力の低下と、その回復による抑止力の復活が生じたように見える。

このように、死亡事故発生率の高い時期に検挙率と反則金額が高められたという「同時性」が今回の分析結果に影響している可能性がある。

3.2.3.4 個々の制裁と運転利便の制約・剥奪

他方、今回の分析結果のとおり、反則金額の事故抑止効果が顕著でないとしても、取り締まり活動が事故抑止力を果たしているとすれば、前目の理由づけとは別に、次のような理由もあると考えられる。

反則通告制度関係の変数の中では、優良運転者制度ダミーのみが有意な負の相関を示したが、2.6.2に述べたようなメリットを失うことが運転者の違反行為を抑制させていることを示しており、優良運転者制度による特典が失われる可能性が、より

²² 土屋(2014)は1980年代に交通取り締まりの事故抑止力が低下したことを観察した。同書 67-68。また、刑事罰についても、佐野(1983)は、1970年の事故死者数のピーク時に比べて、1982,1983年は交通事故関連事犯について、実刑率等から見て寛刑化が進んでおり、第二次交通戦争期の事故の再増加の一因となったのではないかと危惧を示している。同書 38-44。

強く交通取り締まり活動の抑止力を担保していると考えられる。同様に、今回の分析では取り扱わなかったが、点数制度による免許の停止・取り消しの可能性が、取り締まりの抑止力を裏打ちしている可能性がある²³。これらは、運転者は、個々の違反行為による反則金額や便益である時間短縮等を考慮して違反行為を選択するというよりも、自動車を運転できる利便が制約・剥奪されるという不利益の可能性をより強く考慮して違反行為等を抑制していることを示唆している。

3.2.3.5 刑事罰による決定的な負の効用

罰金刑関係の変数についても、制裁の大きさを示す罰金平均額の係数は予想に反する正を示す一方、法執行の確率を示す当事者把握率の係数は有意に負であった。

表 3 にあるとおり、事故の際の当事者の把握率は高いので、(2) 式からは、金銭的制裁がそれのみで抑止効果を果たすためには、事故の損害額に近い値となる必要があるが、この観点からは現行の罰金最高額 100 万円は低すぎ、有意な抑止効果が見られない一因と考えられる。他方、当事者の把握率が有意であるのは、罰金の付加は、社会的な不名誉、司法手続きによる心理的負担、経済的負担を伴うものであり、これらがこの変数に仮託されているのではないかと考えられる。

同様に、懲役・禁固刑についても、科刑年数も去ることながら²⁴、懲役・禁固に処せられるという事実そのものが、社会的な不名誉、人生に対する影響等の点で、決定的な負の効用であり、これが処断率の有意性に影響していると考えられる。

以上、刑罰に伴う不名誉、人生への大きな影響という心理的、経済的に決定的な負の効用が、刑罰の「感銘力」についての経済学的解釈と考えられる。

²³ 片岡 (1981) は、交通警察行政の柱として、運転免許制度は不適格者を免許取り消し等により道路交通から除くことにより事故抑止を図るものであり、その前提として取り締まり活動があるとしている。同書 3-7。坂東 (1983) は、取り締まり強化が事故の減少に寄与していると認められるが、これは反則金制度だけが寄与しているわけではなく、点数制度による免許の取り消し等が裏打ちしているか、反則金制度よりも強く作用しているとしている。同書 30。

²⁴ 懲役等の科刑年数は有意であり、刑法でいう一般抑止効果を發揮している。また、2.5 に述べた立法の経緯から、応報感情の満足の点からは重要である。

3.2.3.6 自動車保険の事故抑止効果

2.2 に述べたとおり、自動車保険の事故抑止効果については両様の議論があったが、今回の実証分析は抑止効果があるという結果であった。なお、保険の損害カバーの拡大が注意力弛緩を招くのではないかとの仮説から、百万台キロ当たり正味支払保険金額を説明変数に用いて分析したが、事故発生率と有意な負の相関であった。

自動車保険については、任意保険の普及・補償額の拡大が進み、責任保険を含む走行台キロ当たりの支払い保険料率で見た場合、1975年当時から約 4 倍もの水準となっており (表 3 参照)、自動車保有における実質的な負担として、運転行動に影響を与えるものとなっている。特に任意保険については、年齢別事故率に応じた支払料率、フリート制における事故による既支払保険金実績に応じた割増料率²⁵等、事故発生に不利な仕組みがとられており、事故抑止力を高めている。最近では企業の運転安全管理を支援するサービス²⁶が登場しており、保険料率により、交通事故の「価格付け」がなされ、安全管理支援サービスの市場が成立していると言える²⁷。

4. まとめ

交通事故の発生は、1 に述べたとおり、法制度以外の幅広い要因により、また、法制度に限っても取締り、刑罰、保険と各制度に重疊的に影響されるものであり、回帰分析上、各制度等の効果が重複するので、分析が困難であった。

とは言え、多重共占性を考慮した分析により、Shavell (2003) の法執行に関する経済理論が予測するところに概ね従って、法制度等が事故抑止効果を挙げてきていることを確認した。ただし、経済理論と現実には細部においては異なった。すなわち、制裁により運転者の注意力等を高めることにより事故を回避できるという前提には

²⁵ さらに、2013年10月からは、事故を起こした場合、個人向けの任意保険においても相当程度また相当期間、保険料が引き上げられるようになった。

²⁶ ドライブレコーダ貸出とデータ分析による事故防止のコンサルティング、運転者の安全運転適性テスト、安全運転のための講習会の実施などを内容としている。

²⁷ 企業は、安全管理サービスについて、追加的に購入するサービスの単位当たりの保険料低減額が、サービスの単位当たり供給価格に等しくなるまで購入する動機がある。

限界があり、行為責任ルールによる制裁は、意識的な禁止違反によることが多い死亡事故の抑止には有効であるが、単純な過失によることが多い人身事故一般には効果がなかった。また、運転者は、個々の違反行為による便益や科される制裁の大きさよりも、違反の累積により自動車を運転できる特典が制限・剥奪されうることより大きく考慮している可能性があり、それが交通取り締まり活動の抑止力を支えていることも伺われた。

交通事故抑止のためのシステムとしての我が国の法制度等の評価としては、まず、浜田 (1977) がいう第 1 次費用²⁸、すなわち事故そのものによる社会的費用については、我が国のシステムは、全体に事故抑止力を果たしてきており、特に自動車保険は補償範囲の拡大により事故の損害を内部化し、社会厚生上の効率を高めてきているといえる。第 2 次費用、すなわち被害者保護、所得分配の公正の問題については、自動車損害賠償責任保険限度額の拡大が行われ、また、任意保険において「青天井」の対人補償が普及するなど、改善が進んでいる。最後に第 3 次費用、法執行費用・紛争解決費用等については個別に検討を要するが、以下に述べるように低減化が進んでいると言える。まず、交通取り締まりについては、反則通告制度がそもそも訴訟費用を節減するものであるが、さらに近年は反則金額増額、点数制度による免許停止等により抑止力の確保を図りつつ、取り締まり件数が抑えられてきている。罰金刑については、2.3 に述べたとおり情状による刑免除等を通じて手続きについて軽減が図られている。懲役・禁固刑については、2001年の自動車運転致死傷罪導入以降、懲役等平均年数、懲役等処断率がともに増加し、実刑判決を受ける人が一時増加したが、最近は交通事故数の減少により、実刑判決を受ける者は導入以前の水準以下にとどまっており²⁹、収監に伴う社会費用の増加を抑えつつ、事故抑止が図られていると言える。また、自動車保険のうち、責任保険は被害者の過失が

²⁸ 第一次～第三次費用については、浜田 (1977)37-39 参照。

²⁹ 通常第1審において、過失傷害の罪又は道路交通法違反で実刑を受けた人数は、過失運転致死傷罪導入前の1991年、2000年には2,049人、2,631人であったのが、導入後の2002年、2005年には3,006人、3,112人と増加したが、2009年、2011年には1,700人、2,080人に減少している。最高裁事務局「司法統計」。

大きくない限り無査定で処理されている。

図 1 で見たとおり、行為責任ルールで抑制できる意識的な禁止違反の比率は近年減少してきており、刑罰の厳罰化も限界に達しつつあるように見える。また、そもそも人身事故一般については運転者以外の要因が強く働いている。今後さらに交通事故を減少させていくためには、法執行を契機に把握した運転者の安全運転能力等に関する情報に基づいて研修、資格制限等を改善すること³⁰、他の当事者である歩行者、自転車等に対する規制、研修等を強化すること³¹、3E アプローチに立ち返って道路施設、車両安全技術をさらに改善することなど、運転者の注意力に依拠しない施策を強化していく必要がある。また、自動車保険についても、運転者の運転安全特性による料率設定や³²、政府等の情報、安全施策と連携を強めること³³により、社会厚生上効率的な事故抑止を図ることが期待される。

判例

最判昭和33・4・18刑集12-6-1090頁 (1958)

参考文献

浜田宏一 (1977)『損害賠償の経済分析』東京大学出版会。

³⁰ こうした施策の例として、2009年6月から、75 歳以上の高齢者に対して、講習予備検査を行い「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された場合で、交通取り締まり等により、免許更新前一定期間内に信号無視等の基準行為が確認されたときは、専門医による臨時適正検査を行い、認知症と診断されたときに免許の取消しを行うこととされている。

³¹ こうした施策の例として、2015年6月から、危険な交通違反を繰り返す自転車の運転者に安全運転を行わせるための講習の受講が義務付けられている。

³² 欧米では、個々の運転者の運転行動情報をテレマティクスにより取得し、料率に反映する保険があり、我が国でも一部保険会社が慎重な運転に対して還元を行うものが登場している。

³³ 例えば、独立行政法人自動車事故対策機構が、市販車について行っている乗員・歩行者保護等の安全性、予防安全性の評価 (JNCAP) の評点と事故発生率、事故時の被害との相関を、(財)交通事故総合対策センターの交通事故データベースに基づいて分析し、保険料率に反映することにより、事故実績の少ない新規販売車両の安全性を保険に加味することができる。また、国土交通省が公表している運送事業者の過去の行政処分履歴を、同様にフリート保険に反映することなどが考えられる。

- 小林秀之・神田秀樹 (1986) 『「法と経済学」入門』弘文堂。
- 日本交通法学会 (1971) 『シンポジウムー現行法制と交通事故の抑止力ー』交通法研究第2号 片岡誠 (1971) 『交通事故者に対する行政処分の現状と課題』 1-10, 瀧川春雄 (1971) 『刑事処分と交通事故の抑止』 11-20, 森島昭夫 (1971) 『民事責任と交通事故の抑止』 21-36, 金澤理 (1971) 『自動車保険と交通事故の抑止』 37-48
- 日本交通法学会 (1983) 『シンポジウムー交通事犯に対する制裁』交通法研究第13号 長倉真一 (1983) 『免許の取消・停止』 4-19, 坂東司郎 (1983) 『反則金』 20-36 佐野精孝 (1983) 『刑事制裁』 37-47, 山田卓生 (1983) 『懲罰的損害賠償』 48-60
- 福田敦ほか (2011) 『交通戦争への取り組み～途上国に貢献しうる日本の経験と知見』 (財) 国際交通安全学会 <http://www.iatss.or.jp/common/pdf/research/h2296.pdf>
- 船本悟史・森本章倫理(2008) 『交通取締りが狭域的な交通事故減少に及ぼす影響に関する研究』土木計画学研究・論文集, Vol25, No.4, 891-
- 森本章倫ほか (2011) 『交通安全と交通取り締まりに関する基礎的研究 報告書』 (財) 国際交通安全学会 <http://www.iatss.or.jp/common/pdf/research/h2295.pdf>
- 土屋知省 (2014) 『交通取り締まりの交通事故抑止効果の歴史的・実証的分析』 Vol.49, No.2 61-70
- 新道路技術会議 (2012) 「道路交通の時間価値に関する研究」道路政策の質の向上に資する技術研究開発成果報告レポート No.21-1
<http://www.mlit.go.jp/road/tech/jigo/h21/pdf/report21-1.pdf>
- 京都府警察本部 (2003) 「交通警察官になりたくなかったが・・・」 (財) 京都府交通安全協会
- Shavell, S. (2003) “Economic Analysis of Public Law Enforcement and Criminal Law”, National Bureau of Economic Research <http://www.nber.org/papers/w9698>

An Economic Analysis of Law Enforcement Deterrents on Traffic Accidents in Japan

Tomomi Tsuchiya

Abstract

An empirical analysis of traffic accidents in Japan confirmed Shavell's economic theory of law enforcement prediction that traffic enforcement including penalties and insurance have deterred accidents, but it has also revealed some differences between theory and reality: the hypothesis that sanctions control a driver's behavior only applies to a limited extent; deterrent effects differ by the type of liability rules and the type of accidents: monetary penalties have a limited impact, whereas; enforcement seems to become effective when there is a potential that driving privileges will be revoked.

Keywords: traffic accidents, deterrence of accidents, law enforcement, social cost.

上限金利規制の引き下げが貸金市場に及ぼす影響について

三好祐輔 香川大学
都築治彦 佐賀大学

1. はじめに

1-1. 上限金利規制と貸金市場

英米を除いて日本を含めた先進国の多くの国では、厳格な金利規制がなされており、日本の場合も例に漏れず、上限金利を超えた貸付けを行なうことはできないように義務付けられている。日本では、バブル経済が崩壊した後、いわゆる平成不況が深刻さを増してゆく過程において、消費者金融会社などの貸金業者による金銭貸借媒介手数料をめぐる違反事件が相次いで摘発され、これら企業は社会的に大きな批判を浴びた¹。貸金業者批判の流れは、平成不況が終わり、現在まで続いている好況期においても続き、2006年の貸金業法の改正による、いわゆるグレーゾーン金利の廃止などにつながっている。こうした背景には、従来から、消費者金融会社が利息制限法の上限金利を超えて出資法の上限金利までの範囲内の高い金利で貸付をおこなうケースが多く見られ、とりわけ、近年、多重債務者が増加する状況において、このグレーゾーン金利がその主因と指摘されてきたためである。金融庁は自己破産と大きく関係する出資法を2000年6月に改定し、上限金利は見直された。その結果、40.004%から29.2%にまで引き下げられ、これにより貸金業者とその利用者には大きな影響を与えたと考えられる。

一方で、経済学や法律的な観点から言うならば、高利で貸出しを行なう貸金業者を、総じて貸金業違反の悪質な貸金業者とみなし、経済秩序違反行為と単純に論じることはできない²。たとえば、金銭貸付け業務を営むものは出資法5条2項により29.2%を超える利息を要求してはならないが、それを遵守する限り、必ずしも借り手の意思に反した財産的利益を侵害するものとは言えないからである。

だが、貸金市場について経済学的な考察がなされる場合、具体的な貸出金利規制の内容あるいは特徴が考慮されていないまま議論が進められることが少なくない。特に規制の対象である金銭貸付業務は、しばしば漠然と通常の物品が売買される取引市場と同視されたまま議論される。そこで規制ルールの特徴(どのような金利水準および貸金業行為が規制の対象となっているか)も踏まえ、そのような規制の必要性を根拠付けるとすればどのような観点が考えられるか、また現行の貸金市場は一般に用いられる需要・供給のモデルに則しているかなどを今一度検討することは有為であるように思われる。さらに、貸出金利引き下げ政策の効果が貸金市場にどのような影響を与えたのか、貸金市場の実態を経済学的にきちんと実証分析することが必要不可欠である。

本論文では、これまでの先行研究を踏まえた上で、現在の日本における貸金市場を説明するのに最も適当な理論モデルを提示し、他の財市場と異なる特徴を明らかにした上で、そのモデルの妥当性を実証分析により明らかにすることを目的とする。また、ここでの分析の特徴のひとつは、過去の上限金利規制変更の影響に着目し、貸し出しへの影響を分析している点にある。

先行研究の紹介と本論文の位置づけについて以下紹介してゆく。消費者金融会社など貸金業者の貸金市場を考える際に、必ず留意しなくてはならない重要な特徴がある。まず第1に、借り手が無担保で貸し手から資金を借りることである。この点が、経済学的観点から見て、担保なしでは貸し出しを行なわない銀行業の貸出しとは次の点で全く異なる。たとえば破産法によると、消費者金融から借り入れをした場合、借り手の資産を貸し手に分配する破産手続きを経れば、借り手の残債の返済は免責される可能性がある。そのため、借り手が破産すれば、無担保で融資した消費者金融会社には、その債務の一部もしくは全部を返済されないことになる。しかし、担保を取った上で貸し出しを行なう銀行は、借り手の破産にあっても少なくとも担保

¹2006年1月13日付けの最高裁の判決において、グレーゾーン内での金利の受け取りについても実質的には制限されたことにより、こうした規制強化の動きが一気に高まったとされる(日本経済新聞2006年9月20日)。

²標準的なミクロ経済学に基づけば、「異時点間消費の2期間モデル」によって人々の消費行動を説明することができる。たとえば、現在の所得が不足している場合でも、借入れを行なうことによって得られた資金を現在の消費にあてることができる。こうした流動性制約の緩和を可能にしているのが消費者金融であるのであれば、消費者金融が担っている経済的機能は極めて基本的かつ重要な機能なの

分は確保できる³。両者のこのような相違点から、経済学やファイナンス分野に膨大にある銀行の貸出行動に関する文献を消費者金融会社の貸出行動に援用して用いることは全く適当ではない。したがって、大きなリスクに直面する消費者金融会社の貸出行動については、リスクを承知した上で貸し出しを行なう独自のモデルの枠組みが必要である⁴。

第2の特徴として、消費者金融会社は借り手の返済能力について完全な情報を有していないことが挙げられる。このため、消費者金融会社は借り手の返済能力についてある確率分布を想定し、貸出し額を決定するはずである。すなわち、借り手の破産による貸し倒れリスクを考慮した上で貸出し額を決定する。他方、このことが原因で、十分な返済能力を持っている借り手に対しても十分な貸し出しが行われないということが起こりうる。これも消費者金融会社の直面するリスクの問題である。

このような消費者金融会社の特徴を踏まえ、貸金市場に関する主な先行研究について以下述べてゆく。まず、完全競争市場を想定した場合の一般論から述べると、金利が均衡水準より低い場合に上限金利を規制する、あるいはそれを引き下げることを行えば、均衡金利水準から乖離することになり、貸し手業者の数は減少する。そうすると借りたい人が借りられなくなる。これは社会的に望ましくない結果になる。これは、完全競争市場を前提とした場合によく使われる経済学のロジックである。このロジックに基づく代表的論文が早稲田大学消費者金融サービス研究所(2006)である。しかし、この主張には次のような欠点がある。この貸金市場について、借り手と貸し手が存在するわけであるが、借り手と貸し手の有する情報の非対称性について考慮していない点である。一般に、貸し手は借り手の返済能力について不確実な情報しか持ち合わせていない。一方、借り手は自らの返済能力について知っているだろう。つまり、両者の有する情報には、著しい情報の非対称性が存在する。この点を考慮しなければ、貸金市場の分析は不十分なものとなる。

次に、このような情報の非対称性を考慮して、貸金市場を考察したものに、Stiglitz and Weiss(1981)やFreixas and Rochet (1997)などがある。ここでは、有担保かつ有限責任制度の下で、貸し手である銀行と借り手であるリスク中立的な企業との間に情報の非対称性がある場合、逆選択及び信用割当の問題が発生することを明らかにした。貸し手は情報の非対称性を克服するため、借り手の返済能力や危険度を十分に審査するだけでなく、返済の取立てをおこなう費用などが貸出にもなって発生する。このような費用をエージェンシー・コストという。たとえば、担保を持ち合わせている資産あるいは収入が大きい借手の場合は、エージェンシー・コストが少なく済むため、貸出が増加するが、担保を持ち合わせていない借手に対して、エージェンシー・コストが高くなり、借金を返済してくれない可能性を織り込んで貸し出し行動を極めて慎重にする可能性がある。有限責任制度の下では、貸し手がリスクの異なる借り手を識別できない場合、十分に高い貸出金利を借り手に課すことになる。すると、リスクの低い借り手は借り入れをしなくなり、リスクの高い借り手のみが借り入れをすることになる。このような状態を逆選択と呼ぶ。そして、借り手の需要があるにもかかわらず、借り入れできない状態が生じ、信用割当が発生することとなる。ここでは、情報の非対称性という特徴を持つ貸金市場の特性が明らかとなっているが、借り手はリスク中立的な企業であることを想定しており(リスク中立的な利潤関数を用いている)、消費者金融のような、借り手が一般にリスク回避的であると想定される、あるいは、さらに詳細に言えば、同一の期待収益をもたらす資産について、不確実性を有する資産を、リスクのない安全資産より回避する傾向にあるリスク回避的な効用関数を持つと想定される個人の場合に、論文の結果を適用することはできない。

次に、中村(2006)では、貸金市場で多重債務者が多発する傾向があることに注目し、多重債務の発生する仕組みについて理論的考察を行っている。ここでは、厳しい取立てで債権回収をする違法業者が存在し、その業者が信用の不足する借り手に融資することがある、という貸金市場の特性を考慮して、他の貸し手が連鎖的期待を形成して融資を行なうのではないかと、として多重債務の発生する仕組みを考察している。すなわち、借り手は別の貸し手から借り入れを行って融資額を返済するだろう、と考えるわけである。このモデル

であるということになる。

³消費者金融会社は極めて大きな貸し倒れリスクに直面しているのに対し、銀行はこうしたリスクには直面していないといえる。

⁴一般に銀行は借り手の所得等をしっかり調べ、リスクが低いことを確かめた上で低金利でリスクの低い借り手に貸している。それに対し、消費者金融はリスクが低いことを調べるにはコストがかかるため、借り手の所得を調べることをせず、代わりに貸し倒れリスクを金利に反映させた貸出しを行っている。

では貸し手は、貸し倒れリスクを重視せずに貸し出しを行なうことになる。したがって、多重債務者が多発する特殊状況の説明のために考案されたものであり、一般的な貸し倒れリスクに直面する貸し手が分析対象であるわけではない。また、モデルの妥当性についての実証分析は行われていない。

最後に、最新の研究として、筒井・晝間・大竹・池田(2007)がある。ここでは、貸金市場での借り手の一見非合理的と思える多重債務などの行動を、借り手の双曲割引を考慮に入れて分析するものである。通常の経済学のモデルでは、個人は時間の経過につれて保有する資産価値に対する評価を低下させると想定されている。そして、保有する資産価値に対する評価の低下率、即ち割引率は一定であると想定され、複数期間にわたる割引率は指数で表されるため、指数割引と言われる。一方、双曲割引とは、割引率が時間に関して逓減的である場合をいう。この論文では、双曲割引を導入することにより、借り手は現在の消費を優先することになり、このことが借り手の多重債務問題の原因になっている、と考える。上限金利規制は、信用割当が存在しない場合には有効ではなく、信用割当が存在する場合には高い双曲割引を持つ人の割合が高い場合において有効である可能性がある、という結論が得られている。また、実証分析により、貸し手が寡占であることを支持する結果は得られておらず、借り手と貸し手の間に情報の非対称性が存在することも示されている。いずれにしても、ここでは、借り手が双曲割引を持つという特殊な場合についての分析である。なお、借り手のモデルについてさらに考察すべき余地があり、その結論を一般的な借り手のモデルに普遍して受け入れることはできない。

以上の先行研究を踏まえた上で本論文の特徴を述べる。後に示す「表2基本統計量」で明らかにしているが、日本の貸金市場には以下の特徴がある。(1)借り手と貸し手の間に著しい情報の非対称性が存在する、(2)消費者金融会社の貸出約定金利が上限金利規制水準に留まっている(図7を参照)、(3)消費者金融会社の貸出約定金利の水準は低下傾向にある(図8を参照)が、貸出額は減少していない(図9を参照)、(4)発生している超過需要が金利の引き下げにより解消されると考えられる(このことは後の理論分析により示される)。これらの現状について、これまでの先行研究におけるモデルでは、全く説明することができない。これらの状況を説明するために、新しいモデルを構築する必要がある。

本論文では、リスクに直面した貸し手が、利潤最大化を行って、供給曲線が導かれることになるが、まずその供給曲線が後方屈折(backward bending)型になることを示し、現状の上限金利規制水準では、供給曲線が右下がり部分であり⁵、かつ超過需要が発生している。そして、金利が高くなるにつれて貸金業者は貸出しを減らす傾向にあることが示される。また、貸金業者の内部資金の量が貸出しの制約になっていない。これらの結論より、貸金市場において、供給曲線が右下がりであり、かつ超過需要が発生している状態では上限金利規制は必要であり、社会厚生観点から見て、さらに引き下げることが望ましいと言える。次の節では、借り手や貸し手の理論モデルについて構築する。

2. 貸金市場の理論モデル

2-1. 借り手のモデル

次のような2期間モデルを考える。借り手は第1期(今期)で、当初の消費可能額に加えて、貸金業者から借り入れを行って、消費活動を行なう。第2期(来期)で、借り手は消費活動を行いつつ、貸金業者から借りた元金と貸出約定金利に基づく利息を払う。借り手の第 i 期での所得は Y_i 、負債は D_i とし、実質消費可能額、即ち純所得は $y_i = Y_i - D_i$ であるとする。借り手は、第1期と第2期の自らの純所得を知っているものとする。即ち、借り手は自らの第1期及び第2期の純所得について完全情報である。なお、各期において、消費者が生きていくためにこれ以上減らせない消費額を $c > 0$ (最低消費額)とする。第1期において、借り手は貸金業者から資金を借りるが、第2期で、その借入額に利息を加えて返済しなければならない。もし、第2期において、所得から借り入れた元金と利息を支払った残額が c を下回る場合には、借り手は破産を行なう。借り手が破産を行った場合には、貸し手は、所得から c を差し引いた額を回収する。あるいは、借り手の所得が c を下回る場合には、貸出し額を全く回収できない。破産をした借り手は、社会保障制度等により最低水準の消費を行なうこ

⁵このような想定は図6で示される貸出金利と貸出額の関係に基づいている。

とができるが、社会的信用の失墜などにより大きな不利益を被る。なお、第1期にて消費者は所得以下の消費を行っても貯蓄を行なわないものとする。

以上のような状況で、借り手の効用関数を次のように定める。 C_1 、 C_2 をそれぞれ第1期、第2期の消費額、 L を第1期での借入額、 R を借入れする際の利率とすれば、

$$u(C_1, C_2) = u(y_1 + L, y_2 - (1+R)L)$$

$$C_1, C_2 > c \text{ に対して、} u(C_1, C_2) > 0$$

$$C_1, C_2 > c \text{ に対して、} \frac{\partial u}{\partial C_1}, \frac{\partial u}{\partial C_2} > 0$$

$$C_1, C_2 > c \text{ に対して、} u(C_1, c) = u(c, C_2) = 0$$

$$C_1 < c, \text{ または } C_2 < c \text{ ならば、} u(C_1, C_2) < 0$$

$u(C_1, C_2)$ の限界代替率は逡減し、 $L \geq 0$ であるとする。

借り手は第1期に、効用最大化をする借入額 L を決定し、借り入れる。即ち、

$L^* \in \arg \max_L u(y_1 + L, y_2 - (1+R)L)$ となる L^* を決定する。このような L^* が複数存在する場合には、そのうち

の最小値をとるものとする。

このモデルにおいては、借り手は第1期と第2期の自分の純所得を知っているため、第1期に貸金業者からの借入れを行なう時点で、その借入額が第2期に自分にとって返済可能であるかがわかっている。

合理的な借り手は、第2期に破産をすれば効用は0となるため、第1期には、なるべく返済不可能な過大な借入れを避けようとする。ただし、第1期の純所得 y_1 が最低消費額 c を下回る場合にはこの限りではない。借り手の第1期の消費額 C_1 、第2期の消費額 C_2 に対する消費支出予算線を $C_2 - y_2 = -(1+R)(C_1 - y_1)$ とすると、第1期の純所得 y_1 、第2期の純所得 y_2 、最低消費額 c 、及びこの消費支出予算線によって、借り手の行動は異なるものとなる。以下で、(1) 2期目に大きい純所得が得られ、かつ1期目に借入れを行なう場合、(2) 2期目に大きい純所得 y_2 が得られ、かつ1期目に借入れを行わない場合、(3) 2期目の純所得が少ないため、破産することを想定する場合、に分けて分析する。

(1) 2期目に大きい純所得が得られ、かつ1期目に借入れを行なう場合

このケースでは、消費支出予算線が $(\max\{y_1, c\}, c)$ の右上方にある。

即ち、 $c - y_2 < -(1+R)(\max\{y_1, c\} - y_1)$ の場合について、借り手は、第1期の消費額 C_1 、第2期の消費額 C_2 について、 $C_2 - y_2 = -(1+R)(C_1 - y_1)$ 、かつ、 $C_1 > \max\{y_1, c\}$ 、 $C_2 > c$ の領域で、効用最大となる消費の組み合わせ (C_1^*, C_2^*) を選択し、借入額 $L = (C_1^* - y_1)$ を決定する。第2期の純所得額 y_2 から借入金と利子を加えたもの $(1+R)L$ を差し引いたものが最低消費額 c を上回るため $(y_2 - (1+R)L > c)$ 、第2期に借入金の全額を返済する。

この場合の効用最大化条件は、

$$\frac{\partial u}{\partial L} = \frac{\partial u}{\partial C_1} \frac{\partial C_1}{\partial L} + \frac{\partial u}{\partial C_2} \frac{\partial C_2}{\partial L} = \frac{\partial u}{\partial C_1} - (1+R) \frac{\partial u}{\partial C_2} = 0$$

よって、

$$(2-1式) \quad \frac{\frac{\partial u}{\partial C_1}}{\frac{\partial u}{\partial C_2}} - (1+R) = 0$$

上式の左辺第1項は限界代替率であり、これが L の減少関数となることを以下に示す。

左辺を L で偏微分すれば、

$$(2-2式) \quad \frac{\partial}{\partial L} \left(\frac{\frac{\partial u}{\partial C_1}}{\frac{\partial u}{\partial C_2}} \right) = \frac{\frac{\partial C_1}{\partial L} \left(\frac{\partial^2 u}{\partial C_1^2} \frac{\partial u}{\partial C_2} - \frac{\partial^2 u}{\partial C_2 \partial C_1} \frac{\partial u}{\partial C_1} \right) + \frac{\partial C_2}{\partial L} \left(\frac{\partial^2 u}{\partial C_1 \partial C_2} \frac{\partial u}{\partial C_2} - \frac{\partial^2 u}{\partial C_2^2} \frac{\partial u}{\partial C_1} \right)}{\left(\frac{\partial u}{\partial C_2} \right)^2}$$

一方、 u についての限界代替率逓減の仮定より、 $\frac{\partial}{\partial C_1} \left(\frac{\frac{\partial u}{\partial C_1}}{\frac{\partial u}{\partial C_2}} \right) < 0$ であるから、

$$\frac{\partial^2 u}{\partial C_1^2} \frac{\partial u}{\partial C_2} - \frac{\partial^2 u}{\partial C_2 \partial C_1} \frac{\partial u}{\partial C_1} < 0$$

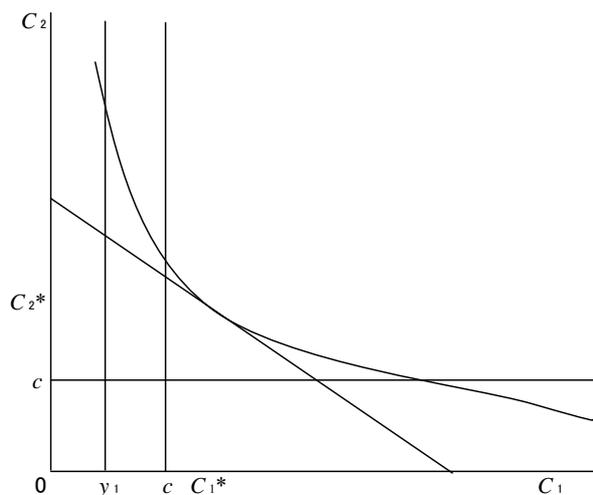
同様に、 $\frac{\partial}{\partial C_2} \left(\frac{\frac{\partial u}{\partial C_1}}{\frac{\partial u}{\partial C_2}} \right) > 0$ より、 $\frac{\partial^2 u}{\partial C_1 \partial C_2} \frac{\partial u}{\partial C_2} - \frac{\partial^2 u}{\partial C_2^2} \frac{\partial u}{\partial C_1} > 0$

また、 $\frac{\partial C_1}{\partial L} = 1$ 、 $\frac{\partial C_2}{\partial L} = -(1+R)$ であるから、(2-2式)は負であることがわかる。よって、限界代替率は L の減少関数である。つまり、(2-1式)の左辺は L の減少関数である。

また、同様に、(2-1式)の左辺について、貸出約定金利 R についての減少関数であることを示すことができる。

以上より、(2-1式)で表される需要関数は、貸出約定金利に対する減少関数となる。即ち、貸出約定金利が上昇すれば、借入金に対する需要は減少する。下の図は、効用関数 $u(C_1, C_2)$ の無差別曲線と消費支出予算線の関係を示す。

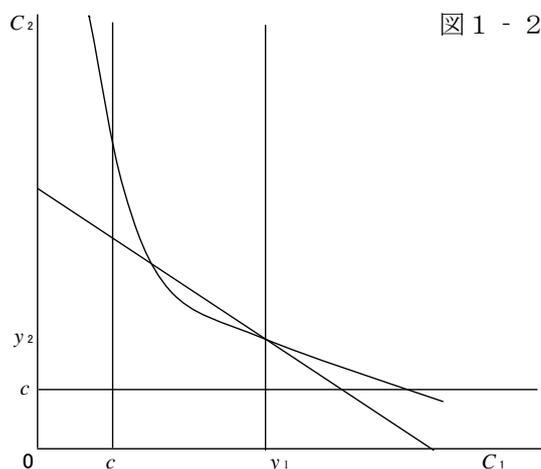
図1-1



(2) 2期目に大きい純所得 y_2 が得られ、かつ1期目に借入れを行わない場合

このケースは消費支出予算線が $(\max\{y_1, c\}, c)$ の右上方にある。この場合、 $y_1 > c$ であり、第1期の消費額 C_1 、第2期の消費額 C_2 について、 $C_1^* = y_1$ 、 $C_2^* = y_2$ が効用最大となる場合がある。ここでは(2-1式)を満足するとは

限らない。即ち、下の図1-2のように、内点解でなく、端点解となることがある。下の図は、 $C_1^*=y_1$ 、 $C_2^*=y_2$ 、即ち、 $L=0$ の場合。



(3) 2期目の純所得が少ないため、破産することを想定する場合

このケースでは、消費支出予算線が $(\max\{y_1, c\}, c)$ を通る、または、その左下にある場合となる。以下で、 $y_1 < c$ の場合と $y_1 > c$ の場合に分けて分析する。

(i) $y_1 < c$ の場合

この場合、第1期に借り入れを行っても、第1期、第2期ともに c より大の消費を行なうことはできない。一方で、第1期において最低消費額 c を消費しなければならず、借入額は貸出約定金利に無関係に $c - y_1$ であり、第2期には、 $(1+R)(c - y_1)$ を返済することはできず、破産する(消費額は c)。

(ii) $y_1 > c$ の場合

この場合、 $y_2 < c$ であるので、第2期には破産することになる。第1期には借り入れをしない。

以上の全ての場合を考慮して、借り手の需要関数は、貸出約定金利に対する減少関数となる。つまり、貸金市場での市場需要曲線は、貸出約定金利に対する減少関数となる。

2-2. 貸し手のモデル

貸金市場の貸し手のモデルについては、Stiglitz and Weiss(1981)などによって、銀行がこれから事業を行なおうとするリスク中立的な企業に無担保で融資する基本的なモデルが提示されている。ここでは、特に日本の貸金業者とその借り手に関する貸金市場の特性を考慮し、これらのモデル化をさらに精緻化する。借り手と場合と同様に、次のような2期間モデルを考える。貸し手(貸金業者)は第1期(今期)に借り手に $L \geq 0$ を貸出約定金利 R ($R > 0$)で貸し出す。貸出約定金利 R は貸金市場で決定され、貸し手はそれに従うしかないが、政府の上限金利規制により、 R は無制限に大なる値をとることはない。ここでは、 $0 < R < 1$ とする。貸し手は、借り手の第2期の純所得について確実には分からず、借り手の破産による貸し倒れリスクを負っている。借り手の第2期の純所得が最低消費額 c を下回るとき、借り手は破産し、貸し出した元本と利息は全く返済されない。また、借り手の第2期の純所得が最低消費額と貸し出した元本と利息の合計を下回れば、純所得から最低消費額を除いた額しか返済されない。一方、借り手は自らの第2期の純所得について知っている。したがって、借り手と貸し手の間には、著しい情報の非対称性が存在する。このような貸し倒れリスクを十分に考慮して、

貸し手は、借り手の第2期の所得についての確率分布を想定した上で貸出し額を決定する。貸し手は、借り手の第2期の純所得に対する確率分布を平均 μ 分散 σ^2 、密度関数 $f(y_2)$ の正規分布で想定しているとする。貸し手は借り手の第2期の純所得について個別の情報を持っていないため、一般的な人々の純所得の分布によって借り手の第2期の純所得を想定することとする。また、借り手に貸し出しを行なうときの費用について、外部資金市場からの調達金利を r とする。負債による借り入れ先としては、社債発行及び銀行からの借り入れによって行われる。また、貸出し額を L としたときの資金調達費用以外のエージェンシー・コスト等の諸費用を $C(L)$ とする。 $C'(L)$ と $C''(L)$ は十分小なる正の値で、 $0 < C'(L)$ 、 $C''(L) < 1$ と仮定する。

このときの貸し手(貸金業者)の利潤 Π は、次のように表される。

(2-3式)

$$\begin{aligned}\Pi &= \int_{-\infty}^c 0 \cdot f(y_2) dy_2 + \int_c^{c+(1+R)L} (y_2 - c) f(y_2) dy_2 + \int_{c+(1+R)L}^{\infty} (1+R)L f(y_2) dy_2 - (1+r)L - C(L) \\ &= \int_c^{c+(1+R)L} (y_2 - c) f(y_2) dy_2 + \int_{c+(1+R)L}^{\infty} (1+R)L f(y_2) dy_2 - (1+r)L - C(L)\end{aligned}$$

利潤最大化する貸出し額を決定するため、 Π を L で偏微分して0とおくと、

$$\begin{aligned}\frac{\partial \Pi}{\partial L} &= (1+R)^2 L f(c+(1+R)L) + (1+R) \int_{c+(1+R)L}^{\infty} f(y_2) dy_2 - (1+R)^2 L f(c+(1+R)L) \\ &\quad - (1+r) - C'(L) = 0\end{aligned}$$

これにより、次の式を得る。

$$(2-4式) \quad (1+R) \int_{\infty}^{c+(1+R)L} f(y_2) dy_2 + (1+r) + C'(L) = 0$$

貸し手は(2-4式)を満足するような L を貸し出す。

このように定まる最適貸出し額 L と貸出約定金利 R の関係を見るために(2-4式)を微分すると、次の(2-5式)となる。

$$(2-5式) \quad -\frac{dL}{dR} = \frac{\int_{\infty}^{c+(1+R)L} f(y_2) dy_2 + (1+R)L f(c+(1+R)L)}{(1+R)^2 f(c+(1+R)L) + C''(L)}$$

分母については、仮定より第2項が正となるため正の値をとる。

一方、分子については、正負を特定することはできない。分子を N とおくと、

$$(2-6式) \quad \frac{\partial N}{\partial R} = 2L f(c+(1+R)L) + (1+R)L^2 f'(c+(1+R)L)$$

ここで、 f は平均 μ の正規分布の密度関数であることを考慮に入れると、(2-6式)は常に正の値をとる。

よって、(2-5式)の分子の符号について次のようなことが言える。

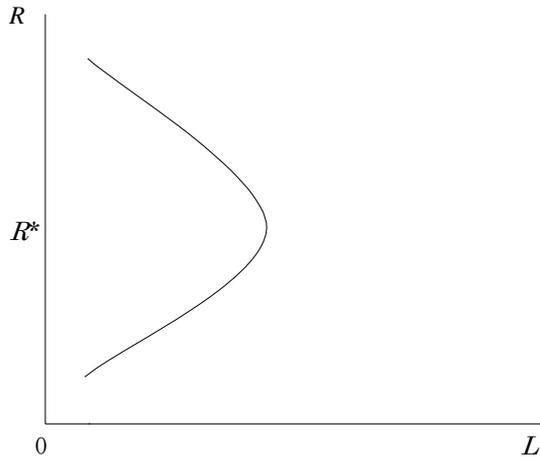
$$(2-7式) \quad \int_{\infty}^{c+(1+R)L} f(y_2) dy_2 + (1+R)L f(c+(1+R)L) = 0$$

を満たす R' に対して、

- (1) $R < R'$ となる R に対して、 N は負
 - (2) $R > R'$ となる R に対して、 N は正
 - (3) $R = R'$ となる R に対して、 N は0
- となる。

以上より、(2-4式)と(2-7式)を満たす貸出約定金利を R^* とすれば、貸し手の貸出し額は $R < R^*$ ならば増加し、 $R = R^*$ で反転し、 $R > R^*$ ならば減少に転じる。したがって、貸し手の供給曲線は、貸出約定金利の低い水準では右上がり、その後反転し、貸出約定金利の高い水準で右下がりとなる。即ち、後方屈折(backward bending)型の曲線となる。

図2



ここで、利潤最大化後の利潤，すなわち利潤関数 Π^* と貸出約定金利 R の関係を見ることにする。利潤関数 Π^* は下式で表される。利潤最大化条件(2-4)を満たす $L=L^*(R)$ とすると、

$$(2-8式) \quad \Pi^* = \int_c^{c+(1+R)L^*(R)} (y_2 - c) f(y_2) dy_2 + \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} (1+R)L^*(R) f(y_2) dy_2 - (1+r)L^*(R) - C(L^*(R))$$

利潤関数 Π^* を R で微分することにより、次式を得る。

$$\begin{aligned} \frac{d\Pi^*}{dR} &= ((1+R)L^*(R)) f(c+(1+R)L^*(R)) \left\{ L^*(R) + (1+R) \frac{dL^*}{dR} \right\} \\ &\quad + \left\{ (L^*(R) + (1+R)) \frac{dL^*}{dR} \right\} \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} f(y_2) dy_2 \\ &\quad - ((1+R)L^*(R)) f(c+(1+R)L^*(R)) \left\{ L^*(R) + (1+R) \frac{dL^*}{dR} \right\} \\ &\quad - (1+r) \frac{dL^*}{dR} - \frac{dC}{dL^*} \frac{dL^*}{dR} \\ &= \frac{dL^*}{dR} \left\{ (1+R) \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} f(y_2) dy_2 - (1+r) - \frac{dC}{dL^*} \right\} + L^*(R) \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} f(y_2) dy_2 \end{aligned}$$

(2-4式)より、上式の第1項は0となることから、

$$\frac{d\Pi^*}{dR} = L^*(R) \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} f(y_2) dy_2$$

この式の右辺の値は、 $L^*(R) > 0$ であれば、正となる。したがって、貸出しを行っている貸し手の利潤最大化後の利潤は、貸出約定金利が上昇すれば利潤を増加させることになる。逆に、下落すれば利潤を低下させることになる。

ここで、一般に、貸出約定金利が R_1 から $R_2 (R_1 > R_2)$ に下落したとする。その場合、貸出しを行っている貸し手の利潤は、以下の分だけ減少する。

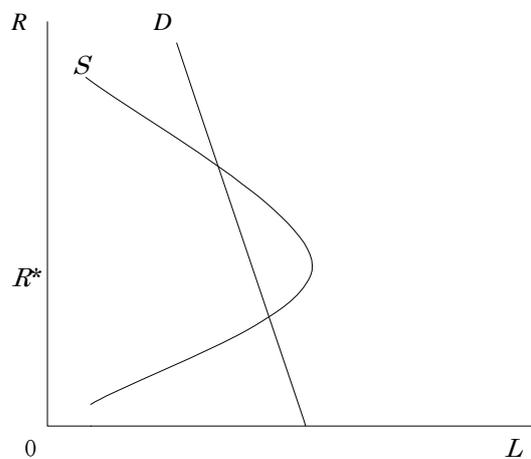
$$\begin{aligned}
 (2-9\text{式}) \quad & \int_{R_2}^{R_1} L^*(R) \int_{c+(1+R)L^*(R)}^{\infty} f(y_2) dy_2 dR = \int_{R_2}^{R_1} L^*(R) (1 - F(c + (1+R)L^*(R))) dR \\
 & = \int_{R_2}^{R_1} L^*(R) dR - \int_{R_2}^{R_1} L^*(R) F(c + (1+R)L^*(R)) dR
 \end{aligned}$$

貸し手が貸出しを行っているなら、この値は正である。よって、貸し手は貸出しを行うことによって必ず正の利潤を得る。

2-3. 貸金市場の均衡と仮説の紹介

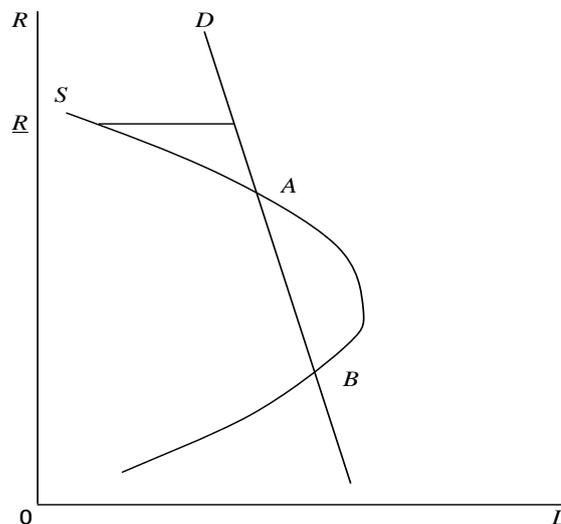
借り手の市場需要曲線と貸し手の市場供給曲線がわかったところで、貸金市場の均衡を考えてみる。貸金市場は下図のようになっていると考えられる。Dは貸金市場の市場需要曲線、Sは市場供給曲線である。

図3



ここで、本論文のモデルの特徴で指摘した、(1) 著しい情報の非対称性が存在する、(2) 貸金業者の貸出約定金利が上限金利規制水準に留まっている、(3) 貸金業者の貸出約定金利の水準は低下傾向にあるが、貸出額は減少していない、(4) 発生している超過需要が金利の引き下げにより解消されると考えられる、という現在の貸金市場の状況を考えてみる。

図4



ここでは、2つの市場均衡が生じる。高金利での市場均衡をA、低金利での市場均衡をBとすると、市場均衡Aは、ワルラス不安定な状態である。ワルラス安定な状態ならば、金利の上昇や下落によって市場均衡に

収束するが、このようなワルラス不安定状態であるAの近傍では、金利の上昇と下落によってAに向かって調整されることは無く、むしろAから発散し、均衡金利から離れていくことになる。貸金市場の需要曲線と供給曲線がこのような形状をしていることを前提とすると、政府の設ける上限金利規制水準 (R) がどの水準にあるかによって、状況は大きく異なってくる。場合分けすると、以下のようになる。

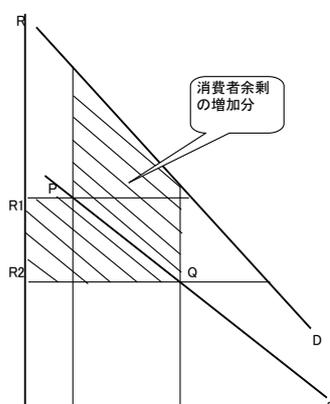
- (1) 上限金利規制水準 (R) が均衡Aの金利水準を上回る場合
市場で実現する金利水準は上限金利規制水準に一致し、需要量が供給量より多い超過需要が発生する。供給曲線は金利に対して減少関数の状態にある。上限金利規制水準が引き下げられると、社会的余剰は増加する。
- (2) 上限金利規制水準 (R) が均衡Aの金利水準とBのその中間にある場合
市場で実現する金利水準は、市場の金利の上昇や下落によって市場均衡に収束するワルラス調整により、均衡Bの金利水準まで低下する。この場合には均衡Bが達成され、需要量と供給量が一致し、上限金利規制の意義はない。
- (3) 上限金利規制水準 (R) が均衡Bの金利水準を下回る場合
市場で実現する金利水準は上限金利規制水準に一致し、需要量が供給量より多い超過需要が発生する。供給曲線は金利に対して増加関数の状態にある。上限金利規制水準が引き下げられると、社会的余剰は減少する。
- (4) 上限金利規制水準 (R) が均衡Aの金利水準に一致する場合、またはBの金利水準に一致する場合

先に述べたように、貸金市場の現状では、貸金業者の貸出約定金利が上限金利規制水準に留まっており、貸出約定金利の水準は低下傾向にあるが、貸出し額は減少しているわけではなく、そのような現状で超過需要が発生している、と考えられる。実際の貸金業者の貸出金利と貸出額の関係を示している図6を考慮に入れば、貸金市場で実現している現状は、均衡状態にはなく、金利低下によって供給は増加し（即ち、供給曲線が減少関数）、金利水準が上限金利規制水準に留まっている状態である。この現状を最も適切に説明していると考えられるのは、先のケースのうち、(1)上限金利規制水準がAの均衡金利水準を上回る場合である。この場合、現状が上限金利規制水準の状態にあれば、市場での金利変動によって市場均衡への収束はなされない。即ち、ワルラス調整メカニズムは機能せず、発散上限である上限金利水準で留まることになる。また、この状態における供給曲線が右下がりであるため、貸金業者に対する上限金利規制によって、規制を受けない代替的産業であるクレジットカード会社などのノンバンクで貸出約定金利低下が起これば、ノンバンク業界全体でみると貸出し額の増加が起きることになる。そして、上限金利規制の下でも超過需要が発生している。

また、図4から分かるように、供給曲線が右下がりかつ超過需要が発生している状況では、上限金利規制の水準が引き下げられ、均衡の金利水準に近づくほど、社会的余剰は増加することになる。これを確かめるため、上限金利規制の水準が R_1 から R_2 ($R_1 > R_2$)に引き下げられたとする。その場合、貸金市場の生産者余剰は、(2-9式)で示された個別企業の生産者余剰減少分を市場に存在する企業の数だけ加えただけ減少する。

一方、消費者余剰は上限金利規制の水準が引き下げられると、図5で表されるように、斜線部分が増加する。そして、この増加分は、 $\int_{R_2}^{R_1} L^*(R)dR$ を企業の数だけ加えたものとして表される R_1PQR_2 の面積分を含んでいる。したがって、消費者余剰の増加分が生産者余剰の減少分を上回り、社会的余剰は増加する。

上限金利下げによる消費者余剰の変化(増加分) 図5



以上より、上限金利規制水準が均衡金利水準を上回る場合には、上限金利規制水準を引き下げる政策が望ましいということになる。以上のようなモデルによって、これまで十分に解明されてこなかった、無担保融資を行なう貸金業者の貸金市場をうまく説明することができ、上記の理論モデルから以下の仮説を提示することができる。

仮説1：情報の非対称性が大きく、貸し手側にとって極めて貸し倒れリスクが大きいため、現在の金利水準では貸出し供給曲線は右下がりである。(換言すれば、貸出額と貸出し約定金利の間には負の関係が存在しており、貸金市場はワルラス不安定な状態にあるため、均衡金利に近づく調整メカニズムは働かない。)

仮説2：現在の貸金市場においては、上限金利規制のため、横並びに貸し出し金利が設定されており、超過需要が発生している。(換言すれば、貸出供給曲線が需要曲線に比べて傾きが急であり、上限金利規制の引き下げにより、超過需要が減少傾向につながる。)

市場均衡金利水準より金利の高い上限金利水準に留まっているこの状態では、社会的余剰は最大化されていない。上限金利水準を引き下げることにより、消費者余剰と生産者余剰の和である社会的余剰の増加が見込まれる。したがって、この状態では、現在の上限金利規制はさらに引き下げるのが望ましい政策である、ということになる。

なお、以上のモデルにおいて導かれる貸出供給曲線は、貸し手である貸金業者が借り手の第2期の所得についてどのような信念を持っているかについて大きく依存する。借り手の第2期の所得について非常に悲観的で、貸し倒れる可能性が極めて高い、という信念を持っている場合には、市場に十分な供給が行われず、需要曲線との交点が存在しないという場合もありうる。この場合においても、現在の金利水準で供給曲線が右下がりの状態にあるならば、先の結論は不変である。

本論文では以上の理論的な背景に基づき、次節以降で貸金業者の貸出し環境の分析を行なう。本論文の推計では、貸出しに対するトービン q やエージェンシー・コストを表す変数の影響を加味した分析を行なうことで、正の貸出し機会に対して貸出しが行われているか、資本構造の影響が存在するかについても観察する。情報の非対称性がある場合、資金調達構造によって企業価値や資金調達コストが影響を受けることが知られており、資金調達構造は貸出額に大きな影響を及ぼすと考えられ、資金調達構造が、情報の非対称性の程度を表す代理変数として考えることが可能である。資金調達構造をあらゆる代表的な変数としては内部資金(キャッシュフロー)と負債比率があげられ、これらの変数の融資への影響についても考慮している。

次節以降では、具体的手順としてまず、市場が不均衡であるかどうか、さらに貸出の需要・供給という概念を明示的に表現して分析することにしよう。その上で上限金利規制に影響を受けた貸出しがされているのかについても触れ、仮説と目的、推計モデル、データセットを示した上で、推計結果について順次説明を行なう。

3. 実証分析

3-1. サンプルの抽出

貸金業者とは、証券会社、保険会社を除いた預金等を受け入れないで与信業務を行なう金融業である。具体的には、その他の金融業に該当する企業の中の、消費者向無担保貸金業者⁶、消費者向有担保貸金業者、消

⁶消費者信用のうち、個人への金銭の貸付(小口融資)のことを消費者金融と呼ぶ。その特徴は、一般の個人に対する無担保での融資事業を中心とする貸金業の業態である。

費者向住宅向貸金業者、事業向貸金業者、手形割引業者、リース会社、クレジット会社、信販会社、流通・メーカー系会社、建設・不動産業、質屋がその主たるものとあげられる。

本論文では、貸金業者の財務情報をもとに貸金市場の需給バランスを判断するため、出資法の上限金利規制の引き下げ対象となった消費者金融と事業者金融のみならず、クレジット会社、信販会社、流通・メーカー系会社の販売信用をその対象企業とし、サンプルとして選択する⁷。ただし、質屋は担保(質草)を取って金銭を貸し付ける業態であるが、貸金業法ではなく「質屋営業法」に基づく業態のため、貸金業には該当しない。また、建設・不動産業、リース会社は、担保融資を専門に行っている貸金業者で、本論文のモデルで考察している無担保で融資している貸金業者とは性格を異にするため、標本から外した。その結果、上記の期間に上場している貸金業者は最大20社(そのうち消費者金融会社は9社)で、また対象期間は1996年以後2006年までの11年間であり、このサンプル数は表1に示している⁸。

データの出所は東洋経済新報社の「財務CD-ROM」をもちいた。なお、自社グループ(自社と自社の支配・影響が及ぶ会社)の全体像を把握する必要があるため、財務データについては単独ではなく、連結ベース値を用いている⁹。また、一部データの補足あるいは確認のためeol社のDB Tower Serviceを用いた。こうした作業を通して、当時上場していない、あるいは営業貸付金、営業貸付金利息等の情報が有価証券報告書で公表されていないなどの理由で情報を入手できなかったものについては、標本から除外した。また、企業が上場廃止になるとその企業のデータは得られなくなるので、ある経済主体*i*について一部の時点*t*のデータが欠如しているアンバランスなパネル・データ(unbalanced panel data)が作成された¹⁰。

表1:貸金業者の分類

| 年度 | 消費者金融の企業数 | 消費者金融と事業者金融の企業数 | 貸金業者全体の企業数 |
|------|-----------|-----------------|------------|
| 1996 | 5 | 8 | 15 |
| 1997 | 8 | 10 | 18 |
| 1998 | 8 | 10 | 18 |
| 1999 | 9 | 12 | 20 |
| 2000 | 9 | 12 | 20 |
| 2001 | 9 | 12 | 20 |
| 2002 | 9 | 12 | 20 |
| 2003 | 9 | 12 | 20 |
| 2004 | 9 | 12 | 20 |
| 2005 | 9 | 12 | 20 |
| 2006 | 9 | 11 | 19 |
| 合計 | 93 | 123 | 210 |

その結果、上限金利引下げの対象となった事業者・消費者向け貸金業者のサンプル企業数が最大12社残った¹¹。そして、直接的規制の引き下げの影響を受けない企業をも含めたサンプルは合計最大20社抽出された。全体として、標本の内訳では、消費者向け貸金業者が過半数を占めていることがわかる。

また、図8の消費者向けの貸金業者の平均貸出金利を見る限り、出資法の上限金利が29.2%に引き下げられた時期(本研究だと2000年6月が該当)に、業者は一斉に金利の引き下げを行っておらず、引き下げの決定を見越してそれよりも先に引き下げを行っている。したがって、金利引下げ政策の効果は金利の引き下げの時期に直結しているわけではないことが金利の推移をみればわかる¹²。しかも、2004年までは出資法の上限金利を少し下回る水準で推移しているが、標準偏差は0.017と極めて小さく、ほとんどの金融会社の貸付金利は上限金利に張り付いているようにみえる(表2-a及び図7を参照)。もっとも、みなし弁済に関して消費者団体のグレーゾーン撤廃を求める動きやさらに業界の再編成を受けてようやく、2005年以降徐々に下降を辿ってい

⁷貸与資産の所有権を保有しているため、無担保融資を行なう企業に該当しないという理由で、建設・不動産業、リース会社、ベンチャーキャピタルを対象から除外した。

⁸消費者金融大手アコム、プロミス、三洋信販が東証に上場した年は1994年で、武富士に至っては1998年である。そのため、本研究の分析対象は比較的規模の大きい企業に偏ってサンプルが選択されており、対象期間も90年代後半以降となる。

⁹ただし、トービン*q*を求めるときに用いる時価総額については単独ベース値しか公表されていないため、この変数については単独値を用いている。

¹⁰全ての経済主体*i*について全ての時点*t*のデータが揃っているとき、これをバランスしたパネルデータ(balanced panel data)という。

¹¹事業者金融であるロプロ、SFCG、イッコーを除き、消費者金融会社は、消費者向けのみならず、事業者向けの貸出も行っている企業が多い。だが、そのほとんどが消費者向けの貸出で、営業内訳をみると貸付高の8割以上を消費者向けで占めるため、本論文では消費者金融として扱う。ただ例外として、シンキは事業者向けの割合の方が大きいため、事業者金融として定義した。

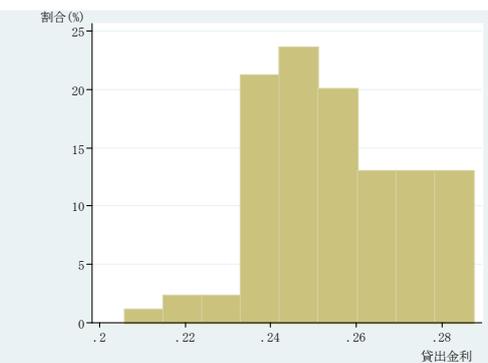
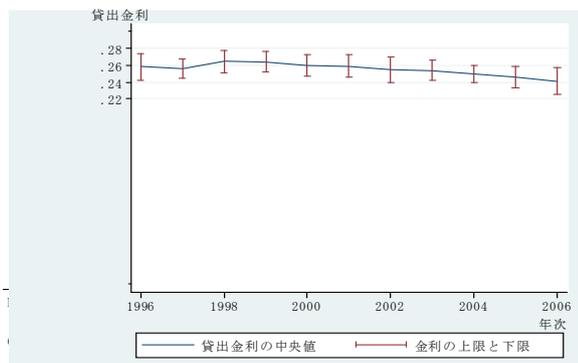
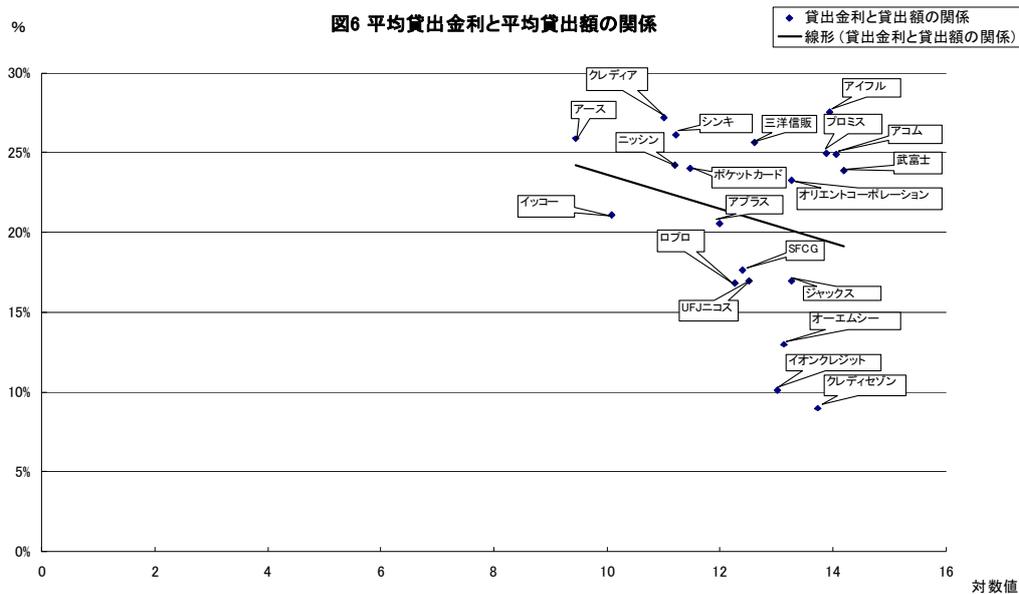
¹²1996年9月3日の日経流通新聞によると、8月30日に株式を店頭公開したばかりの消費者金融最大の武富士の社長は98年度末までに現在、27.375%の貸出上限金利を、23%台まで引き下げると公約している。

るが、それでも依然として利息制限法の定める上限金利20%より遥か上を推移している¹³。貸出高についても同様に金利の引き下げの前後で顕著に相違が見られるようには思えない¹⁴。しかし、出資法の上限金利規制の引き下げは、必然的に規制の対象となっていないクレジットカードや信販会社を含めたノンバンク全体の貸出金利について影響を与え、金利の改定をしない企業は相対的に割高と判断され顧客層離れが起こりうるため、顧客を繋ぎ止めるためにも金利の引き下げに踏み切る企業が出てくることを予想させる¹⁵。つまり、上限金利規制の引き下げは、その対象が消費者金融だけでなく、クレジットカードや信販会社を含めたノンバンク全体へ貸出金利引下げの影響を与えることになる¹⁶。

図6: 平均貸出金利と平均貸出額の関係

図7: 消費者向け貸金業者の貸出金利のヒストグラム

図8: 消費者向け貸金業者の貸出金利の推移



%)の2つがある。そ認められるみなし弁済

に振り分けているため、20%~29.2%のグレーゾーンで貸出金利が推移しているように見える。

¹⁴1997年~1998年にかけて山一証券、三洋証券、北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行が経営破綻するなどの金融ショックの影響があったため、個人及び企業は資金繰りが苦しくなり、一時的に資金の提供を貸金業者に求める傾向が強い背景があった。それが原因で、この時期だけ貸出額が他の時期に比べ増加していることが読み取れる。

¹⁵信販会社などのショッピングクレジット(個品割賦)の長期回数支払で利息制限法を超える金利であっても、割賦販売法が適用される為、貸金業法・利息制限法などの規制は一切受けない。しかし、金融庁の公表している「貸金業者各実態の貸付金残高の推移」をみると、消費者金融に加え事業者金融及びクレジット会社を含めた貸金業者全体での貸付残高は、上限金利規制改正の2001年移行は増加傾向にある。

¹⁶さらに、規制の引き下げの対象となった企業のうち、不祥事を起こしたことがある貸金業者とそうでない貸金会社という比較を行い、貸出しとその貸出金利に違いがあるのかに注目してみた。だが、貸出し金利の平均値が不祥事を起こした貸金業者は約24.2%であるのに対し、それ以外の貸金業者は約23.7%であり、 χ^2 検定を行ってみたところ、貸出金利に統計的に有意な差を導くことができなかった。不祥事を起こしたからといって貸出し金利が必ずしも高いとはいえない。むしろ、不祥事が起こることで社会的非難を受け止めて貸出し金利の引き下げに踏み切ったように見える。このように両者に差があることが確かめられなかったため、本論文においては不祥事を起こしたか否かで分類するのをやめて同様に扱うことにした。

表2は、ノンバンク全体と上限金利引下げの対象となった金融会社と消費者向けの消費者金融会社の記述統計量をそれぞれ表している¹⁷。たとえば、規制の引き下げの対象となった企業とそうでない企業とを比較すると、貸出し金利の平均値は、引き下げの対象となった貸金業者は約24%であるのに対し、それ以外の貸金業者と比較するため、データの分布形態を問わず、対応のある2群の検定ができるWilcoxon rank-sum testを行ってみたところ、統計的に有意にマイナスの値が得られており、貸出金利が他のグループに比べ高いことがわかる。一方、貸出高については統計的にプラスに有意な差が得られており、規制の対象となった企業の貸出高は市場の中でも多くないことがわかる。

さらに、規制の引き下げの対象となった企業のうち消費者向けの貸金業者については貸出し金利の平均値は約25.7%であり、Wilcoxon rank-sum testの結果、統計的にプラスに有意な差が得られており、事業者向けの貸金業者の貸出し金利に比べ、貸出金利は高いことがわかる。また、貸出高についても両者には差があり、消費者向けの貸出高は比較的大きいことがわかる。これより、出資法の定める29.2%水準から利息制限法の定める上限金利20%にまで金利を下げる2006年の法改正の対象が、利息制限法の定める上限に近い金利水準で貸出している事業者向けではなく、消費者向けの貸金業者にあることが容易に予想できる。

そこで、以下では規制の引き下げの対象となった企業、とりわけ消費者向け貸金業者について説明変数の平均値と標準偏差を確認することにより、消費者向け貸金業者の財務状態を述べておく。先ほど触れた貸出金利以外の変数の説明をしてゆくと、消費者向けの貸金業者の内部留保(キャッシュフロー)と現在の収益性を表す総資産利益率(ROA)のそれぞれの平均値はそれ以外の標本に比べ著しく高い傾向にある。また、負債比率、外部からの借入れ金利、社債発行利回りも有意に低いことがわかる。もっとも、将来の成長機会の大きさを示すトービンqは貸金業者全体の中でも大きい値をとっておらず、その差は見当たらないものの、全般的に見て消費者向けの貸出額が伸びる条件をほぼ満たしている。こうした点からも、この上限金利規制の引き下げの狙いは、同業種の他の企業に比べ業績が好調である貸金業者の貸出金利を引き下げさせても、貸出が落ち込み、企業の業績がことさら悪化することはないであろうことを予想した政策の一環であったと考えられる。

次に、消費者向け貸金業者だけでなく、同様に出資法の上限金利規制の引き下げの対象となった事業者向け貸金業者を含めて標本を広げてみたところ、上記の特徴が見られなくなった。負債比率、借入れ金利、社債発行利回りも有意に高く資金調達コストが増加するため、外部からの資金調達面での制約の影響を強く受けることになり、規制の対象外の企業と同様、貸出しを減少させる可能性が高い。それにも関わらず、金利規制引き下げの対象外の企業に比べ貸出額が依然として多いのは、資金調達コストが下がった影響があげられるかもしれない。たとえば、社債利回りが0.01であり、従来からの銀行借入れに比べ資本コストがかなり低くなっている。また、1999年にノンバンク社債法の制定があったことで、銀行借入れよりも低い利率で資金調達ができるようになったことで、過少貸出しの問題が緩和されたのではないかということが伺えることがわかる¹⁸。これらの各変数間の相関については、vif検定より一部の変数を除いて主要な説明変数との多重共線性の可能性は非常に低いため、見せかけの相関の心配はほとんどない。よってこれらの年次データをパネル・データにして用いて分析する¹⁹。

表2:貸金業者全体の基本統計の概略

¹⁷基本統計量を見る限り、貸出高がノンバンク全体の中で事業者・消費者向けの消費者金融会社が極めて大きいとは言い切れないため、規制の引き下げの対象となった企業だけを対象とするのでは貸金市場全体の動向を語ることは困難である。

¹⁸たとえば、1995年にアコムが消費者金融としてはじめてCPの許可が下りている。

¹⁹負債比率についても本来は負債比率の2乗項を加味したいところだが、負債比率と相関が高いため、本論文では説明変数の候補から外すことにした。また、短期借入金、一年以内借入金、長期借入金については相関係数をみると0.9と高いので、これらの変数については取り扱いに注意した。具体的には、3つの変数の中からひとつずつ選択して3通り推定しているが、推定結果はほとんど変わらなかったため、紙面上の都合、銀行からの借入れ利回りは、長期借入れを説明変数に加えた結果しか記載していない。

| | Obs | Mean | Std. Dev. | Min | Max | vif検定 |
|-----------|-----|--------|-----------|---------|---------|-------|
| 貸出額 | 210 | 12.479 | 1.306 | 9.236 | 14.385 | |
| 貸出し金利 | 210 | 0.209 | 0.061 | 0.075 | 0.304 | 1.75 |
| ROA | 210 | 1.379 | 3.616 | -26.534 | 7.219 | 8.87 |
| キャッシュフロー | 210 | 0.080 | 0.352 | -3.320 | 0.526 | 6.84 |
| トーピンq | 142 | 1.157 | 0.308 | 0.617 | 2.274 | 1.76 |
| 負債比率 | 208 | 51.886 | 16.506 | 18.144 | 90.157 | 1.8 |
| 不良債権比率 | 200 | 0.039 | 0.037 | 0.002 | 0.394 | 1.52 |
| 短期借入れ金利 | 210 | 0.011 | 0.012 | 0 | 0.053 | |
| 一年以内借入れ金利 | 210 | 0.014 | 0.014 | 0 | 0.054 | |
| 長期借入れ金利 | 210 | 0.013 | 0.012 | 0 | 0.054 | 2.64 |
| 社債利回り | 207 | 0.010 | 0.012 | 0 | 0.04665 | 2.27 |
| CP利回り | 206 | 0.003 | 0.007 | 0 | 0.0463 | 1.55 |
| 上限金利 | 210 | 0.567 | 0.497 | 0 | 1 | 6.55 |
| GDP | 210 | 13.142 | 0.036 | 13.100 | 13.215 | 2.29 |

(注意)
 貸出額: 貸出額の対数値
 貸出し金利: 営業貸付金利息÷営業貸付金
 ROA(%): 当期利益÷総資産×100
 キャッシュフロー: (当期利益+減価償却費)÷売上高
 トーピンq: (株式時価総額+負債簿価総額)÷簿価上の総資産額
 負債比率(%): 負債総額÷総資産額×100
 不良債権比率: 貸倒損失金額÷貸出額
 金利、利回りについては社債明細書、借入金明細書に記載している平均利率(最終利回り)を指す。
 上限金利: 2000年までは0、それ以降は1というダミー変数
 GDP: log(GDP)

表2-a: 消費者金融の基本統計の概略

| | Obs | Mean | Std. Dev. | Min | Max | Wilcoxon |
|-----------|-----|--------|-----------|--------|--------|----------|
| 貸出額 | 93 | 12.446 | 1.616 | 9.236 | 14.385 | 3.25 |
| 貸出し金利 | 93 | 0.255 | 0.017 | 0.206 | 0.287 | 5.62 |
| ROA | 93 | 2.895 | 1.926 | -9.370 | 7.219 | 3.277 |
| キャッシュフロー | 93 | 0.163 | 0.083 | -0.371 | 0.331 | 2.91 |
| トーピンq | 65 | 1.148 | 0.292 | 0.617 | 1.958 | -0.271 |
| 負債比率 | 91 | 53.016 | 12.962 | 31.084 | 90.157 | 1.675 |
| 不良債権比率 | 93 | 0.045 | 0.022 | 0.009 | 0.098 | 2.231 |
| 短期借入れ金利 | 93 | 0.009 | 0.010 | 0 | 0.041 | -3.389 |
| 一年以内借入れ金利 | 93 | 0.011 | 0.012 | 0 | 0.038 | -3.548 |
| 長期借入れ金利 | 93 | 0.011 | 0.011 | 0 | 0.038 | -2.438 |
| 社債利回り | 93 | 0.012 | 0.013 | 0 | 0.047 | -0.586 |
| CP利回り | 90 | 0.003 | 0.006 | 0 | 0.039 | 0.057 |

Wilcoxon rank-sum testは上記の標本とそれ以外の標本に有意に差があるか否かを検定したものである

表2-b: 消費者金融と事業者金融の基本統計の概略

| | Obs | Mean | Std. Dev. | Min | Max | Wilcoxon |
|-----------|-----|--------|-----------|---------|--------|----------|
| 貸出額 | 123 | 12.242 | 1.552 | 9.236 | 14.385 | 8.9 |
| 貸出し金利 | 123 | 0.240 | 0.042 | 0.099 | 0.304 | 2.247 |
| ROA | 123 | 2.078 | 4.033 | -26.534 | 7.219 | 7.353 |
| キャッシュフロー | 123 | 0.102 | 0.359 | -3.320 | 0.350 | 3.913 |
| トーピンq | 82 | 1.168 | 0.356 | 0.617 | 2.274 | 0.124 |
| 負債比率 | 121 | 54.736 | 14.130 | 30.658 | 90.157 | 3.042 |
| 不良債権比率 | 123 | 0.042 | 0.026 | 0.002 | 0.140 | 1.2386 |
| 短期借入れ金利 | 123 | 0.013 | 0.013 | 0 | 0.053 | 2.168 |
| 一年以内借入れ金利 | 123 | 0.016 | 0.015 | 0 | 0.054 | 1.729 |
| 長期借入れ金利 | 123 | 0.014 | 0.013 | 0 | 0.054 | 1.775 |
| 社債利回り | 121 | 0.013 | 0.013 | 0 | 0.047 | 5.16 |
| CP利回り | 120 | 0.003 | 0.006 | 0 | 0.039 | -0.4032 |

Wilcoxon rank-sum testは上記の標本とそれ以外の標本に有意に差があるか否かを検定したものである

3-2. 用いる推計式と検定方法

不均衡分析の特徴は貸出しの需要・供給関数の推定を通じて市場の不均衡状態を定量的に把握し、かつ貸出し均衡金利を導出できる点にある。ここではまず、Fair and Jaffee(1972)とMaddala and Nelson(1974)に倣い、不均衡市場の需要関数と供給関数の定式化とその推計方法について順次説明する。(3-1-1式)と(3-1-2式)はそれぞれ、貸金市場における供給関数と需要関数を定義している。

$$(3-1-1式) L_{i,t}^S = \alpha_1 R_{i,t} + \sum_{j=2}^N \alpha_j X_{i,t} + \varepsilon_{i,t,1}$$

$$(3-1-2式) L_{i,t}^D = \beta_1 R_{i,t} + \sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} + \varepsilon_{i,t,2}$$

$L_{i,t}^S$ は貸出額、 $L_{i,t}^D$ は借入額、 $R_{i,t}$ は貸出約定金利(利子率)、 $X_{i,t}$ と $Z_{i,t}$ は、金利以外の貸出額を説明するコントロール変数であり、成長機会、エージェンシー・コスト、金利規制(2000年までは0、それ以降は1というダミー変数)、資金調達コスト、景気動向(GDPの対数値)、1期前の貸出額等を指す²⁰。また、誤差項 $\varepsilon_{i,t,1}$ 、 $\varepsilon_{i,t,2}$ はそれぞれ個別効果と時間効果と真のショック、すなわち、 $a_{i,1}$ と $a_{i,2}$ 、 $d_{i,1}$ と $d_{i,2}$ 、 $u_{i,t,1}$ と $u_{i,t,2}$ に分解できるが、以下の式展開では、簡略化のため $\varepsilon_{i,t,1}$ と $\varepsilon_{i,t,2}$ で表記してゆく。

需要と供給を均衡させる利子水準は(3-1-1式)と(3-1-2式)から次のように求めることができる。

$$(3-2式) R_{i,t}^* = \frac{1}{\alpha_1 - \beta_1} \left[\sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} - \sum_{j=2}^N \alpha_j X_{i,t} + \varepsilon_{i,t,2} - \varepsilon_{i,t,1} \right]$$

次に、現実の利子率決定式を以下の部分調整モデルに従っていると仮定する。たとえば、Jaffee and Modigliani (1969)のいう不均衡信用割当は、利子率が即座に均衡水準まで動かないことから生じる現象として扱っている。このような現象が起きているかどうかは、不均衡分析を適用することによって知ることができる。

$$(3-3式) R_{i,t} = \mu_i R_{i,t-1} + (1 - \mu_i) R_{i,t}^* \quad \text{ただし、} 0 < \mu_i < 1$$

ここで、 μ_i は利子調整速度、 $R_{i,t}^*$ は今期の均衡利子率である。すなわち、(3-3式)は今期の利子率が、前期の実績水準と今期の均衡水準の加重平均であると仮定している。もし $\mu_i = 0$ であれば、利子率が十分に伸縮的で市場の需給は常に均衡していることになる。他方、 $\mu_i = 1$ の場合は利子が完全に硬直的で、ある一定の水準から動かないことを意味している。すなわち、金利が完全に伸縮的でないとするなら、需要と供給が一致する保証はなく、市場は少なくとも一時的な不均衡下にあるといえる。すなわち、市場が超過需要あるいは超過供給であるかの判断を助ける利子率の変化の情報とその調整速度が、以下で示す関数型の推定と均衡仮説の検定の上で重要となる。

次に、誘導型による均衡仮説の検定方法と構造型による推定方法についてみてゆく。誘導型とは、内生変数である利子率、貸出高を先決変数である外生変数と先決内生変数(内生変数の前期の項)と誤差項で説明しようとするデータ主導の方法である。ただし、連立方程式の解が一意的に定まるかどうか、あるいは複数の解があるか、または解を求めることができないという識別性の問題が付随してくる。一方、構造型とは、効用関数や利潤関数に基づいて消費者や企業の意思決定の最適化行動を導出したもので、(3-1-1式)及び(3-1-2式)のように、供給関数、需要関数についてそれぞれ説明したものである。

需給モデルから解かれた均衡利子率(3-2式)を利子調整式(3-3式)に代入すると、利子率が先決変数のみで記述される誘導型が導かれる。

$$(3-4式) R_{i,t} = \mu_i R_{i,t-1} + \frac{1 - \mu_i}{\alpha_1 - \beta_1} \left[\sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} - \sum_{j=2}^N \alpha_j X_{i,t} + \varepsilon_{i,t,2} - \varepsilon_{i,t,1} \right]$$

²⁰内部資金と金利の情報から、資産の長期的資本構成が計算できるはずであるが、本論文が目指す短期的な調整過程においては、前期の実際の資産構成がどのようなものであったかということも重要な決定要因となるであろう。そこで、1期前の貸出額をも説明変数に含めることにする。

この誘導型においては、最小二乗法によって μ_i の推定値を得て、通常の t 検定により均衡仮説 ($\mu_i = 0$) の統計的検定が可能になる。ただし、この誘導型の (3-4式) を推定しただけでは、需要関数や供給関数の係数がわからないという問題が残る。そこで以下ではこの問題点を解決するため、構造型における推定方法について説明する。

一方、構造型の係数推定をする際、まず均衡利子率 (3-2式) と利子調整式 (3-3式) を使って、需要関数と供給関数を観察可能な変数のみで貸出額を書き表すことにする。利子率を説明した誘導型では、貸出高が表面に出てこなかったため、ショートサイド原則を明示的に扱わなくてよかったが、構造型で貸出額を説明する場合、貸金市場において超過需要あるいは超過供給が起こっているのかを説明するには、ショートサイド原則 $L_{i,t} = \min[L_{i,t}^S, L_{i,t}^D]$ が必要となり、これを用いると次のようにと表される。

たとえば、実際の貸出額 $L_{i,t}$ が貸出供給関数 $L_{i,t}^S$ と等しい超過需要が起こっている場合 ($L_{i,t} = L_{i,t}^S$) を考えてみる²¹。右辺に $L_{i,t}^D - L_{i,t}^D (=0)$ を加え、 $L_{i,t} = L_{i,t}^D - (L_{i,t}^D - L_{i,t}^S)$ であることを考え、まず右辺の第二項についてのみ需給の説明変数を明示して表せば、 $L_{i,t} = L_{i,t}^D - [\sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} - \sum_{j=2}^N \alpha_j X_{i,t} + \varepsilon_{i,t,2} - \varepsilon_{i,t,1}] + (\alpha_1 - \beta_1) R_{i,t}$ と書くことができる。次に (3-2式) を用いると超過需要時の貸出供給関数は以下のように表される。

$$(3-5式) \quad L_{i,t} = L_{i,t}^D - (\alpha_1 - \beta_1) R_{i,t}^* + (\alpha_1 - \beta_1) R_{i,t} = L_{i,t}^D - (\alpha_1 - \beta_1) (R_{i,t}^* - R_{i,t})$$

さらに、(3-3式) を $R_{i,t}^* - R_{i,t} = \frac{\mu_i}{1 - \mu_i} (R_{i,t} - R_{i,t-1})$ と変形して (3-5式) に代入すると

$$(3-6式) \quad L_{i,t} = L_{i,t}^D - \frac{\mu_i}{1 - \mu_i} (\alpha_1 - \beta_1) (R_{i,t} - R_{i,t-1}) \\ = \beta_1 R_{i,t} + \sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} - \frac{\mu_i}{1 - \mu_i} (\alpha_1 - \beta_1) (R_{i,t} - R_{i,t-1}) + \varepsilon_{i,t,2}$$

を得ることができる。この場合、貸金市場においては超過需要が発生しているため、(3-6式) には $R_{i,t} - R_{i,t-1} \geq 0$ の場合は $L_{i,t}$ が減少するという条件が付随し、また、 μ_i が正であることに注意すると、第三項はマイナスの符号が予想される。したがって、貸出金利の変化分の係数値がプラスに出ていれば、推定した α_1 は β_1 より大であり、これより (3-1-1式) の貸出供給関数の係数値が (3-1-2式) 貸出需要関数より大きいということがわかる。

しかし、(3-4式) を参照するとわかるが、 $R_{i,t}$ は誤差項 $\varepsilon_{i,t,2}$ で説明される形を取っているため、 $R_{i,t}$ と $\varepsilon_{i,t,2}$ の間には相関がある恐れがある ($\text{cov}(R_{i,t}, \varepsilon_{i,t,2}) \neq 0$)。したがって、構造型で推定する場合において $R_{i,t}$ のような内生変数にかかる係数は同時方程式バイアスの存在の問題が残るため、そのバイアスを避けるため、通常は操作変数を用いて推定しなければならない²²。さらに、供給関数を説明する際、(3-1-1式) 右辺に自己ラグ項

²¹この場合は、図4で説明した市場均衡をAを上回る水準 $R_{i,t} \geq R_{i,t}^*$ を想定した定式化である。

²²内生性バイアスを取り除くという点については、両辺を一階の階差をとれば、固別効果は消去されてしまう。そこで、有効ではないが一致推定を満たす Anderson and Hsiao(1981)が主張する操作変数法を利用する。

$L_{i,t-1}$ が含まれている場合は $a_{i,t}$ に依存する(誤差項 $\varepsilon_{i,t}$ の個別効果を表す $a_{i,t}$ との右辺の変数との間に相関がある)ため、必ず個別効果 $a_{i,t}$ と相関を持つ($\text{cov}(L_{i,t-1}, a_{i,t}) \neq 0$)。そこで本論文では、これらの問題を解決するため、自己ラグ項と個別効果から生じる問題についてはダイナミックGMMといわれる手法を用いることにより、ダイナミックGMM の一つであるArellano-BondのGMM推計を用いて推定する(Hayashi(2000)の第三章を参照)²³。その際、一期前の $R_{i,t}$ と $X_{i,t}$ の一部の変数(ROA, 負債比率)についても先決性を仮定し、(3-1-2式)の需要関数にある変数(不良債権比率、GDP)共々操作変数として用いた²⁴。これは、供給関数に含まれない需要関数を説明していた $Z_{i,t}$ を加えることで、貸出高の変化が供給側と需要側のどちらに起因するのかを識別するためである。

供給関数の推計にあたり本論文では、多くの先行研究と同様にトービンqを主要な説明変数とし、それに信用制約をあらわす変数として、内部資金、負債比率を追加した推計式を用いる。また、貸出し機会をトービンqでコントロールした上で、内部資金や負債などのエージェンシー・コストに関連する変数に、貸出しが影響を受けるかを識別する。また、供給関数を求める際に、通常、金利は資金調達金利と貸出し金利の利ざやが代理変数として用いられているが、本論文ではそれを別々に分けて推定を行っている。貸出額、貸出し金利、これらを説明する $X_{i,t}$ 、 $Z_{i,t}$ の各変数の意味及びその定義は次のようにまとめている。

貸出し金利：営業貸付金利利息/営業貸付金残高 ただし、営業貸付金利利息と営業貸付金残高が有価証券報告書に記載していないクレジットカード会社については、営業利益のうち総合あっせん、個人あっせんなど手数料収入を主な収益とする部門を含んでいるため、貸金業ともっとも代替性が強い融資部門に限り、ここでは採用する。その際、貸出し金利は融資収益を融資取引高で割ったものとして求めている。一方、貸出し額については、営業貸付金残高と融資取引高を対数表示して求めている。

トービンq：[(負債合計+株式時価総額)/資産合計]とROA：[当期利益/総資産]は、成長性や貸出し機会の代理変数である。貸出し機会に対して貸出し資金が供給されていれば、共に係数は正が期待される。(+)

キャッシュフロー：[(当期利益+減価償却費)/売上高]は、内部資金の代理変数である。負債と株式の資金調達の両方に強く信用制約が加わってれば、正の係数が期待される。貸出しが内部資金に大きく依存する場合、企業は外部資金の調達による貸出しが困難であると考えられる²⁵。(+)

負債比率：[(短期借入金+長期借入金)/総資産]は、エージェンシー・コストの代理変数である。高い負債比率が企業の資金調達を制約する場合、係数は負が期待される。資本市場が非効率的であり株式市場から貸出し資金を調達できない場合は、企業は良い貸出し機会があっても積極的に貸出しが行えない²⁶。(－)

資金調達コスト：資金調達方法には、銀行借入れ以外にも社債発行等の方法があるが、いずれの資金調達方法においても利率が上昇すれば、企業にとって調達コストが高まるため、貸出額に対してマイナスの影響を及ぼす可能性が高い²⁷。(－)

²³Baltagi(2001)、Wooldridge(2001)にも示されているが、ラグつき従属変数が説明変数に含まれる場合、ラグつき従属変数が強外性(t期の誤差項がすべての期の説明変数と観察されない個体効果から独立である)の仮定を満たさないため、固定効果モデルによる推定量は一貫性を持たない。ただし、ラグつき従属変数が説明変数に含まれていても、弱外性(t期の誤差項がt期以前の期の説明変数と観察されない個体効果から独立である)ということであり、t+1期以後の説明変数とは相関していても構わない)の仮定さえ満たされていれば、操作変数を用いることによって、この問題を回避して推定する方法がAnderson and Hsiao(1982)、Arellano and Bond(1991)等により示されている。

²⁴過剰操作変数の問題を避けるために説明変数は原則ラグを1期に限定している(被説明変数である貸出金利のみ2期)。これは、サンプルの大きさに対して操作変数の数が多すぎると内生変数が過適応し、結果がOLSに近づくことがあるからである。注意すべき点は、操作変数が多すぎる場合にはHansen J statisticのp値が1に近づくことである。なお、本論文におけるArellano and BondのGMMは頑健な標準誤差を用いたワンステップ推計を用いている。

²⁵情報の非対称性が大きく資金調達源に明確な優劣がある場合は、内部資金が多い企業のほうが、貸出しが活発になる。逆に、資本市場が法的に整備されており、経営者・外部投資家・債権者の間で、情報の非対称性の影響が存在しない場合は、内部資金の大きさは企業の貸出しに影響を与えない。

²⁶Myers(1977)やHart and Moore(1995)においては、負債比率の増加が節税によって企業価値を増加させる一方で、債権者と経営者間の情報の非対称性によるエージェンシー・コストの増加により、過少貸出し問題を発生させ、企業価値を低下させることを指摘している。負債が大きい企業は倒産確率が高くなり、経営危機に陥りやすい。経営危機に陥った企業は、正の収益が予想される貸出し機会を実行しても、その収益は債権者が優先して得るため、経営者は利益を得ることができず、経営者は貸出しへの意欲を失う。

²⁷金利、利回りについては社債明細書、借入れ金明細書に記載している平均利率(最終利回り)をそれぞれ用いた。

また、前期の貸出し残高を含めた推定を行なうことにより、いわば短期的な需要曲線や供給曲線が過去のいきがかりから「歩み寄る」現象を考慮することができる。(+)

不良債権比率: [(貸倒れ損失金額+破産更生債権等振替金額)÷貸出し額(期末貸出し残高金額)] は借り手(需要側)の状態を直接に反映する指標である。同比率が上昇することは、同時に借り手の経済状態の悪化を意味するため、このことが借入れ需要を減退させている可能性が高い。

さらに、GDPは景気動向を示す指標であり、年次データであるため、すべての企業に共通の影響が及ぼされていると考えられる。たとえば、マクロ経済環境が好転している場合においては、すべての企業にとって、資金需要が高まるものと考えられる。(+)

以上紹介してきた実証分析のモデルに関する貸出し供給関数の推計式は全サンプルをプールした供給関数の推計式である。また均衡仮説を検定するため、全サンプルを用いた重回帰モデルの検証結果は、誘導型の推定式(3-4式)については表3に、構造型の供給関数の各推計式は(3-6式)については表4でそれぞれ表してある。また誘導型の推定においては、ハウスマン検定で調べた結果、全ての定式化でFixed Effect Model(固定効果モデル)が採択され、誤差項と説明変数に相関がないことが判明した。ここでは、紙面の都合上、Fixed Effect Modelの推定結果のみを載せている。

まず、表3をみてみよう。すべての変数の係数は理論的に予想された符号を持つものの、なかには統計的に見て有意でないものもある。たとえば、左端の欄の推定結果をみてゆくと、一期前の貸出金利の推定値は0.778で、標準偏差からみても $\mu_i = 0$ である仮説は有意水準1%のレベルでも十分棄却される。これは、一期前の貸出金利をみれば、今期の貸出金利を77.8%予測できることを示している。換言すると、貸出し金利は前期の実現値より、今期の均衡水準に向けて約22%しか調整されていないことを示しており、誘導型でみる限り、市場が均衡状態に向かっているという仮説は強く支持されない²⁸。ただし、金融市場における利子率の調整は、市場メカニズム以外の要因にも大きく左右される可能性があるため、この影響が大きいかどうかにはこの段階では触れないでおく。

表3: 誘導型による推定結果-Fixed Effect Modelによる最小二乗法の推定-

| 被説明変数: 貸出し金利 | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t |
|--------------|--------|-----------|-------|--------|-----------|-------|
| 貸出金利(1期前) | 0.778 | 0.056 | 0 | 0.764 | 0.059 | 0 |
| ROA | 0.005 | 0.002 | 0.014 | 0.005 | 0.002 | 0.013 |
| キャッシュフロー | -0.029 | 0.018 | 0.113 | -0.032 | 0.019 | 0.099 |
| トービンq | -0.023 | 0.010 | 0.026 | -0.024 | 0.012 | 0.043 |
| 負債比率 | 0.002 | 0.001 | 0.184 | 0.002 | 0.001 | 0.226 |
| 負債比率の2乗 | | | | 0.000 | 0.000 | 0.201 |
| 長期借入れ金利 | | | | -0.001 | 0.004 | 0.683 |
| 不良債権比率 | 0.165 | 0.069 | 0.019 | 0.165 | 0.069 | 0.019 |
| 社債利回り | | | | -0.001 | 0.003 | 0.68 |
| CP利回り | | | | 0.010 | 0.005 | 0.04 |
| 定数項 | 0.034 | 0.030 | 0.256 | 0.041 | 0.033 | 0.212 |
| 標本数 | 123 | | | 120 | | |
| 修正済み決定係数 | 0.786 | | | 0.803 | | |

時間ダミーの係数は掲載省略

次に、同時方程式バイアスの存在の問題²⁹と自己ラグ項と個別効果から生じるラグ付き内生変数の問題が存在する連立方程式で、一致性を満たすように(3-6式)の構造型の推定をするため、以下ではArellano-BondのGMM推定を用いる³⁰。この結果は以下の表4にまとめられている³¹。推定された係数の符号は予想どおり

²⁸ もっとも構造型においても、3段階最小二乗法などで需要曲線を推定する場合は、需要関数についての金利パラメータについても直接知ることができるため、均衡仮説の検証は可能である。ただし、本論文では、自己ラグ項と個別効果から生じる問題を避けるため、GMM推定しているため、明示的に需要曲線に対する金利パラメータを知ることができないので、不均衡分析の際に用いる検証は誘導型でとどめるを得なかった。

²⁹ これは、Wu-Hausman検定より、帰無仮説が有意水準5%で棄却されるため、 $R_{i,t}$ は内生性があると判断され、OLS推定では一致性を満たさない。GMM推定との比較のため、自己ラグ項と個別効果の問題はあるが、Fixed modelを操作変数法で推定した結果も表13に載せている。

³⁰ 他にも本論文では採用していないが、GMM推定とほぼ同一の結果を示すと言われる最尤法でも可能である。最尤法とは、需要関数と供給関数が定式化され、消費者金融への需要と供給の小さい方が実現するという仮定の下で、初期値と誤差項の分布を特定し、尤度を最大にするように需要関数・供給関数のパラメータを推定する方法である。具体的な尤度関数の定式化はKiefer(1980)によって与えられ

であり、ほとんどの係数が理論どおりに出ているが、なかには統計的に有意な値が出ていないものもある。たとえば、貸出し供給関数に対するキャッシュフローの影響については有意な値ではないが、予想される符号とは逆にマイナスに出ている。このことは、内部留保が大きくても企業の貸出しを増加させるものではない。さらに、資金調達コストがマイナスに有意な値が得られておらず、借り手のモラル・ハザードの可能性を考慮した為、たとえ調達コストが安価であったとしても、貸出しには結びつかず、むしろ貸出を抑えていることを裏づけている³²。また、1期前の貸出し残高の係数は大きく、しかも1に近いことは、消費者金融の貸出しに対する望ましい需要量の变化が緩慢であることを示唆している。特に注目すべきところは、金利を横軸に取った場合の供給曲線の傾きは-2.35で統計的に1%の水準でも有意な値が得られている。

表4: 構造型による推定結果-貸出供給曲線をArellano-BondのGMMで推計とFixed effectモデルでIV推計-

| 被説明変数: 貸出供給関数 | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t |
|------------------|--------------|-----------|-------|--------------|-----------|-------|-------------|-----------|-------|
| 貸出額(1期前) | 0.901 | 0.075 | 0.000 | 0.846 | 0.092 | 0 | 0.940 | 0.059 | 0 |
| 貸出金利 | -2.352 | 0.672 | 0.000 | -2.044 | 0.699 | 0.003 | -1.113 | 0.652 | 0.088 |
| 貸出し金利変化 | 0.820 | 0.426 | 0.054 | 0.561 | 0.427 | 0.188 | 0.200 | 0.520 | 0.701 |
| ROA | 0.019 | 0.008 | 0.016 | 0.006 | 0.009 | 0.518 | 0.020 | 0.010 | 0.052 |
| キャッシュフロー | -0.133 | 0.084 | 0.113 | -0.027 | 0.087 | 0.759 | -0.162 | 0.103 | 0.114 |
| トーピンq | 0.046 | 0.064 | 0.472 | 0.108 | 0.068 | 0.111 | 0.105 | 0.060 | 0.079 |
| 負債比率 | -0.006 | 0.009 | 0.551 | 0.001 | 0.009 | 0.901 | 0.020 | 0.009 | 0.028 |
| 負債比率の2乗 | | | | 0.000 | 0.000 | 0.591 | | | |
| 短期借り入れ金利 | | | | | | | | | |
| 一年以内借り入れ金利 | | | | | | | | | |
| 長期借り入れ金利 | | | | 0.036 | 0.020 | 0.067 | | | |
| 社債利回り | | | | 0.004 | 0.022 | 0.869 | | | |
| CP利回り | | | | 0.010 | 0.021 | 0.639 | | | |
| 定数項 | -0.009 | 0.007 | 0.199 | -0.006 | 0.008 | 0.454 | 0.288 | 0.831 | 0.729 |
| 標本数 | 80 | | | 80 | | | 123 | | |
| Sargan テスト | 63.22 [0.07] | | | 29.95 [0.32] | | | | | |
| 1次の自己相関のテスト | -2.1 [0.04] | | | -1.67 [0.11] | | | | | |
| 2次の自己相関のテスト | -0.12 [0.90] | | | 0.31 [0.76] | | | | | |
| Wu-Hausmanの定式化検定 | | | | | | | 3.59 [0.05] | | |
| 修正済み決定係数 | | | | | | | 0.772 | | |

右端の結果はIV推計。左・中央の結果はArellano-BondのGMMで推計。
 貸出金利の操作変数には、1期、2期前の貸出金利、ROA、負債比率それぞれの1期前を用いた。
 Sargan テストは過剰識別制に関する検定(帰無仮説は過剰識別性が満たされる)。()内はp値
 Arellano-Bondの2次の自己相関のテスト結果はz値で、()内は自己相関がないという帰無仮説を棄却する水準でp値である

一方、 $R_{i,t} - R_{i,t-1}$ の傾きは0.82とプラスに有意な値が出ているものもあり、(3-6式)には $R_{i,t} - R_{i,t-1} \geq 0$ の場合は貸出供給額 $L_{i,t}$ が減少するという条件に留意すると、推定した α_1 は β_1 より大であり、これより(3-1-1式)の貸出供給関数の係数値が(3-1-2式)貸出需要関数より大きいということがわかる。標準的な経済学の教科書では、説明変数を横軸に、被説明変数を縦軸で表した形式を取っているため、横軸が貸出額、縦軸が金利で表されている。しかし、本論文の実証分析では、被説明変数が貸出額、金利を説明変数としているので、表4の推定結果は標準的な経済学の教科書で表されている需要曲線・供給曲線の傾きの逆数として表されていることになる。したがって、需要曲線に比べ供給曲線の傾きはなだらかであることを示す。これより、市場均衡点よりも高い水準に金利が設定されている場合、貸金市場では超過需要が起きていることを示唆する。

さらに、貸出金利の推移をみると、図7、図8により、消費者金融会社の貸出金利は、出資法の上限金利の水準でほぼ留まっていることから鑑みれば、現在の消費者金融市場においては超過需要が起きていることを意味する。すなわち、「情報の非対称性が大きく、貸し手側にとって極めて貸し倒れリスクが大きいため、現在の金利水準では貸出し供給曲線は右下がりである」とする仮説1が採択されている。したがって、上記の金利規制の変更の影響を考慮していない推定結果によると、仮に市場均衡よりも高い水準からの金利1%の減少は、約82%の望ましい供給量の増加を引き起こすこともわかる。

ている (Maddala(1983)参照)。ただし、この方法は金利の変化という情報によって超過需要か超過供給かをを行わないため、本論文のように金利が貸出額に与える影響に着目した研究には沿わない可能性がある。

³¹誤差項が操作変数と直交しているかどうかを示すHansen J 統計量のp値と誤差項 $u_{i,t-1}$ が2階以上の系列自己相関しているかどうかを示すArellano-Bond 統計量を表示してある。ほとんどのGMM 推計でこれらの条件が満たされているため、本論文では最小2乗法の結果よりGMMの結果を重視することにする。

³²負債による資金調達を用いた場合、外部投資家と経営者の間のエージェンシー・コストも高くなるため、負債には過剰貸出しの抑制効果もある。

また、これらの推定方法の評価は、Sarganの過剰識別制約テストの結果から、5%有意水準で満たしておらず、Arellan-BondのGMM推定で用いた操作変数の過剰識別制約が満たされていることがわかる。さらにArellan-Bondの2次の自己相関テストによると、自己相関がないという帰無仮説を受容しているため、GMM推定量は一致推定を満たしているといえるため、信頼性の高い推定結果であることが、これらの検定より裏付けることができる。

3-3. 上限金利規制への追随率

以上では、貸出金利が市場の需給要因のみに反応しているという仮定の下で分析をおこなってきた。これに対し、消費者金融市場の貸出金利は金利規制になんらかの形で連動して決定されるという見方もできる。そのような場合、貸出金利が超過需要のみではなく、上限金利規制の変化に対しても直接反応するような状況を考えているということもできるであろう。

そこで以下では、前節の結果を踏まえ、貸出金利が規制に連動する部分と、均衡への部分調整メカニズムによる部分に要因分解し、体系を推定しなおすことにしてみる。上限金利規制のため、横並びに貸し出し金利が設定されているとする仮説2を検証するため、需給圧力によって均衡への調整される今期の金利の決定は、(3-7式)の右辺のように前期の金利と上限金利規制の変化への連動部分を反映しているとして追随率を定式化する。

$$(3-7式) \hat{R}_{i,t-1} = R_{i,t-1} + \lambda \text{regulation}_t$$

すなわち、t期首にt-1期までの金利水準および上限金利規制に関する情報のみで、上記の水準へ事前調整された後、t期内で部分的に均衡に向けて調整されると仮定する。したがって観察される金利水準は

$$(3-3'式) R_{i,t} = (1 - \mu_i) R_{i,t}^* + \mu_i \hat{R}_{i,t-1} = (1 - \mu_i) R_{i,t}^* + \mu_i R_{i,t-1} + \mu_i \lambda \text{regulation}_t$$

と書き表される。

このように、上限金利規制の連動部分を含む貸出し金利の部分調整式を包含するモデルの一致性を備えた推定方法を考える。ここで、貸出金利の変化のうち、均衡への調整部分を需要関数(3-1-2式)および供給関数(3-1-1式)に表される変数に関して解いて、(3-3'式)に代入し、次式を得る。

$$(3-4'式) R_{i,t} = \mu_i R_{i,t-1} + \frac{1 - \mu_i}{\alpha_1 - \beta_1} \left[\sum_{j=2}^N \beta_j Z_{i,t} - \sum_{j=2}^N \alpha_j X_{i,t} \right] + \mu_i \lambda \text{regulation}_t + \frac{1 - \mu_i}{\alpha_1 - \beta_1} [\varepsilon_{i,t,2} - \varepsilon_{i,t,1}]$$

誘導型である(3-4'式)は、検定の結果、全ての定式化でFixed Effect Modelが採択され、誤差項と説明変数に相関がないことが判明した。前節と同様、紙面の都合上、Fixed Effect Modelの推定結果のみを表5に載せている。

表5: 誘導型による推定結果-Fixed Effect Modelによる最小二乗法の推定-

| 被説明変数: 貸出し金利 | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t |
|--------------|--------|-----------|-------|--------|-----------|-------|
| 貸出金利(1期前) | 0.777 | 0.056 | 0 | 0.764 | 0.059 | 0 |
| ROA | 0.005 | 0.002 | 0.014 | 0.005 | 0.002 | 0.013 |
| キャッシュフロー | -0.029 | 0.018 | 0.112 | -0.032 | 0.019 | 0.099 |
| トービンq | -0.023 | 0.010 | 0.026 | -0.024 | 0.012 | 0.043 |
| 負債比率 | 0.002 | 0.001 | 0.186 | 0.002 | 0.001 | 0.226 |
| 負債比率の2乗 | | | | 0.000 | 0.000 | 0.201 |
| 長期借入れ金利 | | | | -0.001 | 0.004 | 0.683 |
| 社債利回り | | | | -0.001 | 0.003 | 0.68 |
| CP利回り | | | | 0.010 | 0.005 | 0.04 |
| 上限金利 | -0.002 | 0.006 | 0.771 | 0.002 | 0.012 | 0.87 |
| 定数項 | 0.036 | 0.031 | 0.243 | 0.039 | 0.033 | 0.236 |
| 標本数 | 123 | | | 120 | | |
| 修正済み決定係数 | 0.786 | | | 0.803 | | |

時間ダミーの係数は掲載省略

表6: 構造型による推定結果-貸出供給曲線をArellano-BondのGMMで推計とFixed effectモデルでIV推計-

| 被説明変数: 貸出供給関数 | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t | Coef. | Std. Err. | P> t |
|------------------|--------------|-----------|-------|--------------|-----------|-------|-------------|-----------|-------|
| 貸出額(1期前) | 0.897 | 0.075 | 0 | 0.849 | 0.091 | 0 | 0.947 | 0.064 | 0 |
| 貸出金利 | -2.245 | 0.667 | 0.001 | -2.087 | 0.672 | 0.002 | -1.097 | 0.658 | 0.095 |
| 貸出し金利変化 | 0.786 | 0.424 | 0.064 | 0.581 | 0.414 | 0.161 | 0.189 | 0.524 | 0.718 |
| ROA | 0.018 | 0.008 | 0.024 | 0.006 | 0.008 | 0.482 | 0.020 | 0.010 | 0.053 |
| キャッシュフロー | -0.128 | 0.085 | 0.135 | -0.035 | 0.084 | 0.681 | -0.164 | 0.103 | 0.113 |
| トービンq | 0.051 | 0.066 | 0.442 | 0.121 | 0.068 | 0.074 | 0.104 | 0.060 | 0.084 |
| 負債比率 | -0.004 | 0.009 | 0.67 | 0.000 | 0.009 | 0.995 | 0.019 | 0.009 | 0.042 |
| 負債比率の2乗 | | | | 0.000 | 0.000 | 0.506 | | | |
| 長期借入れ金利 | | | | 0.052 | 0.021 | 0.011 | | | |
| 社債利回り | | | | -0.005 | 0.022 | 0.801 | | | |
| CP利回り | | | | 0.009 | 0.021 | 0.655 | | | |
| 上限金利 | 0.033 | 0.039 | 0.397 | 0.008 | 0.041 | 0.852 | -0.009 | 0.031 | 0.771 |
| 定数項 | -0.013 | 0.009 | 0.147 | -0.009 | 0.010 | 0.37 | 0.230 | 0.859 | 0.789 |
| 標本数 | 78 | | | 127 | | | 123 | | |
| Sargan テスト | 60.15 [0.11] | | | 27.48 [0.44] | | | | | |
| 1次の自己相関のテスト | -2.32 [0.02] | | | -1.68 [0.10] | | | | | |
| 2次の自己相関のテスト | 0.12 [0.91] | | | 0.35 [0.73] | | | | | |
| Wu-Hausmanの定式化検定 | | | | | | | 3.48 [0.06] | | |
| 修正済み決定係数 | | | | | | | 0.772 | | |

右端の結果はIV推計。左・中央の結果はArellano-BondのGMMで推計。
 貸出金利の操作変数には、1期、2期前の貸出金利、ROA、負債比率それぞれの1期前を用いた。
 Sargan テストは過剰識別制に関する検定(帰無仮説は過剰識別性が満たされる)。「」内はp値
 Arellano-Bondの2次の自己相関のテスト結果はz値で、「」内は自己相関がないという帰無仮説を棄却する水準でp値である

表5の右端の推定結果をみると、上限金利規制に対する貸出し金利の追従率は、約0.2%と推定される。この値は、 $R_{i,t-1}$ の係数推定値よりも低めで統計的に有意な値は得られていないが、上限金利規制の引き下げが、供給関数を通じて貸出し金利へ影響を与え、市場における需給要因で説明できない部分が上記の推定値に表されていると考えられる。ただし、追従率は小さく、標本が規制対象となっている企業だけでなく、対象外の企業を含めた推定結果であることを考慮するならば、規制引き下げの対象になっていないカード会社などは、顧客離れを懸念し、規制の対象となった企業のように金利の引き下げに一斉に応じたわけではないことを推測させる。

しかも、金利の調整速度を表す μ_i の推定値は0.764と1に近く、t値も有意なので、上限金利規制の直接的影響を考慮しても、金利の調整速度を表す μ_i の値が依然として大きいため、均衡仮説を支持されされない。したがって、貸出し金利の需給要因に対する反応は非常に緩慢であるという結果に変わりない。

次に、この誘導型の推定から得られた追従率の推定値を使って、金利の超過反応部分を算出し、(3-6式)に代入することによって超過需要と超過供給の判定をする。

$$\text{すなわち、(3-3'式)は } R_{i,t} - R_{i,t-1} - \lambda \text{ regulation}_t = \frac{(1 - \mu_i)}{\mu_i} (R_{i,t}^* - R_{i,t}) \text{ より、}$$

$$\begin{aligned} \text{(3-6'式) } L_{i,t} &= L_{i,t}^D - (\alpha_1 - \beta_1)(R_{i,t}^* - R_{i,t} - \lambda \text{ regulation}_t) \\ &= \beta_1 R_{i,t} + \sum_{j=2}^N \beta_j Z_{j,i,t} - \frac{\mu_i}{1 - \mu_i} (\alpha_1 - \beta_1)(R_{i,t} - R_{i,t-1} - \lambda \text{ regulation}_t) + \varepsilon_{i,t,2} \end{aligned}$$

を得ることができる。

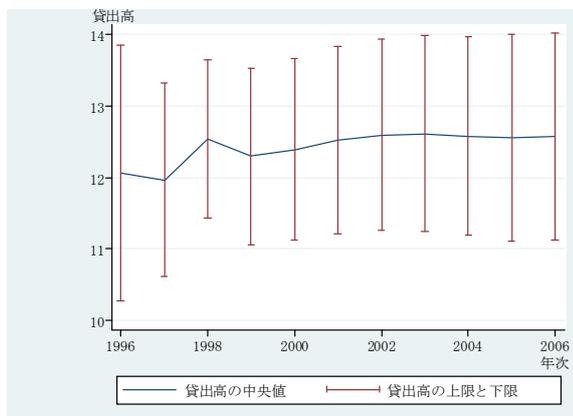
これらについて、前節と同様Arellan-BondのGMM推定を用いる。構造型の推定結果は、表6に示している。上限金利規制の変数を入れていない場合(表4)と比較するとわかるように、上限金利規制の直接的影響を考慮に入れても、両関数の推定値は大きく変化しない。特に、金利の調整速度を表す μ_i の値は、依然として均衡仮説を支持しない。つまり、上限金利規制が、貸出金利に若干の直接的影響を与えることが確認されるとともに、金利の需給要因に対する反応は非常に緩慢であるということが、この分析によっても明らかになったといえる。

金利について推定した結果を再度確認すると、 $R_{i,t} - R_{i,t-1}$ の傾きは0.786と有意水準10%でプラスに値が出ている。また、金利規制の引き下げにより望ましい需要量以上に貸し出しが伸びる(左端の推定結果に着目す

ると、金利1%下げると供給量は約80%の増加という事実も確認できる。 $R_{i,t} - R_{i,t-1} \leq 0$ の条件に注意すると、 $\alpha_1 > \beta_1$ と(3-1-1式)の供給関数のほうが金利の係数値は大きい。貸出額を横軸に金利を縦軸で表した場合、前節と同様、需要曲線・供給曲線の傾きはそれぞれの傾きの逆数になるので、需要曲線に比べ供給曲線の傾きは緩やかになっていることがわかる。

この分析結果からも2-3節の貸金市場の均衡で考察した(1)の上限金利規制水準が均衡Aの金利水準を上回るケースである。このような場合には、均衡水準よりも高い水準に上限金利規制があれば、超過需要が起きているといえるだろう。したがって、上限金利規制水準が引き下げられると、金利水準が市場均衡の金利水準に近づくこととなり、社会的余剰は増加するため望ましい政策である。

図9:消費者向け貸金業者の貸出高の推移



4. まとめ

以上の分析により、貸金市場は借り手に関する情報の非対称性が著しく、貸し倒れリスクが高いため、こうした背景を反映した貸出しを業者は行っている。したがって、金利が高くなるにつれて貸金業者は貸出しを減らす傾向にあるため、情報の非対称性が大きい場合は、まず貸出し金利の上昇により貸出し機会が削減される。本論文で明らかになった点は、次の3点である。

第一に、貸出し供給曲線は右下がりとなっており、貸金市場はワルラス不安定の状態にあるといえる。第二に、現行の貸金市場においては、上限金利規制の水準で貸出しが行われており、供給曲線が右下がりであり、かつ超過需要が発生している。第三として、上限金利規制の引き下げに対する他の貸金業者の追随率は低く、金利引下げ規制の対象となっていないクレジット・カード会社や信販会社などは必ずしも貸出金利を引き下げているようには見えない。

したがって、2000年6月に施行された上限金利の引き下げの効果は、貸金市場にはそれほど影響を与えていないように思われる。だが、供給曲線が右下がりかつ超過需要が発生している状況では、上限金利規制の水準が引き下げられ、市場均衡の金利水準に近づくほど、社会的余剰は増加することになる。よって、上限金利規制引き下げ政策は、社会的に見て望ましいものである、ということが出来る。

ただし、政府が貸金市場についてどれだけ詳細な情報を有しているかは判断できないため、規制強化による規制の失敗が発生して社会的利益が失われる可能性はある。本論文の金利水準では不均衡状態で超過需要が発生していると考えられる。需要曲線の形状が完全にわからないかぎり複数均衡の可能性などがあるため、望ましい上限金利を導き出すことは困難であり、安易に上限金利を引き下げる政策は危険性が伴うことにも配慮すべきである。

また、貸金業者が貸し出しを行なう際に、内部資金の量が制約になっていない。すなわち、貸出し量が内部資金に依存しておらず、業者は外部資金を調達する際、エージェンシー・コストが高くなく、負債による規律は働いていない。このことは、ノンバンク社債法の制定があったことで、社債資本市場へのアクセスが緩和された影響も追い風となっており、資金調達に関する制約の可能性はほとんど見られないといえるだろう。

う。

もっとも、上記の分析結果については、上場している大手の貸金業者20社を研究の対象としたものであるため、サンプルがかなり限定されている可能性があるという問題を内包している。その結果、上場している大手の貸金業者のみを対象とした本論文の結果と中小の企業、あるいは個人業者を含めた分析結果とは異なる可能性も予想される³³。だが、本論文においては上限金利引下げの対象となっている消費者金融と事業者金融だけでなく、その対象となっていない販売信用を含めた貸金を分析の対象とすることにより、政府の貸出金利規制の強化が、貸金市場全体にどのような影響を及ぼすのか、どのように効果が浸透してゆくのかが見えてくる。

参考文献

- 筒井義郎・晝間文彦・大竹文雄・池田新介(2007)「上限金利規制の是非：行動経済学的アプローチ」,『現代ファイナンス』No.22, 日本ファイナンス学会, pp.25-73.
- 都築治彦・三好祐輔(2007)「消費者金融の実態調査」, mimeo.
- 中村賢一(2006)「破産法の第三者による認定問題 一何故、消費者信用市場で多重債務者が急増するのか?」,『法と経済学研究』, 2巻1号, 法と経済学会, pp.3-44.
- 早稲田大学消費者金融サービス研究所(2006), 「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」 IRCFS06-002, 早稲田大学消費者金融サービス研究所.
- Anderson, T.W. and C. Hsiao (1981) "Estimation of dynamic models with error components". *Journal of the American Statistical Association* 76, pp.598-606.
- Anderson, T.W. and C. Hsiao (1982) "Formulation and estimation of dynamic models using panel data", *Journal of Econometrics* 18, pp.47-82
- Arellano, M. and S. R. Bond (1991) "Some tests of specification for panel data: Monte Carlo evidence and an application to employment equations", *Review of Economic Studies* 58, pp.277-297.
- Baltagi, B. H. (2001) *Econometric Analysis of Panel Data*, Wiley and Sons, New York.
- Fair R. and D. Jaffee (1972) "Methods of estimation for markets in disequilibrium," *Econometrica* 40, pp. 497-514.
- Freixas, X and J. Rochet (1997) *Microeconomics of Banking*, MIT Press.
- Hayashi, F. (2000) *Econometrics*. 1st ed. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Harris, M. and A. Raviv (1990) "Capital Structure and the Information Role of Debt," *The Journal of Finance*, Vol.45 (2), pp.321-349.
- Hart, O. and J. Moore (1995) "Debt and Seniority: An Analysis of the Role of Hard Claims in Constraining Management," *The American Economic Review*, Vol. 85(3), pp. 567-585.
- Hodgman, D. R. (1960) "Credit Risk and Credit Rationing," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.74(2), pp.258-278.
- Jaffee D. and F. Modigliani (1969) "A Theory and Test of Credit Rationing," *The American Economic Review*, Vol. 59(5), pp. 850-872
- Jorgenson, D.W. and J.-J. Laffont (1974) "Efficient estimation of nonlinear simultaneous equations with additive disturbances," *Ann. Econ. Soc. Measure*, Vol. 3, pp. 615-64.
- Kiefer, N. (1980) "A Note on Switching Regressions and Logistic Discrimination," *Econometrica*, Vol. 48 (4) pp. 1065-1069.
- Lang, L., E. Ofek and R. M. Stulz (1995) "Leverage, Investment, and Firm Growth," *Journal of Financial Economics*, Vol.40 (1), pp.3-29.
- Leland, H. E. and D. H. Pyle (1977) "Information Asymmetries, Financial Structure, and Financial Intermediation,"

³³たとえば、上限金利が引き下げられたことで昨今、経営難に陥っている貸金業者の営業利益をさらに圧迫し大きな打撃を与えるとして危惧する意見もある。貸金業者の間では、低い金利で優良な借手を獲得すべく激しい競争がおこり、そうした優良な顧客の獲得に成功した体力ある企業と、そうではない特に中小の貸金業者との格差が拡大し、二極化が進むと考えられるのであれば、中小の貸金業者についても考察する必要性がある。

Journal of Finance, Vol.32 (2), pp.371-387

Maddala, G. and F. Nelson (1974) "Maximum likelihood methods for models for markets in disequilibrium, "
Econometrica, Vol.42, pp.1013–1030.

Maddala G. (1983) *Limited-dependent and Qualitative Variables in Econometrics*, Cambridge University Press.

Myers, S. and N. Majluf (1984) "Corporate finance and investment decisions when firms have information that investors do not have, " *Journal of Financial Economics*, Vol.13, pp.187-221.

Myers, S. (1977) "Determinants of Corporate Borrowing, " *Journal of Financial Economics*, Vol.5, pp.147-175.

Stiglitz, J. E. and A.Weiss (1981) "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information," *The American Economic Review*, Vol. 71(3), pp. 393-410.

Wooldridge, J. M. (2001) *Econometric analysis of cross section and panel data*, Cambridge,MA: MIT Press.